印ノ上前日迄ニ本社へ御送附願上候尚本代理人氏名御記入無之候ハハ當方ニ於テ便宜取計ヒ可申ニ付此段申添候也

昭和×年×月×日

株主 × 某 殿

××株式會社取締役

社長 × 某 ㊞

株主總會開催公告 書式實例二百三（株主總會開催公告）

公 告

一、營業報告書、貸借對照表、財産目錄承認ノ件
二、損益計算書並ニ利益金處分案承認ノ件
三、×市ニ支店設置ノ件
四、取締役×某、監査役×某任期滿了ニ付後任選任ノ件

以 上

來ル昭和×年×月×日東京市××區×町×番地××ホテルニ於テ本社第×回定時總會（又ハ臨時總會）開催仕候間本社無記名式株式所有者ハ定款第×條（又ハ商法第百六十一條）ニヨリ會日ヨリ一週間前ニ右株券供託ノ上御出席相成度候也

會議目的事項

一、營業報告書、貸借對照表、財産目錄承認ノ件
二、損益計算書並ニ利益金處分案承認ノ件
三、×市ニ支店設置ノ件
四、取締役×某、監査役×某任期滿了ニ付後任選任ノ件

右公告ス

昭和×年×月×日

××株式會社

判例

五六三、總會招集通知

九六〇、大審院 會社カ株主總會ヲ招集スルニハ必ス二週間前ニ招集ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス（明治四三年オ第二八九號同四四年三月二三日判決）

九六一、同 上 若シ通知ヲ受ケサルモノアルトキハ其者カ縱令總會ニ出席シタル事實アリトスルモ總會ノ決議ハ無效ナルヲ免レス（同上）

五六四、第一項各株主ノ意義

九六二、同 上 商法第一五六條第一項ニ所謂各株主トハ記名式ノ株券ヲ有スル株主ヲ指稱セルモノトス面シテ記名式ノ株券ヲ有スル株主トハ同第一七一條及ヒ第一七二條ノ規定ニ從ヒ株主タル名簿ニ其氏名住所ヲ記載シ且ツ自己ノ氏名ヲ株券ニ記載シタル者ノ謂ナリ（明治四〇年オ四二號同年五月二〇日判決）

九六三、長崎控訴 商法第一五六條第一七〇條第一七四條第一八二條等ニ於テ株主總會ノ招集ヲ以テ取締役又ハ監査役ノ職務トシ例外トシテ少數株主ノ總會招集ヲ爲シ得ルコトヲ規定セルニヨリテ見ルトキ會社の機關

ハ總會ノ成立スルニハ先ツ其招集ヲ要スルモノトス（大正九年ア七四號同一〇年二月二四日判決）

五六四、招集事務

九六四、東京地方　株主總會招集ノ如キハ會社内部ニ於ケル業務ノ執行ニ屬スルモノニシテ定款ニ特別ノ定ナキ限リ其招集ニ付テハ商法第一六九條ノ規定ニ準據シ取締役適牟數ノ決スル所ニ從ヘサルヘカラス（大正一〇年ワ二六三六號同年一一月四日判決）

九六五、東京控訴　株式會社ノ取締役カ郵送ニ付スヘク株主總會招集通知ノ端書ヲ同會社ノ小使ニ交付シタリトスルモ之ヲ株主ニ對シ通知シタルモノト謂フヲ得サルモノトス（大正三年ネ九一號同年六月三日判決）

五六六、二週間ノ算定法

九六六、東京地方　商法一五六條第一項ノ會日ヨリ二週間前ト云フハ會日ヲ除キ其前日ヨリ遡リテ二週間即チ一四日ノ滿了シタル其前ト云フ意義ニ外ナラス（大正六年ツ二九一號同年四月一四日判決）

九六七、東京控訴　商法一五六條ニ於ケルカ如ク週ヲ以テ期間ヲ定メタルトキハ期間ノ初日ハ之ヲ算入セサルモノナレハ總會ヲ二〇日ニ招集センニハ二〇日ヲ除キ其前日ヨリ遡リテ二週間即チ一四日ノ期間カ六日ヲ以テ滿了スルヲ以テ遲クトモ五日中ニ招集通知ヲ發スヘキモノトス（大正六年ネ二九〇號同年八月一日判決）

九六八、東京地方　商法第一五六條ニ會日ヨリ二週間前ニ通知ヲ發スルコトヲ要スト定メタルハ若シ八月八日ニ招集センニハ會日タル八月八日ヲ除キ遡リテ二週間即チ十四日ノ期間ヲ滿了セル七月二十五日ニ發スルコトヲ要スト云フ意義ニ外ナラス即チ十四日目ニ該當スル二十五日ニ發スルヲ以テ足レリトセス遡ルモ七月二十四日中ニ通知ヲ發セサルヘカラサルモノトス（大正一〇年ワ二六三六號同年一一月四日判決）

九六九、浦和地方　株式會社ニ於テ株主總會ヲ招集スルニハ定時總會タルト臨時總會タルトヲ問ハス會日ヨリ二週間前ニ各株主ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要スル而シテ二週間ノ期間計算ニ於テハ商法ニ別段ノ規定ナキヲ以テ民法ノ規定ニ從ヒ週ヲ以テ期間ヲ定メタルトキハ期間ノ初日ハ之レヲ算入セス且ツ初メヨリ期間ヲ起算セサル

ルトキハ其期間ハ最後ノ週ニ於テ其起算日ニ應當スル日ノ前日ヲ以テ滿了スヘキモノトス（明治三七年一一月三日判決）

五六七、招集ノ理由ノ記載

九七〇、大審院　商法一五六條第二項ノ規定ハ株主ヲシテ總會ノ目的及ヒ其總會ニ於テ裁決セラルヘキ事項如何ヲ豫知スルコトヲ得セシメ其決議權ヲ行フニツキ十分ノ準備ヲ爲サシムルノ法意ナリトス故ニ會社カ株主ニ爲ス總會ノ通知ニハ其議事日程タルヘキ事項如何ヲ了解スルコトヲ得セシムルニ足ルヘキ記載アルコトヲ要ス（明治三七年オ七三三號同年五月二日判決）

九七一、東京控訴　商法第一五六條第二項ニ於テ總會招集ノ通知ニ特ニ決議スヘキ事項ヲ記載スルヲ要スト爲ス所以ノモノハ株主ヲシテ討議スヘキ事項ノ利害得失ヲ調査シ議決權行使ノ準備ヲ爲サシムルニアルヲ以テ決議スヘキ事項トシテハ必ス予メ討議スヘキ事項ノ内容ヲ知ラシムルニ足ルヘキ記載アルコトヲ要ス（明治三八年キ七二九號同年一〇月一〇日判決）

五六八、目的事項ノ意義

九七二、大審院　株式會社カ一定ノ金員ヲ借入レントスル場合ニ於テ其利率及ヒ償還期限ノ如キ若クハ借入ノ實行ヲ取締役又ハ株主中ヨリ委員ヲ選出シテ一任スルカ如キハ唯附隨ノ事項タルニ過キスシテ商法第一五六條第二項ノ所謂決議スヘキ事項ニ該當セス（明治四二年オ二一一號同年一〇月一九日判決）

九七三、東京地方　航海ヲ業トスル株式會社ノ定時總會ニ於テ航路擴張及ヒ船舶改良資金ニ付決議スルモ之等ノ事項ハ利益配當ニ關スル附屬的ノモノニシテ獨立ノ決議事項ニアラサレハ利益配當ニ付キ豫メ通知シアルヲ以上ハ右事實ヲ通知シ置カサレハトテ其決議ヲ無效ナリト云フヲ得ス（明治三四年ワ二一五九號同三五年四月二九日判決）

五六九、招集手所

九七四、廣島控訴　商法一一〇條ハ定款ニ本店所在地ヲ記載スルコトヲ要スル旨ヲ規定シ商法第一七一條ニハ定款總會ノ決議ヲ以テ株主ノ員數及ヒ營業ノ狀況株主名簿社債原簿ヲ必ス本店ニ備ヘ置クヘキコトヲ要スル旨ヲ規定シ

等ヲ本店ニ於テ一目瞭然タラシムルコトヲ推考スレハ株主總會招集ノ場所ニ付テハ商法中ニ規定スル所ナシト雖モ之カ爲メニハ法律ハ其招集場所ヲ全然會社ノ業務執行機關タル取締役ニ一任シタルモノト謂フヘカラスシテ寧ロ特殊ノ事情ナキ限リ原則トシテ會社ノ本店所在地ニ之ヲ招集スヘキ法意ナリト解スヘキモノトス（大正一一年ヲ五八號同年六月二日判決）

九七五、東京地方　我商法上株主總會招集ノ場所ニ關シテハ何等規定スル所ナキヲ以テ或ハ定款ニ一箇又ハ數箇ヲ定ムルコトヲ得ヘク或ハ又株主總會ニ於テ次期ノ招集地ヲ選定スルモ可ナルヘク唯定款ニ之レヲ定メタル時ハ其規定ニ從ハサルヘカラサルハ勿論ナリトス（大正一〇年ヲ三四四五號同一一年三月六日判決）

九七六、宮城控訴　株主總會ニ付會社定款中開會ノ場所ニ付特別ノ定ナキニ於テハ株主總會ハ會社本店ニ於テ開クヘキモノナルコトハ法ノ解釋上明ナルニ依リ其總會ノ會場ヲ會社本店所在地外ナル某市ト定メテ招集シタルハ總會招集ノ方法カ商法ノ規定ニ違反シタルモノナルニ依リ縱令其總會ニ於テ決議ヲ爲スモ其決議ハ無效宣言ヲ受クヘキモノトス（大正一〇月一月二四日判決）

九七七、廣島地方　最初會社設立ノ際ハ資本ノ中心甲地ニ在リタルカ爲メ甲地ヲ本店所在地ト爲シタルモ其後資本ノ中心地ニ移動ヲ生シ株式並ニ株主ノ大多數カ乙地ニ集合シタル場合ニ在リテハ會社及大多數ノ株主ノ利益ノ爲メニ本店所在地外ナル乙地ニ於テ株主總會ヲ招集スルモ必スシモ之レヲ以テ其招集手續ヲ違法ナリト謂フヲ得サルモノトス（大正一一年ヲ五八號同年六月二日判決）

九七八、東京地方　帝國領土外ニ於テ總會招集ノ無效ナルハ固ヨリ論ナク縱令帝國領土内ナリト雖モ極メテ僻遠ノ地ニ開催シ事實上株主ノ議決權ノ行使ヲ制限若クハ不能ナラシメタリトスルトキハ之ヲ無效ナリト解スヘキモノトス（大正一〇年ヲ三四四九號同一一年三月六日判決）

第百五十七條　定時總會の招集

定時總會は毎年一回一定の時期に於て取締役之を招集することを要します。年二回以上利益の配當を爲す會社では毎配當期に總會を招集する必要があります。

この規定に依りて定時總會を招集するものは必ず取締役であります。定時總會のことを通常總會とも申します。之れは臨時總會に對して謂ふのであります。臨時總會は必要ある毎に取締役之を招集致します。

第百五十八條削除
第百五十九條　臨時總會ノ招集

臨時總會は必要ある毎に取締役之を招集致します。

定時總會は毎年一回定期に開催するのであります（年二回以上利益の配當を爲す會社では二回定時に開催す）乍然定時總會の外臨時に必要ある時は總會を招集することが出來るのであります。

第百六十條　少數株主權

資本の十分の一以上に當たる株主は會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して總會の招集を請求することを得。

取締役が前項の請求ありたる後二週間内に總會招集の手續を爲さざるときは其請求を爲した株主は裁判所の許可を得て其招集を爲すことを得。

本條に定めた資本の十分の一の株主の有する臨時株主總會招集の權利を少數株主權と謂ふのであります。少數株主權とは會社の大株主が會社の重役全部を占領して業務を執行する爲め少數の株式を有する者の利益を害し從つて會社の存立の目的を害すると謂ふ重大な時に之れを妨止する爲めに許された權利であります。

この權利は總會招集を請求する權利でありましてこの總會を招集するものは依然として取締役であります。取締役が二週間内に之れを招集しない場合に限り裁判所の許可を得て總會招集の權利があるのであります。

株主總會招集請求書

書式實例二百四　（株主總會招集請求書）

會社の機關

株主總會招集請求書

一、會議ノ目的

當會社定款第×條ヲ改正シ資本金ヲ百五拾萬圓ニ增加スルコトヲ決議ス

（又ハ取締役×某ヲ解任ス）

二、招集ノ理由

當會社ノ資金總額ハ定款第×條ニ依リ金百萬圓ナルモ會社目的事業タル航海業ヲ營ムニハ資本ヲ百五拾萬圓ニ增加シ以テ一層事業ヲ擴張スルノ必要アリト信ス

（又ハ取締役×某ハ刑事被告人タルノ嫌疑ヲ受ケ爲メニ當會社ノ信用上多大ノ影響ヲ與フルヲ以テ來ル定時總會ヲ待ツコトヲ得ス之レ臨時總會招集ノ理由ナリ）

右目的及ヒ理由ニ依リ總會招集相成度商法第百六十條ニ依リ（又ハ定款第×條）資本金十分ノ一以上ニ當ル株主タル下名等ニ於テ此段及請求候也

昭和×年×月×日

東京市×區×町×番地

株主　×　某　㊞

東京市×區×町×番地

株主　×　某　㊞

（以下列記）

株主總會招集許可申請書　書式實例二百五

（株主總會招集許可申請書）

××株式會社取締役　×　某　殿

株主總會招集許可申請

東京市×區×町×番地

株主　×　某

五百株

以下列記

申請ノ趣旨

別紙會議ノ目的及招集ノ理由ニ依リ申請人等ニ於テ株主總會ヲ招集スルノ許可相成度候也

申請ノ理由

右××株式會社ノ資本總額ハ定款第×條ニ依リ金百萬圓一株金額金五十圓拂込濟株數二萬株ナル處現時會社事業ノ狀況ヲ見ルニ營業カ航海業タルカ爲メ其資金總額ヲ百五拾萬圓ニ增加シ不況時ニ備ヘ以テ一層事業ヲ擴張スルノ必要アリト信スルヲ以テ右定款ヲ改正シ以テ資本增加ノ決議ヲ爲ス爲メ（又ハ右××株式會社ハ取締役×某カ刑事被告人タルノ嫌疑ヲ受ケ目下司法當局ニ於テ取調ヘ中ニ屬シ而カモ其ノ內容カ新聞紙上ニ發表セラレタルカ爲メ會社ノ信用ヲ失墜シタル結果トナリタルニ因リ之レカ解任ヲ決議スル爲メ）資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主タル申請人等ハ昭和×年×月×日商法第百六十條ニ基キ總會ノ目的及ヒ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ同會社取締役何某ニ提出シタルニ自後二週間ヲ經過スルモ之レカ招集ノ手續ヲ爲サス依而商法第百六十條第二項ニ依リ玆ニ株主總會招集ノ申請ヲ爲ス次第ニ有之候

會社の機關

證據書類

一、取締役ニ對シテ總會招集ヲ請求シタル書面

一、定款

昭和×年×月×日

東京地方裁判所判事　×　某　殿

臨時株主總會招集通知書

書式實例二百六　（臨時總會招集通知書）

拜啓來ル×月×日（×曜日）午前十時ヨリ東京市×區×町×番地××倶樂部ニ於テ臨時株主總會ヲ開キ左記議案ニ就キ御決議相願度候間御出席被成下度此段御通知申上候也　敬具

東京市×區×町×番地

××株式會社

取締役社長　×　某

追而當日御出席御差支ヘ候ハハ別紙委任狀ニ御記名御調印ノ上御送附相成度候也

株主　×　某　殿

議　案（別紙）

第一議案　××株式會社ハ株式會社××商會ヲ合併ス

右

株主　×　某　㊞

（外連名ノコト）

壹通

第二議案　前項合併ニ關スル左記契約承認ノ件

契　約　書

××株式會社（以下單ニ甲ト稱ス）及ヒ株式會社××商會（以下單ニ乙ト稱ス）ハ左記各條ニ依リ合併契約ヲ爲ス

第一條　甲ハ本契約締結ノ日ニ於ケル乙ノ財産目錄、貸借對照表、損益計算書、其他ノ現狀ヲ基礎トシ乙ヲ合併シ乙ハ合併ニ依リ解散ス

第二條　乙ハ本契約締結以後受渡完了ニ至ル迄善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ業務ノ執行財産ノ管理、其他權利保全ノ責ニ任スルモノトシ動産不動産ノ賣買讓與、權利ノ移轉、業務ノ負擔其他特別ノ支出ニ就テハ豫メ甲ノ承認ヲ受クルモノトス

第三條　甲ハ乙ヲ合併シタルニ因リ甲ハ乙ノ本店所在地ニ支店ヲ設置シ營業スルモノトス

第四條　合併期日ハ主務官廳ノ合併及甲ノ定款變更ニ關スル認可書到達後七日以內トシ甲乙兩者協議決定スルモノトス

第五條　甲ハ合併ノ結果トシテ資本金五拾萬圓ヲ增加シ壹株ノ金額五拾圓內金拾貳圓五十錢拂込濟株式壹萬株ヲ發行シ乙ノ株主ニ對シ乙ノ株式額面五拾圓內金拾貳圓五拾錢拂込濟株式壹株ニ付上記株式壹株ヲ交附スルモノトス

第六條　本合併ハ昭和×年×月×日上期中ニ完成スルモノトシ配當金ハ前期間ニ於ケル兩者ノ割合ニ依ル

第七條　乙ノ讓渡シタル資產中合併實行後二ケ月以內ニ於テ瑕疵ヲ發見シタルトキハ甲ニ對シ乙

ノ取締役ハ個人ノ資格ヲ以テ其ノ金額ニ付連帯シテ賠償ノ責ニ任スルモノトス

第八條　甲ハ本契約ニ依リ受渡シ當時ニ於テ現ニ乙ノ使用スル使用人ヲ新規採用ノ方法ニ依リ採用ス

第九條　本契約ニ規定セル事項以外ト雖モ合併ニ關シ必要ナル事項アルトキハ本契約ノ主旨ニ依リ甲乙代表者ニ於テ適宜之レヲ協定シ執行スルコトヲ得ルモノトス

第十條　甲乙ハ本契約ノ承認並ニ其實行ニ關シ必要ナル決議ヲ得ルカ爲メ昭和×年×月×日午前十時ヲ期日トシ雙方同時ニ株主總會ヲ招集スルモノトス

第十一條　甲ハ前條總會ヘ取締役一名增員ノ議案ヲ提出シ乙ノ重役中ヨリ之ヲ選任スルモノトス

第十二條　本契約ハ甲乙雙方又ハ甲乙一方ノ株主總會ニ於テ其承認ヲ得サルトキ又ハ事實上並ニ法律上不可能トナリタルトキハ何等ノ手續ヲ要セス當然無效タルモノトス

右契約ヲ證スル爲メ本書二通ヲ作成シ雙方記名調印ノ上各一通ヲ保有ス

昭和×年×月×日

東京市×區×町×番地
××株式會社
取締役社長　×　某　㊞

大阪市×區×町×番地
株式會社××商會
取締役社長　△　某　㊞

第三議案　定款變更ノ件

定款第×條第×條及ヒ第×條ヲ左ノ通リ變更ス

第×條「當會社ノ資本金ハ金百萬圓トス」トアルヲ「當會社ノ資本金ハ金百五拾萬圓トス」ト變更ス

第×條「當會社ノ本店ヲ東京市ニ支店ヲ名古屋市ニ置ク」トアルヲ「當會社ノ本店ヲ東京市ニ支店ヲ名古屋市及ヒ大阪市ニ置ク」ト變更ス

第×條「當會社ノ株式ハ貳萬株トシ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス」トアルヲ「當會社ノ株式ハ參萬株トシ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス」ト變更ス

第四議案　取締役壹名選擧ノ件

以上

總會では取締役の提出した書類及び監査役の報告書を調査せしむる爲め特に檢査役を選任することが出來ます。この規定で總會では第百二十四條の裁判所が選任する場合の外檢査役を選任して提出書類及び報告書を檢査させることが出來るのであります。

第百六十條ノ二　檢査役の選任

檢査役選任決議書

書式實例二百七　（檢査役選任決議書）

決　議　書

本社第×回株主總會ニ於テ取締役ノ提出シタル書類及ヒ監査役ノ報告書ヲ調査セシムル爲メ株主×某及△某ヲ檢査役ニ選任シ其ノ調査ヲ爲サシム

昭和×年×月×日

會社の機關

第百六十一條　株主の決議權

（この決議は普通決議錄の末尾に付するものであります、又檢査役は決議錄に署名捺印するのであります。）

總會の決議は本法又は定款に別段の定ある場合の外出席株主の議決權の過半數で之れを爲すのであります。

無記名式の株券を有する者は會日より一週間前に其株券を會社に供託するのであります。株主は代理人を以て其の議決權を行ふことを得、但し其の代理人は代理權を證する書面を會社に差出す必要があります。又總會の決議に付き特別の利害關係を有する者は其の議決權を行ふことを得ません。

會社の株主總會は意思決定の機關であります。この決議は株主の議決權の過半數で決するものであります。人頭數に依らず株式の數に依るのであります。この事は株式會社が資本團體である性質から出た當然の事であります。

無記名式の株券を有する者は會日より一週間前に其株券を會社に供託するのであります若し供託しない株主は議決權を行ふことは出來ないのであります。

代理人を以て議決權を行はせることは出來ます。其の代理人の資格は定款に特に成年男子であること又他の本社株主たることを定むることを得るのであります。特殊銀行例へば日本勸業銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行では議決權を有する株主でない人は代理人たる資格がないことになつて居ります。

委任狀

書式實例二百八（委任狀）

二錢收入

委　任　狀

拇者儀本社株主×某ヲ部理代理人トシ左ノ權限ヲ委任ス

一、昭和×年×月×日開會ノ第×回定時（又ハ臨時）株主總會及ヒ其ノ繼續會ニ出席シテ議決權ヲ行使スル一切ノ件

右委任狀仍而如件

昭和×年×月×日

×株式會社

株主　×　某　㊞

又決議に特別の利害關係ある者は議決に加はる事が出來ないのであります、例へば或る取締役を解任する場合に其の取締役は決議に加入する事が出來ないのであります。

五七〇、議決權行使ノ義務

判例

九七九、宮城控訴　株主ハ株主總會ニ出席シテ議決權ヲ行使スル權利アルハ勿論ナレトモ其義務アルニ非サルヲ以テ兩個ノ株主總會カ同日同時刻ニ異ナリタル場所ニ於テ招集セラルル旨ノ通知アリタルトキハ株主ハ自己ノ判斷ニ依リ其適否ヲ審査シ其ノ何レノ招集ヲモ適法ト認メサルトキハ其ノ何レノ總會ニモ出席スルコトナク徐ロニ其ノ總會ニ於テ決議ヲ爲スヲ俟チ之ニ對シ商法第一六三條ノ訴權ヲ行使スルコトヲ得ヘク其訴權ノミヲ有スルニ過キス從ツテ會社ノ株主又ハ監査役トシテ總會ノ決議ニ先タチ總會ヲ開會セシメサルヘキ實體上

會社の機關

ノ權利ヲ有セサルモノトス（大正一〇年一月二四日判決）

五七一、過半數ノ意義

九八〇、東京地方　商法第一六一條第一項ニ依レハ總會ノ決議ハ同法又ハ定款ニ別段ノ定アル外出席シタル株主ノ決議權ノ過半數ヲ以テ爲スコトヲ要シ其他別ニ出席株主中ヨリ決議ニ特別ノ利害關係アル爲メ其議決權ヲ行フコトヲ得サルモノ又ハ之ヲ代理人トシテ其議決權ノ行フモノヲ除キ殘餘ノ株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ決議ヲ爲スコトヲ許シ若シ斯ル利害關係ヲ有スルモノヲ代理人トシテ其ノ議決權ヲ行フコトヲ禁シタル規定アルコトナキモノトス（大正一三年ワ二七五六號同年五月一五日判決）

五七二、特別ノ利害關係ノ意義

九八一、同　上　株主總會ニ於ケル出席株主ノ議決權ノ總數六一六九ナルニ拘ラス株主甲カ總會ノ決議ニ特別ノ利害關係ヲ有スルノ故ヲ以テ出席株主中ヨリ甲並ニ甲ヲ議決權ノ行使ヲ委任シタル株主ヲ除外シ殘餘ノ株主ノ議決權數三四七〇ノ過半數二四七〇ヲ以テ爲シタル決議ハ違法ノ方法ニ依ル決議ト謂ハサルヘカラス（同上）

九八二、松山地方　商法第一六一條第四項ノ規定ニ依レハ總會ノ決議ニ特別ノ利害關係ヲ有スルモノハ其決議權ヲ行使スルコトヲ得ストアリテ並ニ所謂特別ノ利害關係トハ或株主カ會社ニ對シ權利ヲ取得シ義務ヲ負ヒ若クハ之レヲ免ルルカ如キ場合ヲ指稱スルモノトス（新聞七九八號）

九八三、同　上　株式會社取締役及監査役ハ計算承認ヲ議決スヘキ株主總會ニ於テハ株主トシテ議決權ノ數ニ加ハルコトヲ得ス（同上）

九八四、大阪控訴　株主名簿ハ一個人ノ名義ナルモ眞實寺院カ株主ニシテ且ツ會社カ其事實ヲ知悉セル以上ハ寺院ノ代表者ハ寺院ノ利害關係アル決議ニ參加スルコトヲ得ス（世界七二號）

第百六十二條　議決權の箇數

各株主は一株に付一箇の議決權を有す但し十一株以上を有する株主の議決權は定款を以て制限することを得之れ株主權は一株に付一箇であるとの原則を定めたものであります。本條但書は大株主が專斷するの弊を防ぐ意味であります。乍然特殊銀行例へば朝鮮殖産銀行令では明かに十一株を增す毎に一箇を加ふと制限してあります。

第百六十三條　決議無效の訴

總會招集の手續又は其の決議の方法が法令又は定款に反する時は株主、取締役又は監査役は訴を以てのみ其の決議の無效を主張することを得。

株主は總會に於て決議に對し異議を述べたるとき、又は正當の理由なくして總會に出席することを拒まれた時に限り又株主が總會に出席せざる場合に於ては自己に對する總會招集の手續が法令又は定款に反することを理由とする時に限り決議無效の訴を提起することを得。

この訴の專屬管轄は會社本店所在地の地方裁判所で在ります。又數箇の訴が同時に繫屬する時は辯論及び裁判を併合します。

この判決は當事者でない會社の社員にも效力を有す、又原告が敗訴した場合に於て惡意又は重大なる過失ある時は會社に對し損害賠償の責に任じます。

第一項は株主、取締役又は監査役が決議無效の訴を起し得る場合を規定したものであります。この訴を起し得る場合は總會招集の手續又は其決議の方法が法令又は定款に反するときに限るのでありまして總會の決議其のものが法令又は定款に反する場合ではないのであります。總會招集の手續が法令又は定款に反すると云ふのは例へば會日より二週間前に總會を招集せず、招集の通知を一部の株主に發送せず、通知書に總會の決議事項を記載せず、又は無記名式の株券を發行した場合に三週間前に之れを公告しない等を謂ふのであります。決議の方法が法令又は定款に反すると云ふのは例へば第百六十一條及び第百六十二條に違反して總會の議決權の過半數で決すべきを比較多數にて決したり。ある株主を議決權に算入せず、或は議決權なき者を決議に加へ、利

害關係者を決議に加入せしめ、代理權なき者の投票を加算し、又は株式を供託せざる無記名株主の議決權を行使せしめる等を謂ふのであります。

第二項は株主の決議無效の訴を起し得る場合を定めたものであります。即ちこの場合には（一）總會に於て決議に異議を述べた時、（二）正當の理由なく總會出席を拒まれた時、（三）總會招集の手續が法令又は定款に反する爲め株主か總會に出席出來なかつた場合の三つであります。

訴を起す權利は株主固有の權利であります。假令定款でもこの權利計りは剝ふことは出來ません、株主の固有權でありますから、其の訴を提起する前又は訴訟進行中でも株主でなくなつた時は其の權利は從つて消滅するのであります。（一）は株主であつて異議を述べた時でなツますから其の總會に出席しなかつた株主又は出席しても異議を述べなかつた株主は訴權はないのであります。正當の理由とは法律上の理由のみではないのであります。例へば或る株主が泥醉し又は風俗壞亂の風體にて拒まれたるが如き場合もこの場合の正當な理由となるのであります。（二）は總會招集の手續が法令又は定款に反する爲め株主が總會に出席することの出來なかつた場合であります。本條第二項は株主の固有權でありますから、會社の取締役監査役は取締役又は監査役としては無效訴權はないのであります。

五七三、株主總會決議ノ效力

判　例

九八三、大　審　院　株主總會ノ決議ハ會社意思ノ表現ナルヲ以テ會社ノ他ノ機關及ヒ株主カ其決議ニ拘束セラルル法律上ノ關係ハ私法的法律關係ニ外ナラス而シテ右法律關係ノ成立若クハ不成立ノ確定ヲ求ムル訴ハ即時ニ之レヲ確定スルニ付權利上利益アルトキニ限リ之ヲ許スヘキモノトス（明治四五年オ二二一號大正二年六月二八日判決）

五七四、決議無效ノ訴ノ條件

九八六、大阪控訴　株主カ拂込ヲ爲ササル場合ニ於テ證據金ヲ沒收シ株主タル權利ヲ剝取スルカ如キハ定款又ハ法令ノ規定アルニ非サレハ法律上認ムヘカラサル者タルニ拘ラス株主タル權利ヲ剝奪シテ株券ヲ公賣スルモ斯ノ如キ會社ノ措置ニ依リテハ株主ノ權利ニ何等ノ消長ヲ來タスヘキモノニ非ス之ヲ以テ眞正ノ株主ハ株券ヲ公賣セラレタル株主ニシテ之ヲ買受ケタルモノハ眞正ノ株主ニ非ス然ルニ株主總會ヲ開クニ際シ眞正ノ株主タル株主ニ通知ヲ發セスシテ眞正ノ株主ニ非サル株券ノ買主ニ對シ通知ヲ爲シ之レヲ招集シテ決議ニ參與セシメタルハ招集ノ手續及ヒ決議方法ニ不法アルヲ免レサルモノトス（明治三六年一二月二八日判決）

九八七、東京地方　任意ノ競賣ニ依リテハ該株式ハ有效ニ他人ニ移轉セサルモノニシテ本件總會ノ招集ヲ爲シタル取締役等ノ之ヲ取得シタルモ亦有效ニ該株券ヲ取得シタルモノト認ムルコトヲ得ス然レハ此無效ノ株式ヲ除外スルトキハ同取締役等ハ定款ニ定ムル定數ノ株式ヲ有セサルコトハ是亦當事者ニ爭ナキ所ナルヲ以テ卽チ同取締役等ハ絕對ニ其資格ヲ取得スルコトヲ得サルモノト云ハサルヲ得ス何トナレハ商法二二〇條ニ於テハ定款ヲ以テ取締役ノ有スヘキ株式ノ數ヲ定ムルコトヲ命スルヲ以テ同條ニ從ヒ定款ニ於テ其數ヲ定メタル以上ハ其定數ノ株式ヲ有セサルモノハ取締役タルコトハ結局同條ノ規定ニ背戾スルモノニシテ法律ハ之レヲ禁スル趣旨ナリト謂ハサルヲ得サレハナリ果シテ然ラハ株主總會ハ之レヲ招集スル權能ヲ有スルモノニヨリテ招集セラルヘキコトハ商法ノ規定ニ依リテ明カナルカ故ニ其ノ招集ノ權能ナキ者ノ爲シタル招集ハ元來株主總會ノ招集ト認ムヘカラサルカ故ニ從ツテ斯ル總會ニ於テ爲シタル決議ハ亦株主總會ノ決議ト認ムヘカラス然ラハ本件總會ハ全ク取締役タル資格ナカリシモノノ招集ニ係ルヲ以テ其決議ハ亦無效ナリ（明治三九年ワ一〇三六號同四〇年二月二八日判決）

五七五、實例

九八八、大　審　院　商法第一六三條ノ決議無效ノ訴ヲ俟ツテ始メテ無效ト爲ル決議ハ初メヨリ株主總會ノ決議トシテ無效ナ

ルモノヲ包含セサルコトハ同條ノ解釋上疑ヒヲ容レサルヲ以テ同法第二〇九條所定ノ定足數ニ滿タサル出席株主ノ過半數ヲ以テ爲シタル會社解散ノ決議ノ如キハ同條ノ無效ノ訴ヲ俟テ始メテ無效トナルモノニアラサルモノトス（大正九年オ九五一號同一〇年七月二七日判決）

九八、同　上　株式會社ノ各株主ハ其資格ニ於テ有スル權利義務ニ付法律ニ特別ノ規定ナキ限リ平等ノ待遇ヲ受クヘキモノニシテ株式會社ハ株主總會ノ決議ニ依リ其待遇ニ差異ヲ設クルコトヲ得サルモノトス（大正一一年オ五五四號同年一〇月一二日判決）

九九、同　上　商法第一六三條第一項ハ株主總會ノ決議カ總會招集ノ手續又ハ決議ノ方法カ法令又ハ定款ニ反スル場合ニ之カ無效宣言ヲ請求スルコトヲ許シタル規定ナレハ總會ノ決議カ存在セサルカ又ハ其ノ內容ニ於テ法令又ハ定款ニ違反シ當然無效ナル場合ニ適用スヘキモノニ非ス（大正一〇年ヨ四〇五號同年九月二八日判決）

九一、東京地方　株主總會ノ決議自體カ法律上無效ナル場合ニハ商法一六三條第一項ノ規定ニ準據スルコトナク其無效確認ノ訴ヲ提起シ得ヘキコト一般ノ場合ト異ナルコトナキモノトス（大正九年ワ二一六七號同一〇年二月一二日判決）

九二、同　上　決議無效ノ訴ヲ提起シ得ヘキ場合ハ決議カ實際ニ於テハ存在セサルニ拘ラス決議アリトシテ取扱ハルル場合（例ヘハ決議錄ニ一定ノ決議アリタル旨ノ記載アリ取締役カ之ニ從ヒテ職務ノ執行ヲ爲サントスル場合ノ如シ）ニ於テ決議不存在ノ意味ニテ之カ無效確認ノ訴ヲ提起スルカ或ハ存在セル決議ニ付キ意思ノ欠缺內容ノ不法等其他一般法律行爲無效ノ原因存在スルカ若クハ決議ノ內容カ定款ノ規定ニ反スル等決議カ決議トシテ有效ニ存在スルコトヲ法律上許スヘカラサル場合ニ限ルモノトス（同上）

九三、大阪控訴　數名ノ補欠選擧ヲ爲ス場合ニ於テハ何レノ當選者ヲ以テ何レノ辭任者ノ補欠ニ充ツヘキヲ指定スルノ必要ナキカ故ニ這般ノ明示ナキ故ヲ以テ決議無效ナリト論爭スルヲ得ス（明治三六年ネ一四九號同三七年五月四日判決）

九四、大審院　株主總會ニ於テ株主ニ非サルモノ及ヒ其代理人ニ非サルモノカ決議ノ數ニ加ハリタルトキハ商法第一六三條ニ所謂決議ノ方法カ法律ニ反スル場合ニ外ナラサレハ之ヲ原因トシテ總會決議ノ無效ヲ確定セントスル株主ハ同條ノ規定ニ依リテ訴訟ヲ爲スコトヲ得ヘシ（明治三八年オ九三號同年四月一九日判決）

九五、同　上　株主總會ニ於テ出席株主カ其權利數以外ノ投票ヲ爲シ又ハ正當ノ委任狀ヲ有セサル者カ投票ヲ爲シタル場合ニ於テ此等ノ投票ヲ無效トシ又ハ除外シタリトモ株主權ノ行使ヲ妨害スルモノニ非サレハ之カ爲メ總會ノ決議ヲ無效トスヘキ理由ナシ（明治三四年オ四〇八號同年一〇月二八日判決）

九六、東京控訴　船價償却金ハ現在ノ船舶ノ船齡カ滿チタル時同樣ノ船舶ヲ購入スルコトヲ得ルカ爲メ新調準備金トシテ積立ツルモノナレハ其積立金ニ關スル定款ノ規定ニ背キ其欠陷ノ塡補ヲ爲サスシテ利益ノ存在ヲ確定シ以テ利益ノ配當ヲ爲スヘキコトヲ決議スルカ如キハ違法ニシテ右決議ハ無效ナリトス（明治四四年ネ六九五號同四五年四月一九日判決）

九七、東京地方　總會招集ノ通知ヲ致セラレサリシ株主ハ株主總會ノ決議無效ノ宣告ヲ訴求シ得ルモノトス（大正四年ワ一一〇二號同年一二月七日判決）

九八、東京控訴　株主ハ獨立シテ總會決議ノ違法ナルコトヲ理由トシ決議無效確認ノ訴ヲ提起スヘキ權利アルモノトス（明治四五年ネ五二號同年五月二日判決）

九九、大阪控訴　決議ニ對シ無效宣告ヲ請求スルニハ其ノ資格ニ瑕疵アル取締役ニ對シテノミ爲スモ形式上有效ナリトス（明治三四年ネ四〇五號判決）

1000、大審院　商法第一六三條以下ノ規定ハ其決議ヲ以テ無效ノ判決アルマテ有效ナリトシテ判決シテ決議カ將來ニ向テ

五七六、本條制定ノ趣旨

會社の機關

決ス

五七九、決議ノ省略　五七八、決議無效ノ訴訟　五七七、決議ノ瑕疵ノ治癒

五七六、決議ノ取消ノ訴　五七五、決議ノ不存在又ハ無效ノ確認ノ訴　五七四、決議ノ瑕疵ノ意義

五七三、決議ノ瑕疵ト決議ノ效力　五七二、決議ノ瑕疵ト登記

五七一、決議ノ瑕疵ト裁判所ノ裁量　五七〇、決議ノ瑕疵ト訴ノ利益

五六九、決議ノ瑕疵ト第三者ノ保護　五六八、決議ノ瑕疵ト會社ノ組織變更

五六七、決議ノ瑕疵ト新株ノ發行　五六六、決議ノ瑕疵ト合併

五六五、決議ノ瑕疵ト會社ノ分割　五六四、決議ノ瑕疵ト營業ノ讓渡

五六三、決議ノ瑕疵ト株式ノ交換　五六二、決議ノ瑕疵ト株式ノ移轉

五六一、決議ノ瑕疵ト株式ノ併合　五六〇、決議ノ瑕疵ト株式ノ分割

五五九、決議ノ瑕疵ト株式ノ消却　五五八、決議ノ瑕疵ト資本ノ減少

五五七、決議ノ瑕疵ト資本ノ增加　五五六、決議ノ瑕疵ト新株ノ引受

五五五、決議ノ瑕疵ト新株ノ發行　五五四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ付與

五五三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ讓渡　五五二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使

五五一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ消滅　五五〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ喪失

五四九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ證券化　五四八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ無效

五四七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ取消　五四六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

五四五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　五四四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

五四三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　五四二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

五四一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　五四〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

五三九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　五三八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

五三七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　五三六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

五三五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　五三四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

五三三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　五三二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

五三一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　五三〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

五二九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　五二八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

五二七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　五二六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

五二五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　五二四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

五二三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　五二二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

五二一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　五二〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

五一九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　五一八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

五一七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　五一六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

五一五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　五一四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

五一三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　五一二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

五一一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　五一〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

五〇九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　五〇八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

五〇七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　五〇六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

五〇五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　五〇四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

五〇三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　五〇二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

五〇一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　五〇〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

四九九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　四九八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

四九七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　四九六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

四九五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　四九四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

四九三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　四九二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

四九一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　四九〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

四八九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　四八八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

四八七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　四八六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

四八五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　四八四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

四八三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　四八二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

四八一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　四八〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

四七九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　四七八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

四七七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　四七六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

四七五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　四七四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

四七三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　四七二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

四七一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　四七〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

四六九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　四六八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

四六七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　四六六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

四六五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　四六四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

四六三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　四六二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

四六一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　四六〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

四五九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　四五八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

四五七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　四五六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

四五五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　四五四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

四五三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　四五二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

四五一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　四五〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

四四九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　四四八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

四四七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　四四六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

四四五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　四四四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

四四三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　四四二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

四四一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　四四〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

四三九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　四三八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

四三七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　四三六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

四三五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　四三四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

四三三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　四三二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

四三一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　四三〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

四二九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　四二八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

四二七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　四二六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

四二五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　四二四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

四二三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　四二二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

四二一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　四二〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

四一九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　四一八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

四一七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　四一六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

四一五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　四一四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

四一三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　四一二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

四一一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　四一〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

四〇九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　四〇八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

四〇七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　四〇六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

四〇五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　四〇四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

四〇三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　四〇二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

四〇一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　四〇〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

三九九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　三九八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

三九七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　三九六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

三九五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　三九四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

三九三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　三九二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

三九一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　三九〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

三八九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　三八八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

三八七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　三八六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

三八五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　三八四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

三八三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　三八二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

三八一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　三八〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

三七九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　三七八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

三七七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　三七六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

三七五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　三七四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

三七三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　三七二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

三七一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　三七〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

三六九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　三六八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

三六七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　三六六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

三六五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　三六四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

三六三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　三六二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

三六一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　三六〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

三五九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　三五八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

三五七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　三五六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

三五五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　三五四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

三五三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　三五二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

三五一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　三五〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

三四九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　三四八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

三四七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　三四六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

三四五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　三四四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

三四三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　三四二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

三四一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　三四〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

三三九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　三三八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

三三七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　三三六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

三三五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　三三四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

三三三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　三三二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

三三一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　三三〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

三二九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　三二八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

三二七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　三二六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

三二五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　三二四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

三二三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　三二二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

三二一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　三二〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

三一九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　三一八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

三一七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　三一六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

三一五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　三一四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

三一三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　三一二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

三一一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　三一〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

三〇九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　三〇八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

三〇七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　三〇六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

三〇五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　三〇四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

三〇三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　三〇二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

三〇一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　三〇〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

二九九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　二九八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

二九七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　二九六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

二九五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　二九四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

二九三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　二九二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

二九一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　二九〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

二八九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　二八八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

二八七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　二八六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

二八五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　二八四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

二八三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　二八二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

二八一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　二八〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

二七九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　二七八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

二七七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　二七六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

二七五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　二七四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

二七三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　二七二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

二七一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　二七〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

二六九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　二六八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

二六七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　二六六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

二六五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　二六四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

二六三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　二六二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

二六一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　二六〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

二五九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　二五八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

二五七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　二五六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

二五五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　二五四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

二五三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　二五二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

二五一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　二五〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

二四九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　二四八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

二四七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　二四六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

二四五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　二四四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

二四三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　二四二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

二四一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　二四〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

二三九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　二三八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

二三七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　二三六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

二三五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　二三四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

二三三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　二三二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

二三一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　二三〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

二二九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　二二八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

二二七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　二二六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

二二五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　二二四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

二二三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　二二二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

二二一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　二二〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

二一九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　二一八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

二一七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　二一六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

二一五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　二一四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

二一三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　二一二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

二一一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　二一〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

二〇九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　二〇八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

二〇七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　二〇六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

二〇五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　二〇四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

二〇三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　二〇二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

二〇一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　二〇〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

一九九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　一九八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

一九七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　一九六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

一九五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　一九四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

一九三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　一九二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

一九一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　一九〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

一八九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　一八八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

一八七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　一八六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

一八五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　一八四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

一八三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　一八二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

一八一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　一八〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

一七九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　一七八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

一七七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　一七六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

一七五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　一七四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

一七三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　一七二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

一七一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　一七〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

一六九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　一六八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

一六七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　一六六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

一六五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　一六四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

一六三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　一六二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

一六一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　一六〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

一五九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　一五八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

一五七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　一五六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

一五五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　一五四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

一五三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　一五二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

一五一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　一五〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

一四九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　一四八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

一四七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　一四六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

一四五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　一四四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

一四三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　一四二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

一四一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　一四〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

一三九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　一三八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

一三七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　一三六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

一三五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　一三四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

一三三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　一三二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

一三一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　一三〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

一二九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　一二八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

一二七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　一二六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

一二五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　一二四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

一二三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　一二二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

一二一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　一二〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

一一九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　一一八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

一一七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　一一六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

一一五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　一一四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

一一三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　一一二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

一一一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　一一〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

一〇九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　一〇八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

一〇七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　一〇六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

一〇五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　一〇四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

一〇三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　一〇二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

一〇一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　一〇〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

九九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ拒絶　九八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ撤回

九七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ條件　九六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ期間

九五、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ場所　九四、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ方法

九三、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ效果　九二、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不可分性

九一、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ代理　九〇、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ制限

八九、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ擔保　八八、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ瑕疵

八七、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ不能　八六、決議ノ瑕疵ト新株引受權ノ行使ノ遲滯

八五、決議ノ

有スルコト明ラカナルモ商法第一六三條第一項カ特ニ株主及取締役ヲ並記セルハ蓋シ取締役タル職務ヲ行フ株主カ其會社ニ對シ株主總會決議無效ノ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ卽チ取締役タル資格ニ於テスルコトヲ要スルモノトスル法意ニ出タルモノト解スヘキモノトス（大正一〇年ヲ一六五四號同年一二月一六日判決）

一〇二三、同　上　訴カ一面取締役タル資格ニ於テ他面株主タル資格ニ於テ提起セラレタルニ其取締役タル資格ニ於テハ該訴ハ不適法トシテ却下スヘキモノナリト雖モ之レカ爲メ訴全體カ不適法ヲ以テ觀ルヘキニ非サルモノトス（大正一〇年ヲ三四四九號同一一年三月六日判決）

五八四、會社ノ代表者　一〇二四、同　上　裁判所ノ爲シタル假處分決定ニ因リ甲會社ノ取締役ノ職務ヲ行フ乙カ會社ニ對シテ商法第一六三條ノ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ監査役會社ヲ代表スルコトヲ要スルモノトス（大正一〇年ヲ一六五四號同年一二月一六日判決）

五八五、立證責任　一〇二五、大阪控訴　株主カ株主總會ノ決議ヲ無效ナリト主張スル前提カ第三會社ヲ設立無效ナリトスルニ在ルトキ若シ同會社カ既ニ其事業ニ著手シタル事實アルトキハ商法第二三二條第一項ニヨリ同會社ノ株主取締役監査役ノ何レヨリカ同會社設立無效ノ訴ヲ提起シタルモノアルコトノ主張ト證據トナカルヘカラス（大正五年ネ三四五號同七年二月二一日判決）

五八六、決議無效ト設立無效トノ關係　一〇二六、大審院　株式會社ノ創立總會カ爲ス取締役選任ノ決議ハ會社ノ創立行爲ニ包含セラルルモノナレハ此部分ニ付法律上無效原因存スルトキハ創立總會ノ決議全部ハ之カ爲メ無效トナリ會社ハ成立セサルニ歸着スヘキ故ニ會社カ既ニ事業ニ着手シタル後ニ於テハ商法第二三二條ニ依リ訴ヲ以テノミ之ヲ主張シテ會社ノ設立行爲ノ無效ヲ主張シ得ヘキモ右ノ訴ニ依ラスシテ創立總會ノ決議ノ一部無效ヲ主張シ得サルモノトス（大正一四年オ六四八號同年一〇月二七日判決）

五八七、定刻ノ意義　一〇二七、名古屋地方　標準時ニ基キ分秒ノ正確ヲ期スル汽車發着ノ如キハ格別總會ノ開催時刻ノ如キハ縱令數分乃至數十分ノ遲速アルモ其總會ハ定刻ニ開催セラレタルモノト看做スハ取引社會ニ於ケル一般通念ナルヲ以テ假ニ總會カ定刻ヨリ十分前ニ開催議了セラレタリトスルモ豫メ通知セラレタル日時ニ總會ノ開催ナカリシモノト謂フコトヲ得サルモノトス（大正一〇年通五一七號同一二年二月一九日判決）

決議無效ノ訴狀　書式實例二百九（決議無效ノ訴狀）

訴　狀

東京市×區×町×番地

××株式會社株主

原　告　×　　某

東京市×區×町×番地

被　告　××株式會社

右法定代理人取締役　×　　某

株主總會決議無效宣告請求ノ訴

請求ノ目的

一定ノ申立

一定ノ申立記載通リ

昭和×年×月×日××株式會社本店ニ於テ爲シタル××株式會社第×回株主總會ノ決議ヲ無效トストノ御

宣告相成度候也

請求ノ原因

原告ハ被告××株式會社ノ株主ナル所會社取締役ハ昭和×年×月×日被告會社本店ニ於テ第×回株主總會ヲ招集シ別紙記載事項ヲ決議シタリ然ルニ原告ニ對スル該總會招集ノ通知ハ同年×月×日之ヲ郵便ニ付シタルモノニシテ商法第百五十六條ノ規定ニ違反ス依テ同法第百六十三條ニ依リ其決議無效ヲ請求スル次第ナリ

證據方法

一、總會招集通知書　壹通

一、決議錄　壹通

昭和××年×月×日

右××某㊞

東京地方裁判所判事　×某殿

第百六十三條ノ二　決議無效の訴提起の時期

決議無效の訴は決議の日から一ヶ月以内に之れを提起する事

口頭辯論は一ヶ月を經過してから開始致します

訴の提起及び口頭辯論の期日は取締役が遲滯なく公告するのであります、決議無效の訴は決議の日から一ヶ月以内に提起する必要があります。若しこの期間が經過しても訴提起なき場合には無效なりし決議も有效となるのであります。この期間は起訴自由を制限するものであります。從つて一ヶ月經過後の訴の提起は不適法の

決議無效ノ訴ノ提起及ヒ口頭辯論期日公告

ものであります。この一ヶ月の制限期間の起算點は決議の翌日から一ヶ月であります。

第三項の公告を爲す理由は若し株主と取締役と通謀し他の株主の知らない間に決議無效の判決を受ける樣なことがあつては一大事ですからこのことを妨ぐ方法であります。この手續を怠ると取締役は過料に處せられます。（第二百六十二條）

書式實例二百十　（決議無效ノ訴ノ提起及口頭辯論期日公告）

公告

昭和×年×月×日當會社本店ニ招集セル第×回株主總會ノ決議ニ對シ×月×日株主×某ヨリ東京地方裁判所ニ決議無效ノ訴訟ヲ提起シ×月×日口頭辯論期日ト定メラレタリ

右商法第百六十三條ノ二ニ依リ公告ス

昭和×年×月×日

××株式會社

五八、期間經過後ノ決議ノ效力

判例

一〇八、東京地方　商法二二二條第二〇九條ノ規定ハ定款ノ變更若クハ會社解散ノ如キ會社並ニ株主ノ利害ニ重大ナル關係ヲ及ホスヘキ決議ニアリテハ特ニ之カ方法ヲ愼重ナラシムル必要アリトシ其趣旨ニ合セン爲メ特別ナル決議方法ヲ定メタルモノト解スヘク從ツテ同條ニ違反シテ爲サレタル決議ト雖モ決議トシテ全然存在セサルモノ若クハ當然無效ナルモノト爲スヘキニ非ス只株主ハ商法第一六三條ノ規定ニ從ヒテ之カ無效ノ宣告ヲ求メ得ヘシト雖モ同條ニ依リテ之ヲ爭フ者ナキ場合ニ於テハ決議自體ニ付前記無效ノ原因存在セサル限リ

法律ハ之ヲ有效ニ存續セシムルノ趣旨ナリト解セサルヘカラサルモノトス（大正九年ワ二一六七號同一〇年二月一二日判決）

第百六十三條ノ三決議無效の訴に對する擔保請求

株主が決議無效の訴を提起した場合には會社の請求に因り相當の擔保を供するのであります。但し株主が取締役又は監査役なる場合には擔保の必要はありません。

擔保請求書

書式實例二百十一（擔保請求書）

擔保提供額決定申請

東京市×區×町×番地
申請人　××株式會社
右法定代理人取締役　×　某
東京市×區×町×番地
××株式會社株主
被申請人　×　某

申請ノ趣旨

右當事者間ノ御廳昭和×年(×)第×號株主總會無效宣告請求事件ニ付株主×某ハ申請人ニ對シ裁判所ノ定ムル期間內ニ該決議無效訴訟ノ提起ニ因リ被告タル申請人ノ受クルコトアルヘキ損害ヲ塡補スルニ充分ナル金錢又ハ有價證券ノ供託ヲ命セラレ度且ツ其ノ擔保額御決定相成度此段申請候也

附屬書類

會社謄本

右申請候也

昭和×年×月×日

東京地方裁判所第×民事部御中

右　××株式會社
法定代理人　×　某　㊞

五八九、擔保提供ノ性質

判例

一〇二九、大阪地方　株主カ株主總會決議無效ノ訴ヲ提起シタル場合ニ於テ商法一六三條ノ三ノ規定ニ依リ擔保ヲ供スヘキ旨命セラレタルトキハ該擔保提供ノ一事ハ卽チ當該訴訟存續ノ條件ニ外ナラサルヲ以テ若シ原告ニシテ指定ノ擔保ヲ供セサルニ於テハ結局訴訟條件ヲ具備セサルコトニ歸着ス（大正三年ワ四一一號同年八月三日判決）

一〇三〇、東京控訴　商法第一六三條ノ三ノ規定スル相當ノ擔保ハ單ニ訴訟費用ノミナラス會社ニ生シ又ハ生セントスル總テノ損害ヲ保證スルモノトス（大正六年ネ六七九號同七年三月二五日判決）

五九〇、擔保請求ノ時期

一〇三一、同　上　商法第一六三條ノ三ノ擔保ノ請求ハ本案ノ辯論チ爲スコトヲ拒ム一ツノ抗辯方法ナリト雖モ民事訴訟法ニ所謂妨訴抗辯ニアラスト解スヘク兩カモ之レカ請求ヲ爲スヘキ時期ニ付制限ヲ設ケタル何等ノ法規ナキヲ以テ第一案ニ於ケル被告ノ抗辯前之レカ請求ヲ爲スコトヲ要セス訴訟ノ如何ナル進級ニ在ルヲ問ハス之カ請求ヲ爲シウルモノト解セサルヘカラス（大正六年ネ六七九號同七年三月二五日判決）

五九一、擔保物ノ種類

一〇三二、宮城控訴　株式會社總會招集ノ手續又ハ其ノ無效宣言ヲ求ムル株主カ提供スル擔保物ハ法律上別段ノ制限アラサル會社ノ機關

ニ依リ現金ニテモ有價證券ニテモ差支ナシ又擔保ノ提供ニ就テハ法律上期間ノ定メナキ故ニ縱令裁判所ノ指定セル期間經過ノ後ト雖モ本案ノ辯論開始迄ニ供託スルトキハ商法ノ規定ニ適合スルモノトス（明治四一年三月二〇日判決）

一〇三三、東京控訴　取締役又ハ監査役ニ非サル株主カ株主總會決議無效宣言請求事件ノ控訴ヲ爲スニ商法第一六三條ノ三ニ從ヒ擔保トシテ控訴裁判所ノ定メタル金額ヲ供託セサルトキハ相手方（會社）ノ申立ニ依リ民事訴訟法九〇條第二項ニ從ヒ控訴人ハ控訴ヲ引下ケタリト宣言セラルヘキモノトス（大正五年ネ五五一號同六年五月二五日判決）

一〇三四、名古屋控訴　株主總會決議無效宣言ノ訴ハ株主ト雖モ之ヲ提起スルヲ得ルモノナレハ取締役ノ資格ヲ僞リタル結果株券供託等ノ義務ヲ免カレタリトスルモ其者カ株主タル以上ハ右訴ヲ不適當ナラシムヘキモノニアラス（新聞七六九號）

一〇三五、東京控訴　商法第一六三條ノ三ノ擔保請求ハ一ツノ訴訟上ノ抗辯方法ナルヲ以テ會社ノ訴訟代理人ハ特別ノ委任ヲ受クルコトナクシテ之カ請求ヲ爲シウヘキモノトス（大正六年ネ六七九號同七年三月二五日判決）

決議した事項が登記のあつた場合には其の決議を無效とする判決が確定した時は本店及び支店の所在地で其登記を爲すのであります。この登記は取締役が爲すものでありまして囑託に依つて之れを抹消するのであります。

判例

五九五、登記ノ效力

一〇二六、東京地方　商法第一六三條ノ四ニ依レハ株主總會ノ決議シタル事項ニ付登記アリタル場合ニ於テ決議ヲ無效トスル判決確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スコトヲ要シ該登記ノ效力ハ商業登記ニ關スル一般規定タル商法第十二條ニ依リ定ムヘク同條ニ依レハ登記スヘキ事項ハ惡意ノ第三者ニ對シテハ登記前ト雖モ之レヲ對抗シウヘキモ善意ノ第三者ニ對シテハ登記及ヒ公告ノ後ニアラサレハ之カ對抗ヲ爲シ得ヘカラサルモノトス（大正七年ワ一六六五號同八年三月二七日判決）

一〇二七、同　上　右登記及公告ノ有無又ハ第三者ノ善意惡意ヲ決定スルニハ第三者カ法律上ノ利害關係ヲ有スルニ至リタル當時ヲ標準ト爲スヘキモノトス（同上）

一〇二八、大審院　商法第一六三條ノ規定スル決議無效ノ判決ハ決議カ當初ヨリ無效ナルコトヲ確定スルモノナレハ株主總會ノ決議ニ付キ之ヲ無效トスル判決アリタル以上ハ其決議ニ依リ取締役ニ選任セラレタル者ハ當初ヨリ取締役タル資格ヲ取得セサリシモノト謂フヘク從ツテ有ノ者カ取締役トシテ爲シタル商業登記ハ不適法ナリトス（大正一〇年ク二三三號同年一〇月二七日判決）

第二、取締役

取締役は會社を代表して業務を執行する常設機關であります。會社の代表でありますから取締役は會社の手足口舌であります、取締役の行動は會社の行動であり取締役の爲した法律行爲は會社の法律行爲であります。

取締役の性質竝義

判例

五九六、假取締役

一〇二九、名古屋控訴　商法中會社ノ假取締役ヲ選任スル規定ナケレハ民法五六條ニ準據シテ假取締役ヲ選任シタルハ違法ニシテ法律上何等ノ效力ナシ（大正二年民控二九號同年一〇月一三日判決）

五九七、破產會社ト取締役

一〇三〇、大審院　株式會社カ破產シタルトキト雖モ取締役ハ破產管財人ノ權限ニ屬スル破產財團ノ管理又ハ處分ヲ爲スコトヲ得サルニ止マリ會社ノ破產ノ一事ヲ以テ當然取締役ノ資格消滅スト斷スヘカラサルコトハ商法第二二

六條第一項ノ趣旨ニ依ルモ明カナリトス（大正一三年オ六六四號同一四年一月二六日判決）

一〇二、同　上　甲カ乙會社ノ取締役タル資格ニ於テ原告ト爲リ乙會社ニ對シ會社カ株主ニ爲シタル失權通知ノ無效確認ヲ求メ乙會社ノ監査役丙カ右訴訟ニ付會社ヲ代表シツツアリシニ乙會社ハ破產ノ宣告ヲ受ケ丁カ破產管財人トシテ其訴訟ヲ受繼キタリトスルモ右ハ直接ニ破產管財人ノ權限ニ屬スル破產財團ノ管理又ハ處分ヲ目的トスルモノニ非サルヲ以テ右乙會社ノ破產ニ依リ甲ノ同會社ノ取締役タル資格消滅シ右訴訟提起ニ付其ノ適格ヲ有セサルモノト爲スヲ得サルモノトス（同上）

第百六十四條　取締役の選任

取締役は株主總會に於て株主中から選任致します。

會社と取締役との間の關係は委任に關する民法の規定に從ひます。

取締役は株主總會で選任するものであります。その總會は定時總會でも亦臨時總會でも宜しいのであります。

乍然總會で選任せず他の機關に其の選任を任せ又は定款で取締役選任方法を別に定めることは無效であります。

然らば取締役選任決議の法律上の性質は如何なるものであるかと申しますと種々の說があります。(一)取締役は總會で決定して其の被選者の承諾あつて始めて取締役が決定すると云ふ所謂契約申込說。(二)吾が大審院のとつて居る樣に選任決議は單獨行爲であつて被選者の承諾を俟つことなく其の效力は發生すると云ふ單獨行爲說。(三)被選者卽ち取締役が報酬を受けざる時は委任にして報酬を受くる時は雇傭なりと云ふ混合說等があります。

會社と取締役の關係は民法上の委任に依るものでありますから取締役が既に取締役として就任した時には善良なる管理者の注意に因つて會社の業務を執行する必要があります取締役は何時にても辭任することが出來ます。解任の時は株主總會の決議によるのであります。

五九八、取締役ノ選任

五九九、取締役選任ノ性質（契約說）

判例

一〇三一、大阪控訴　取締役カ任期滿了後取締役ノ事務ヲ取リタル事實アリトスルモ適法ノ選任無キ限リ就職シタルモノト謂フヲ得ス（明治四四年二月二日判決）

一〇三二、東京控訴　會社ト取締役トノ關係ハ委任關係ナルヲ以テ取締役タル資格ハ株主總會ニ於ケル取締役選任ノ決議ニ對シ被選者カ承諾ノ意思ヲ表示スルニ因ツテ始メテ發生スルモノナリ（明治三八年二三五一號三八年一二月二三日判決）

一〇三三、大阪控訴　取締役トナルニハ株主ノ選任ト取締役其人ノ承諾ヲ要シ一ツノ契約成立シタル後始メテ其效果ヲ發生スルモノト解スルヲ妥當トス（新聞四六五號）

一〇三四、大審院　商法一六四條第二項ノ規定ハ明治四十四年法律第七二號ヲ以テ追加セラレタルモノニ係リ該追加規定ナキ以前ノ商法ニ於ケル株式會社ト其取締役トノ關係ニツイテハ何等ノ明文存在セスト雖モ取締役ハ株主總會ノ決議ニ依リ選任セラルルモノニシテ其ノ選任ノ決議ハ單獨行爲ニシテ被選任者ノ承諾ヲ俟ツコトナク其ノ效力發生スルヲ相當トス（大正一三年れ九九六號同年一二月五日判決）

（單獨行爲說）

一〇三五、同　上　株式會社ノ株主總會ニ於ケル取締役選任ノ決議ハ單獨行爲ナルカ故ニ被選者ノ受諾就任ヲ俟ツコトナク其決議ノミニヨリテ直チニ選任ノ效力ヲ生スルモノトス（明治三六年ク二四四號同年八月二八日判決）

一〇三六、大阪控訴　株式會社ノ取締役ハ常ニ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ會社事務ヲ處理スルコトヲ要スルモノニシテ取締役會ニ於テ選任シ登記シタル支配人ニヨリテ金錢出納保管其他日常ノ業務ヲ執行シ來リタリトノ理由ヲ以テ取締役ハ其責ヲ免ルルコトヲ得サルモノトス（明治四〇年一五號同年七月二日判決）

六〇〇、委任關係ノ效果

會社の機關

六〇一、立法例

一〇三八、東京控訴　北米合衆國「デラウエア」洲ノ會社法ニ於テハ取締役監査役ノ選任ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ爲スヘキモノニシテ一部有志ノ株主總會ノ決議ニヨリ一定ノ協議員ヲ選任シ該協議員カ更ニ取締役監査役ヲ選定スルカ如キハ同洲ノ法規ノ認メサル所ナリトスルアリトス（大正八年ネ七〇〇號同九年七月二〇日判決）

六〇二、株金未拂込ノ株主ノ被選權

一〇三九、東京地方　一旦株式全部ニ對シ第一回株金拂込アリトシ創立總會ヲ招集シ總會ニ於テ選任セラレタル取締役及監査役カ法定事項ヲ調査シ之ヲ總會ニ報告シ以テ總會ヲ終結シタル以上ハ縱令一部ノ株式ニ付拂込未濟ノモノアリト雖モ爲メニ會社ノ設立チシテ無效ナラシムヘキモノニ非サルヲ以テ第一回拂込ヲ怠リタル者ト雖モ株式ノ引受ヲ爲シタル以上ハ會社ノ株主タル資格ヲ取得シ得ヘキモノニシテ何等取締役タル資格ヲ欠クコロニ非ス（大正一〇年ヨ一七七號同年三月一六日判決）

六〇三、被選任資格者

一〇四〇、同　上　商法第一六四條及ヒ第一八九條等ニ所謂取締役又ハ監査役ヲ指スモノナルヲ以テ會社成立前株式引受人ノ總會タル創立總會ニ於テ選任スル取締役又ハ監査役ハ株式引受人中ヨリ選任スヘキモノナルコト法律ノ精神ニ徵シ是認スヘキ所ナリトス（大正一〇年同上）

六〇四、辭任ノ意思表示ト效力發生ノ時期

一〇四一、大　審　院　選任ノ決議カ單獨行爲ニシテ被選任者ノ承諾ヲ要セサル理由ニ依リ取締役ノ任期終了前ニ於テハ株主總會ノ決議ヲ經ルニ非サレハ何時ニテモ自由ニ辭任スルヲ得スト解スヘキニ非スシテ取締役カ會社ニ對シテ辭任ノ意思表示ヲ爲スニ於テハ直チニ其ノ效力發生シ敢テ株主總會ノ決議ヲ要セサルモノトス（大正一二年レ九九六號同年一二月五日判決）

一〇四二、函館控訴　會社對取締役間ノ關係ハ委任ノ法規ニ準據スヘキモノニシテ其ノ辭任ノ意思表示ハ所謂相手方アル單獨行爲ニシテ其ノ意思表示カ會社ニ對シテ到達スルニ依リテ效力ヲ發生スヘキモノトス（大正九年ウ一號同年八月二四日判決）

六〇五、公權停止ト取締役ノ資格

一〇四三、大　審　院　刑法施行法第三七條第三六條及舊刑法第三一條第三三條ノ規定ニ依レハ六年未滿ノ懲役ニ處セラレタル者ハ其刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公權ヲ停止セラレタルモノト看做サレ會社ヲ管理スルコトヲ得サルモノナルヲ以テ公權ヲ停止セラレタルモノト看做サルル者ハ株式會社ノ取締役タル資格ヲ喪失スルモノト解スヘク從ツテ株式會社ノ取締役カ公權ヲ停止セラレタルモノト看做サルルニ至リタルトキハ取締役タル資格ヲ喪失シ當然退任スルモノトス（大正一四年ク二二一號同年四月二四日判決）

六〇六、取締役ノ補欠選擧

一〇四四、大　審　院　破產シタル會社カ協調契約ヲ爲スニハ會社ヲ代表スルモノハ株式會社ニ於テハ取締役ナルヘキヲ以テ從前ノ取締役缺ケタルトキハ破產手續中ト雖モ株主總會ニ於テ取締役ヲ選任シ得ルモノトス（大正四年ク二九六號同年七月二六日判決）

第百六十六條　取締役の任期

取締役の任期は三年を超ゆることは出來ません。但し定款を以て任期中の最終期に關する定時總會の終結に至る迄其の任期を伸長することは妨げません。取締役の任期は三年以上許されませんが重任は勿論出來るのであります。この場合には取締役の資格で其の儘繼續するものではありません。一旦消滅し改選に因り取締役となるものであります。從つて消滅の登記を爲し改選については改選の登記を爲すのであります。

第百六十五條　取締役の員數

取締役は三人以上たることを要するのであります。取締役は三人を限度とするので三人以上には制限はありません。大會社では二十人以上の取締役あることがあります。普通は五人以上十人以下位ひであります。

判　例

會社の機關

六〇七、再選ト資格消滅　一〇四五、宮城控訴　會社ノ取締役ハ改選ノ際再選セラルルモ其資格ハ任期滿了ノ時ニ一旦消滅シ再選ニ依リ再ヒ其資格ヲ取得スルモノナルカ故ニ縱令同一人カ重任スルモ其ノ資格ニ於テハ新ニ選任セラルルト異ナルナキニヨリ任期滿了ト共ニ訴訟手續ハ中斷セラルルモノトス（明治四二年五月二七日判決）

一〇四六、長崎控訴　取締役ノ任期ハ三年ヲ超ユルコトヲ得サルヲ以テ取締役ハ法定ノ任期滿了ト共ニ當然其資格ヲ失フモノトス（明治三九年八月二四日判決）

六〇八、取締役豫選ノ無效　一〇四七、横濱地方　役員選擧權ナルモノハ其ノ各選擧期ニ相當スル株主總會獨リ之ヲ行フヘク而カモ其選任ハ直チニ之カ效果ヲ生スヘキ狀態ニ於テ行ハレサルヘカラサレハナリ若シ夫レ商法ニ之カ禁止ノ規定ナキ故ヲ以テ現任役員ノ存在スル間ニ於テ豫選若クハ條件附選任ノ名ノ下ニ數年後ニ就任スヘキ役員ノ選任ヲ爲シ得ヘシトナスカ如キハ後ニ來ルヘキ各選擧期ニ於テ株主總會カ行フヘキ權利ノ拋棄ヲ豫メ許スモノニアラサレハ則チ其ノ將來ノ選擧期ニ來ルヘキ株主ノ享有スヘキ選擧權ヲ侵害スルモノニシテ法律ノ精神ヲ沒却スル之ヨリ甚シキハナシ（明治三六年一一月一一日判決）

第百六十七條　取締役の解任

取締役は何時にても株主總會の決議を以て之れを解任することを得ます。但し任期の定めある場合に於て正當の理由なくして其の任期前に之を解任した時は其の取締役は會社に對して解任に依りて生じた損害の賠償を請求することを得るのであります。

本條但し書は解任取締役が會社に對して解任によつて生じた損害の賠償を會社に請求し得る規定であります株主總會は取締役中會社に對して信任を缺きたる者在りとするも損害の賠償を請求せらるゝことを恐れて之れを解任する能はざる場合がありませう。乍然已に會社に對して信任を缺きたる取締役を解任するとせざるとは會社將來に重大なる關係があります。況んや取締役の任期は百六十六條に依つて三年を超ゆることを得ないのでありますから、其の損害賠償額は假令之れを支拂つても多額に上ること到底ありません。故に會社の將來を考へ解任取締役に損害を賠償しても其の取締役を解任すべき場合のあることを豫想して法律は斯く定めたものであります。

解任取締役ノ損害賠償請求訴狀

書式實例二百十二（解任取締役の損害賠償請求）

訴　狀

東京市×區×町×番地
元××株式會社取締役
原　告　×　某

東京市×區×町×番地
被　告　×　×　株　式　會　社
右法律上代理人取締役　×　某

取締役解任ニ因リ生シタル損害賠償請求ノ訴

請求ノ目的

一定ノ申立中記載通リ

訴訟物價格　一萬五千圓也

一定ノ申立

被告ハ原告ニ對シ損害賠償金一萬五千圓也ヲ支拂フヘシ

訴訟費用ハ被告ノ負擔トストノ御判決相成度候
尚ホ本訴ニ保證條件トスル假執行ノ御宣言相成度候

請求ノ原因

原告ハ昭和×年×月×日被告會社ノ第×回株主總會ニ於テ取締役ニ選任セラレタルモノナル處原告ハ從來△△株式會社ノ取締役トシテ其ノ任期タル昭和×年×月×日マテハ每月金五百圓宛ノ報酬ヲ受クヘキ筈ナリ然ルニ被告會社ノ取締役ニ選任セラレ定款ニ依リ任期三ケ年間其報酬ハ一ケ月金七百圓也ヲ給セラルヘキ規定ナリシヲ以テ右△△株式會社ノ取締役タルコトヲ承諾就任セシモノナリ而シテ被告會社ハ株主總會ノ決議ニ依リ何等正當ノ理由ナキニ拘ラス任期中タル昭和×年×月×日突然原告ノ取締役タルコトヲ解任セリ而シテコノ解任ハ商法ノ認ムル所ナルヲ以テ原告ハ已ムヲ得ス之ヲ承認セルモ右解任ニ依リテ任期中得ヘカリシ報酬ヲ失ヒタルノミナラス以前ノ職業ヲ拋チテ就任シタル原告ニ對シテ損害ヲ與フルモノナリ依テ原告カ前記△△株式會社ニ於テ被告會社取締役解任ノ日ヨリ該同會社ニ於ケル最終期タル昭和×年×月×日マテニ受クヘカリシ金額壹萬五千圓也ヲ損害額トシテ被告會社ニ其ノ賠償ヲ請求スル爲メ本訴ヲ提起スル次第ナリ

證據方法竝ニ附屬書類

一、被告會社ノ株主總會決議錄寫　一通
一、被告會社ノ定款　一通
一、△△株式會社ノ總會決議錄　一通
一、△△株式會社定款　一通
右訴提起候也

昭和×年×月×日

東京地方裁判所判事　×　某　殿

右原告　×　某　㊞

判例

六〇九、休職

一〇四八、東京控訴　會社ノ職員規定中「職員ニ休職ヲ命シタルトキハ其期間ヲ一ケ年トシ期滿チテ別段ノ辭令ヲ交附セサルトキハ自然解職ト心得ヘシ但取締役會ノ決議ニ因リ休職ノ期間ヲ伸縮スルコトアルヘシ」トノ規定ニ所謂期間ノ變更ハ一般的ニ各職員ニ對シ變更スルノ義ニシテ特ニ或ル人ニ對シテノミ伸縮シウル義トハ解スヘカラサルモノトス（大正元年ネ六四五號同三年三月三一日判決）

六一〇、辭任

一〇四九、大阪控訴　株式會社ノ取締役ハ株主總會ノ選任ニ因リ直チニ其ノ資格ヲ得ルト等シク其辭任ニ因リ直チニ失格スルモノトス（明治四二年三月二六日判決）

一〇五〇、同　上　株主カ取締役ニ選擧セラレタリトスルモ之ヲ受諾スルト爲ササルトハ其人ノ隨意ナリ併シ一旦之ヲ承諾シタル以上ハ任期中隨意ニ辭職スルコト能ハス辭職ノ申込ヲ爲シタリトスルモ株主總會ノ承諾アラサレハ辭任ノ效力發生セス（明治四〇年一一月二〇日判決）

一〇五一、東京控訴　會社取締役解任ニ付テハ特ニ商法第百六十七條ニ於テ規定ヲ設ケ會社ハ何時ニテモ株主總會ノ決議ヲ以テ取締役ヲ解任スルコトヲ得ヘシ只正當ノ理由ナクシテ解任シタルトキハ會社ハ之レニ因ツテ生シタル損害ヲ賠償スルノ義務アリト謂ヒタルノミニシテ取締役カ何時ニテモ辭任ヲ爲シ得ルコト及ヒ若シ正當ノ理

會社の機關

由ナクシテ辭任シタルトキハ會社ハ之レニヨリテ生シタル損害ヲ請求スル權利アルコトノ規定ハ商法中一モアルコトナケレハ我商法ハ取締役ノ解任ノミヲ認メ辭任ハ之ヲ認メサルモノナリト解釋セサルヘカラス（新聞二五七號）

六一一、辭任ノ意思ハ殘存取締役ニナスヘシ、六一二、解任取締役ニ訴狀送達ノ效力

一〇五二、大阪控訴　取締役ノ辭任ハ殘リノ取締役ニ其ノ意思ヲ表示セハ法律上有效ナリトス（新聞五〇號）

一〇五三、東京地方　訴狀カ大正一一年二月二四日同會社ノ取締役甲ニ送達セラレ而モ甲ハ同年二月二四日同會社取締役ヲ辭任セラレタルハ同年三月一日ナルトキハ會社ハ登記前ニ於テハ辭任ノ事實ヲ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得サルカ故ニ會社ハ前記訴狀送達ノ當時既ニ甲カ取締役ヲ辭任セラレ會社ヲ代理スル權限ナカリシ事實ヲ善意ナル乙ニ對シ主張スルコトヲ得スシテ訴狀ノ送達ハ結局適法ニナサレタルモノトス（大正一一年ヲコ四六二四號同一二年二月一二日判決）

第百六十七條ノ二　取締役任務終了と定員欠缺の場合

取締役の任務が終了した場合に於て法律又は定款に定めた員數の取締役無きに至りたる時は退任した取締役は破産及び禁治産の場合を除く外新に選任したる取締役が就職する迄仍ほ取締役の權利義務を有するのであります。

この規定は取締役が任務終了の爲め其の員數を缺き會社の業務の運轉に支障を來すのを防ぎ且つ會社取締役の總辭職等の場合をも豫想して事務の繼續は支障ない事を保證したのであります。

判例

六一三、取締役退任後ノ任務

一〇五四、東京控訴　取締役會ノ席上ニ於テ決議ニ先チ取締役ヲ辭任シ直チニ退席シ決議ニ加ハラサリシ取締役アルモ取締役ノ任務カ終了シタル場合ニ於テ法律又ハ定款ニ定メタル員數ノ取締役ハ破産及ヒ禁治産ノ場合ヲ除ク外新ニ選任セラレタル取締役カ就任スル迄尚ホ取締役ノ權利義務ヲ有スルモノナルヲ以テ他ノ取締役二名ノ一致ヲ以テ決議ヲ爲シタルトキハ該決議ハ即チ取締役過半數ニ依リテ爲サレタルモノトス（明治四五年ネ一三九號同年五月二七日判決）

六一四、本條適用ト變更登記ノ要否

一〇五五、大審院　商法第一六七條ノ二ハ株式會社ノ取締役ノ任務カ終了シタル場合ニ於テ法律又ハ定款ニ定メタル員數ノ取締役ナキニ至リタル時ハ新ニ選任セラレタル取締役カ就任スル迄仍ホ取締役ノ權利義務ヲ有スルコトヲ規定シタルニ止マリ定款ニ定メタル員數ノ取締役カ新任就職スル迄ノ法律上取締役ノ退任就任ト爲ラサルコトヲ定メタルモノニ非ス從ツテ苟モ現在ノ取締役カ退任シ新任ノ取締役カ就任シタル事實アルニ於テハ縱令其員數カ定款ノ定ムル所ニ滿タサルモ取締役ノ退任就任ニ外ナラサルヲ以テ其變更登記ヲ爲スヘキモノトス（大正三年ク二〇一號同年五月一六日判決）

一〇五六、同　上　商法第一六七條ノ二及ヒ第一八九條ハ定款ニ定メタル員數ノ取締役又ハ監査役カ新任就任スル迄ハ法律上取締役又ハ監査役ノ退任就任ト爲ラサル旨ヲ定メタルモノニ非サルヲ以テ苟モ退任若クハ就任ノ事實アルニ於テハ縱令其ノ員數カ定款ノ定ムル所ニ滿タサルモ取締役又ハ監査役ノ退任就任ニ外ナラサレハ其變更登記ヲ爲スヘキモノトス（同上）

一〇五七、同　上　甲カ取締役ノ辭任ヲ申出タル後ト雖モ他ノ取締役ニ其ノ管掌事務ノ引繼ヲ了シタル事迹ナキ間ハ甲ハ其ノ事務ニ付仍ホ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ之ヲ處理スヘキ任務ヲ有スルモノト謂フヘク從ツテ其任務ニ背キ自己ノ利益ヲ圖リ會社ニ損害ヲ與ヘタリトスルモ當然背任罪ヲ成立スルモノトス（大正一三年れ九九六號同年一二月五日判決）

六一五、事務引繼前ノ背任罪

第百六十八條　取締役の株券供託

取締役は定款に定めた員數の株券を監査役に供託するものであります。

取締役は會社の常設業務執行機關として絕大の權限を有して居ります。其の代理權に加へた制限は善意の第三者に對抗出來ないのであります。故に取締役が其權限を濫用した時は會社に至大の損害を與へる虞れがあり

ますから本規定を設けて一定の員數の株券を監査役に供託して此れが擔保を供せしめたものであります。

判例

六一六、供託ノ性質

一〇五八、大審院　商法第一六八條ハ其所定ノ株券供託ヲ以テ取締役タル資格ヲ得ルノ要件ト爲シタルニ非ス又其ノ供託ヲ爲シタル後ニ非サレハ取締役ノ任務ニ屬スル行爲ヲ爲スコトヲ得サル旨ノ規定ニモ非サルモノトス（大正一三年オ八號同年三月一三日判決）

一〇五九、東京地方　取締役又ハ監査役カ會社ニ株券ヲ供託スルコトヲ要スルハ取締役又ハ監査役ノ義務ナリト雖モ其ノ要件ニ非サルモノトス（大正一〇年ヨ七一七號同年三月一六日判決）

一〇六〇、大審院　株主總會ニ於テ株主中ヨリ選任セラレタル取締役ハ商法第一六八條ノ株券ヲ供託スルト否トニ拘ラス取締役ノ任務ハ有效ニ行フコトヲ得ルモノトス（明治三五年オ三四九號同年一二月二二日判決）

六一七、供託株券ハ資格株式數ト一致スルヲ要スルヤ

一〇六一、東京地方　取締役ヲシテ一定ノ員數ノ株券ヲ監査役ニ供託セシムルハ取締役ノ有スル株式ノ融通ヲ禁シ其資格ノ繼續ヲ保證セシムル目的ニ出タルモノニシテ理論上供託株數カ資格要件株式數ト一致スルコト最モ其ノ目的ニ適フヘシト雖モ實際ノ事情ニヨリ資格株數ヨリ少數ノ株券ヲ供託セシムルモ保證トシテ充分ナリトシタル場合等ニ於テ之ヨリ少數ノ株券ヲ供託スヘキコトヲ定款ニ揭クルモ其定款ヲ無效トスヘキモノニ非サレハ商法カ之レヲ定款ノ必要的記載事項トセサルコトヨリ觀ルモ同法第一六八條ノ文言ヨリ觀ルモ明ラカナリト謂フヘキモノトス（大正一〇年ワ一三三四號同年一〇月二二日判決）

六一八、供託株讓渡ノ許否、積極說

一〇六二、東京控訴　商法第一六八條ノ規定ハ會社取締役ノ行爲ハ其會社ノ事業ノ盛衰ニ密接ノ關係アルモノナルヲ以テ右取締役ヲシテ會社ノ利益ニ相背馳スル行爲ナカラシメンカ爲メ換言スレハ取締役個人ノ利害ト會社ノ利害ヲ事實上出來得ル限リ共通ナラシメンカ爲メ取締役ヲシテ當該會社ノ監査役ニ對シ定款ニ依リ定マリタル員數ノ株券ヲ供託スヘキ義務ヲ負擔セシメタルモノナレトモ株式ノ供託ハ株式ヲ有スルコトト全ク別個ノ觀念ニ屬スルヲ以テ之カ爲メ直チニ其供託株式ノ處分ヲ全然禁止シタルモノナリト謂フヲ得サルモノトス（大正一〇年ネ二五三號同年一〇月一二日判決）

一〇六三、同　上　株式ハ定款ニ別段ノ定メナキ限リ原則トシテ自由ニ之ヲ讓渡シ得ルコトハ商法第一四九條ノ規定ニ依リ明瞭ナルヲ以テ會社ノ定款ニ於テ取締役カ監査役ニ對シ供託シタル株式ノ讓渡ヲ禁止スヘキ旨ノ定メナキ限リ取締役カ其取締役タル義務ニ違背シ供託株式ノ讓渡ヲ爲シタレハトテ右讓渡行爲ヲ以テ直チニ無效ナリト爲スヘキモノニアラス（同上）

（消極說）

一〇六四、大審院　商法カ取締役ノ有スヘキ株式ノ數ヲ定款ニ定ムヘキモノトシ取締役ニ一定ノ株式ヲ有セシムルハ取締役ヲシテ會社ノ利害カ自己ノ利害ニ少ナカラサル影響ヲ及ホスヘキ關係ニ立タシメ以テ會社ノ利益ニ背馳スル行動ヲ爲ササラシメントスルニ在ルヲ以テ此ノ趣旨ヲ貫徹スルニハ取締役ヲシテ在任中ハ其ノ有スヘキ株式ノ讓渡ヲ爲スコト能ハサラシムルヲ要スルヲ以テ商法第一六八條ニ於テ取締役ハ定款ニ定メタル員數ノ株式ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要スヘキヲ定メタルハ株式ノ讓渡ヲ禁スルノ趣旨ニ於テ株券ヲ供託セシムルノ法意ナリト解スヘキモノトス（大正一一年オ一九二號同年九月二九日判決）

第百六十九條　會社の業務執行

會社の業務執行は定款に別段の定め無きときは取締役の過半數で決します。

抑も取締役が業務を執行するには各別に爲し得るか又は取締役全員共同に爲すべきやは定款又は株主總會で決すべき問題であります。故に定款にこの事を定めた場合には之れに從つて業務を執行すべき事は勿論でありますが。本規定は定款にこの場合を決定してない場合に適用があるのであります。過半數で決定すると云ふのは民法第百七十條に於ても業務執行を委任した者數人ある時はその業務執行は過半數で決するとあるのと同意味

であります。支配人の選任も會社の業務の執行に重大なる關係がありますから。取締役の過半數で決するのであります。

判　例

六一九、取締役ノ業務執行

一〇五五、大阪地方　凡ソ商事會社タル銀行ハ本來一ツノ社團法人ニ過キサルヲ以テ取締役ハ銀行ノ外部ニ對シテハ之レカ代表機關トナリ定款又ハ株主總會ノ決議ヲ以テ別段ノ定メヲ爲ササル限リ各自會社ヲ代表シ營業ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スルト同時ニ法律ニ於テモ業務執行機關トシテ會社ノ意思決定ニツキ之レヲ株主總會ノ權能ニ屬セシメタル特殊ノ決議事項ヲ除キ其他營業ニ關スル一切ノ業務ハ定款ニ別段ノ定ナキ限リハ取締役過半數ノ決議ニ因リテ之ヲ專決執行スルノ權限ヲ有シ內外共ニ銀行自體トシテ行動スルモノトス（大正六年二月一五日判決）

六二〇、株主總會招集ノ手續

一〇六〇、東京地方　株主總會招集ノ如キハ會社內部ニ於ケル業務ノ執行ニ屬スルモノニシテ定款ニ特別ノ定メナキ限リハ其招集ニ付テハ商法第一六九條ノ規定ニ準據シ取締役過半數ノ決スル所ニ從ハサルヘカラス（大正一〇年ワ二六三六號同年一一月四日判決）

六二一、業務執行範圍內ノ行爲ノ例

一〇六七、大審院　取締役カ會社ヲ代表シテ協調契約ヲ締結スルニハ特ニ株主總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要セサルモノトス（大正四年ク二九六號同年七月二六日判決）

一〇六八、同　上　定款ヲ以テ會社ノ業務執行ニ付テハ取締役ノ決議ヲ經テ執行スヘキモノトシタル土地株式會社ノ取締役ハ土地買入ノ決議以前ニ於テハ土地買入ノ任務權限ヲ有セサルモノナルヲ以テ取締役ノ一人カ土地買入又ハ其ノ交渉調査等ヲ爲ササルモ爲メニ背任罪ヲ構成スヘキモノニ非ス（大正三年れ二〇一五號同年一二月二一日判決）

一〇六九、同　上　株式會社ノ取締役社長又ハ專務取締役ハ必スシモ常ニ其ノ業務トシテ當然會社財產ヲ保管スル任ニ當リ之レヲ占有スルモノニアラサルヲ以テ取締役カ會社ノ財產ヲ橫領シタル場合ニハ先ツ其業務上占有事實ヲ確定セサルヘカラス（大正二年れ一六六〇號同年一一月四日判決）

六三〇、東京控訴　株式會社ノ取締役カ其會社ノ株券ヲ調製發行スルハ其當然ノ職務執行ニ屬スルカ故ニ取締役カ僞造株券ヲ發行シタル場合ハ其職務執行ニ關シテ不法行爲ヲ爲シタルモノト謂フヘク從ツテ株式會社取締役カ僞造株券ニ依リ損害ヲ蒙リタル第三者ニ對シ其損害ヲ賠償スヘキ責任アルモノトス（大正四年ネ六七號同年七月一〇日判決）

一〇七一、東京地方　或ル事項カ取締役ノ職務ノ範圍ニ屬スルヤ否ヤハ該事項ノ一般的性質ニ着眼シテ判定スヘキモノニ係リ然モ取締役カ所屬會社ノ株券ヲ調製發行スルコトハ素ヨリ該事務ノ一般的性質トシテ取締役當然ノ職務執行ニ屬スルコトハ法律規定ニ照ラシ疑ナキ所ナリ（大正三年七四三號同三年一〇月六日判決）

一〇七三、大審院　運送及倉庫業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社ニ在リテハ物品ノ寄託又ハ運送ノ委託ヲ受ケ現品ヲ交付セラレタル場合ニ於テハ倉庫證券又ハ荷物引換證ヲ發行スルハ其取締役ノ職務ニ屬スルコト言ヲ俟タスト雖モ某運送倉庫株式會社ノ常務取締役甲カ倉庫證券又ハ荷物引換證ヲ作成發行シタルハ眞實同會社カ物品ノ寄託又ハ運送ノ委託ヲ受ケ現物ヲ受取リタルニ非ス且ツカカル證券ヲ發行スヘキ何等ノ事情現存シタルモノニ非サルニ係ラス專ラ乙ニ對シ金融ヲ得セシムル目的ヲ以テ作爲シタルニ過キサルコト明白ナル場合ハ卽チ甲ハ同會社ノ取締役タル地位ヲ濫用シテ單ニ乙ノ利益ニ依ル目的ヲ以テ擅マニ該證券ヲ僞造シタルモノニシテ取締役タル職務範圍ニ屬スル行爲ニ關スルモノニ非サルカ故ニ其ノ僞造證券ノ發行ハ全然同會社ノ業務ノ執行ト關係ナキ別段ノ獨立ノ行爲ト謂ハサルヲ得サルモノトス（大正一〇年レ一九一三號同年五月一一日判決）

六二二、範圍外ノ例

會社の機關

六二三、代表取締役ノ業務執行權

一〇七三、東京地方　株式會社ノ代表取締役ハ外部ニ對シテハ會社ノ代表機關トシテ會社ノ營業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スルモ會社ノ業務執行ニツキテハ定款ニ別段ノ定メナキ時ハ取締役ノ過半數ヲ以テ之レヲ決スヘキコトハ特ニ商法第一六九條ノ明定スル處ナレハ會社ヲ代表スル取締役ト雖モ定款ニ特別ノ定メナキ限リ業務執行ニ關シテ當然ニ單獨ニテ決定スルノ權限ヲ有セサルモノトス（大正一〇年ヲ二六三六號同年一一月四日判決）

六二四、取締役會

一〇七四、東京控訴　株金ノ拂込ハ取締役會ニ於テ決定ストノ會社定款ノ規定ハ該規定自體ニ依リテハ未タ直チニ株金拂込ニ付テハ一定ノ日時場所ニ會合セル取締役ノ會議ニ於テ其ノ出席者ノミノ多數決ニ依リ決定スルノ主旨ナルコトヲ認メ難ク該規定ノ趣旨ハ結局株金拂込ハ取締役ノ協議ニ依リテ決定スルノ趣旨ナリト解スヘキモノニシテ右定款ノ規定ハ商法第一六九條ノ規定ト同趣旨ニ歸着シ同條ニ所謂別段ノ定メニ該當セサルモノトス（大正八年ネ三一六號同九年一一月二四日判決）

六二五、業務執行停止ノ假處分ト其事由

一〇七五、東京地方　株式會社創立ノ當時一部ノ株式ニ付テハ第一回株金ノ拂込ナク而モ引受ナキ株式ニ付盧偽ノ當座預金帳ヲ作成シ拂込アリタルモノノ如ク假裝シテ會社ヲ設立セシメタルトキハ右ハ發起人ノ負フヘキ責任ニシテ同會社取締役及監査役ハ發起人ニ對シ其責ヲ問フヲ以テ足ルカ故ニ之レカ爲メニ取締役及監査役ノ業務ノ執行ヲ停止スヘキ理由ナキモノトス（大正一一年ヨ五九九號同一二年一月二五日判決）

六二六、會社使用人ノ業務執行

一〇七六、大審院　株式會社ニ在リテハ取締役又ハ支配人ニ於テノミ其營業ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲ス一般的權限ヲ有シ其他ノ使用人ノ如キハ營業ニ關スル或種類又ハ指定ノ事項ニ付特別ノ委任ヲ受ケタルトキニ限リ其委任事項ニ關シ一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スルニ過キサルモノトス（大正一二年れ一八二號同年六月一六日判決）

六二七、社長又ハ專務ノ性質

一〇七七、同　上　株式會社ノ使用人ハ法律上一定セル權限ヲ有スルモノニ非スシテ取締役又ハ支配人等ノ委任又ハ承諾セル範圍内ニ於テノミ會社ノ爲メ法律行爲ヲ爲シ又ハ會社若クハ取締役名義ノ文書ヲ作成スル權限ヲ有スルニ止マルモノトス（大正一三年れ三六一號同年五月一五日判決）

一〇七八、同　上　株式會社ノ使用人カ取締役ヨリ會社ノ爲メ法律行爲ヲ爲シ又ハ會社若クハ取締役名義文書ノ作成ニ關シ包括的ノ委任ヲ受ケタル場合ト雖モ取締役ハ右權限ヲ制限シ特ニ或ル事項ヲ爲スコトヲ禁スルコトヲ得ルモノニシテ其制限ハ對内的ニモ對外的ニモ有效ナリト云フヘク從ツテ使用人ハ右禁止事項ヲ爲ス權限ヲ有セサルモノトス（同上）

一〇七九、同　上　社長ナル名稱ハ民法商法其他ノ法律ニ於テ特ニ認メラレタル稱呼ニ非サレトモ我國ノ取引上慣用セラルル一種ノ熟語ニシテ會社ノ主席取締役ヲ意味スルモノトス（明治四一年れ六二六號同年一〇月八日判決）

（第一六四條參照）

第百七十條　取締役の代表權

定款又は株主總會の決議を以て取締役中會社を代表すべき者を定めず、又は數人の取締役が共同し若くは取締役が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めざるときは取締役は各自會社を代表す。

取締役が數人ある場合に其一人に對してなした意思表示は會社に對して效力がある旨の第三十條の二第二項及び取締役は會社の營業に關する一切の裁判上又は裁判外の行爲の權限が在る旨の第六十二條の規定は取締役にも準用されます。

取締役は原則として各自會社を代表するのであります。其の結果として各自に對して爲された意思表示は會社に對して效力があり且つ各自が裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限があるのであります。

取締役が其の業務を執行するに當りて他人に加へた損害については會社は其れを賠償する責任があります

（民法第四十四條第一項準用）

取締役の代理權に加へた制限はこれを以て善意の第三者に對抗することを得ません（民法第五十四條準用）

判例

六二八、代表ノ性質

一〇八、大審院　會社ノ代表者ハ會社ノ法定代理人ニシテ其法定代理人ノ爲ス行爲ハ本人タル會社ノ爲メニ爲ス意思ヲ包含セサルモノト謂フヲ得サルモノトス（大正一〇年オ六五六號同年一〇月六日判決）

一〇九、同　上　取締役カ商法ノ規定上會社ヲ代表スルノ權限ヲ有スルハ會社ノ代表權關トシテ外部ニ對スル第三者トノ法律關係ニ外ナラサレハ之ヲ以テ會社ノ內部ニ於ケル任務權限ヲ定ムルノ標準ト爲スヘキモノニアラス（大正三年れ二〇一五號同年一二月一一日判決）

一一〇、東京地方　會社ノ代表ハ一人ノ取締役ニテ之ヲ爲シ得ヘク訴ノ提起ハ一人ノ取締役ニテ適法ナリ（明治四四年ワ一一一一號大正二年四月二六日判決）

一一一、同　上　株式會社ノ代表取締役ハ外部ニ對シテハ會社ノ代表機關トシテ會社ノ營業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲スノ權限ヲ有スルモ會社ノ業務執行ニツキテハ定款ニ別段ノ定アルトキハ取締役ノ過半數ヲ以テ之レヲ決スヘキコトハ特ニ商法第一六九條ノ明定スル所ナレハ會社ヲ代表スル取締役ト雖モ定款ニ特別ノ定メアルトキハ業務ノ執行ニ關シテハ當然ニ取扱ニテ決定スルノ權限ヲ有セサルモノトス（大正一〇年ワ二六三六號同年一一月四日判決）

六二九、特定代表

一一二、大審院　商法一七〇條一項ニ依リ株式會社カ取締役中會社ヲ代表スヘキモノヲ定ムルニ必ス定款又ハ株主總會ニ於テ代表者ソノ人ヲ特定スルコトヲ要スルモノト解スルヲ相當トス（大正五年ク四五四號同年一二月二〇日判決）

一一三、長崎控訴　商法一七〇條ニ所謂會社ヲ代表スヘキモノヲ定メストハ取締役中ノ會社ヲ代表スヘキモノヲ特定セサル場合ヲ謂フモノニシテ取締役ノ內ニ會社ヲ代表スヘキ者ヲ特定シ居ラサル間ハ猶ホ取締役中會社ヲ代表スヘキモノヲ定メサルモノト謂ハサルヘカラス（大正五年ネ一八九號同六年二月三日判決）

六三〇、代表取締役ノ選任

一一四、大阪地方　商法一七〇條定款ヲ以テ會社ヲ代表スヘキ取締役ヲ定ムルニハ定款ニ於テ直接會社ヲ代表スヘキ取締役ヲ特定スヘキモノトス（大正五年ソ一〇一號同年九月四日判決）

一一五、東京控訴　會社定款ニ社長ハ當會社ヲ代表シ業務ヲ統理ス專務取締役ハ社長ヲ補佐シ又ハ社長ヲ代理シテ業務ヲ執行スト規定シアル場合ニ於テハ後段ノ規定ハ卽チ專務取締役ニモ亦會社代表ノ權限アルコトヲ定メタルモノト解スルヲ相當トスルノミナラス右ノ如キ定款ノ規定ハ會社ノ代表者其人ヲ特定シタルモノト謂フヲ得サルカ故ニ各取締役ノ會社代表權ヲ制限スル效力ナキモノト謂ハサルヘカラス（大正一二年キ八五號同一三年三月一四日判決）

一一六、東京地方　取締役中特定ノ人ノミヲシテ會社ヲ代表セシムルニ必ス定款又ハ株主總會ノ決議ヲ以テ當該取締役其人ヲ選定スルコトヲ要スルモノニシテ單ニ定款又ハ株主總會ノ決議ニ於テ其選定方法ヲ定メ置キタルニ過キサル場合ニ於テハ該選定方法ニ基キ選定セラレサル取締役ト雖モ各自會社ヲ代表スル權ノ有スルコトハ商法第一七〇條ノ規定ニ照シ明白ナリトス（大正八年カ四五三號同年一一月二一日判決）

一一七、同　上　株式會社代表取締役選任ニ關スル商法第一七〇條第一項ノ規定ノ法意ヘ之レヲ定ムルニハ必ス定款又ハ株主總會ニ於テ代表者其人ヲ特定スルコトヲ要スルモノト解スヘキヲ以テ定款ニ於テ取締役中ヨリ代表者ヲ選任スヘキ者ヲ規定スルニ止マリ更ニ右規定ニ基キテ代表者ヲ選任スルカ如キハ同條ニ所謂代表選任ノ方法トシテ之ヲ許スヘカラサルモノトス（大正八年カ四五三號同年一一月二一日判決）

六三一、取締役ヲ選任スル會社ノ機關

一一八、大審院　商法一三三條ハ創立總會ニ於テハ取締役及ヒ監査役ヲ選任スルコトヲ要スト規定シ取締役ノ選任ニ付何

ル場合

等ノ制限ヲ爲サザルカ故ニ株式會社ノ創立總會ハ一般ノ取締役ハ勿論會社ヲ代表スヘキ取締役ヲモ選任スルコトヲ得ルモノト解スルヲ相當トス（大正一四年オ六四八號同年一〇月二七日判決）

六三二、平取締役ノ代表權限

一〇九一、大阪控訴　代表權限ヲ有セサル取締役ナリトモ此一事ヲ以テ會社ヲ代表シテ手形ノ振出引受等ノ行爲ヲ爲スコトヲ得スト論スル能ハサルモノトス（大正九年ヲ一八八〇號同年一〇月二〇日判決）

六三三、代表形式

一〇九二、同　上　株式會社タル銀行取締役カ行印ヲ使用シ取締役ノ肩書ヲ以テ金子借用證書ヲ作成シタル時ハ銀行ヲ代表シテ之レヲ作成シタルモノト認ムヘキモノトス（大正五年ネ四五六號同六年五月二一日判決）

一〇九三、東京控訴　專務取締役カ自由ニ社長名義ヲ持チ社長印ヲ押捺シテ手形ヲ發行シヲル習慣ハ認メ難キヲ以テ專務取締役カ社長ノ承諾ヲ得スシテ社長ノ名義ヲ用ヒ振出シタル約束手形ハ社長ノ振出シタルモノト認ムルヲ得サルモノトス（明治四四年ネ六三〇號大正三年六月二五日判決）

一〇九四、同　上　銀行取締役カ負債ヲ爲シタル場合其ノ證書ニ銀行ノ捺印ナク又其取締役タル表示ノ記載ナキトキハ取締役個人ノ負債ト爲リ銀行ノ負債トナルヘキニ非ス（明治四〇年一〇月一一日判決）

六三四、代表範圍

一〇九五、東京地方　株式會社ノ取締役社長タリシ某カ該會社ノ債務ヲ辨濟スルカ爲メニ同會社取締役全員ノ承諾ヲ得テ右會社ヲ代表シ土地建物ヲ他人ニ賣却シ右賣得金ノ大部分ヲ以テ債權者ニ對スル債務ノ元利金ヲ辨濟シタルトキハ反證ナキ限リ某カ同會社ヲ代表シテ他人ニ該物件ヲ賣渡シタル行爲ハ有效ニシテ何等會社ノ取締役タル權限ヲ超越シタルモノト謂フヲ得サルモノトス（大正一一年ワ一五四〇號同一二年三月三一日判決）

一〇九六、大　審　院　株式會社ノ合併ハ商法第二〇九條ノ規定ニ從ヒ株主總會ノ決議ニヨリテノミ爲スコトヲ得ルモノナレハ取締役ハ同決議ニ基クニ非サレハ會社チ代表シテ他ノ會社ト合併ニ關スル契約チ締結スル權限ナキモノトス（大正八年オ一〇一〇號同九年六月一〇日判決）

一〇九七、東京地方　株式會社ノ取締役ハ一般ニ會社代表ノ權限ヲ有スルモノナリト雖モ之レ固ヨリ會社ノ營業ノ目的ノ範圍內ノ行爲ニ限ラルルモノニシテ合併ノ權義チ生セシムル契約ノ如キハ會社營業ノ全部ノ處分ヲ目的トシ當然ニ會社ノ解散ヲ來スコトヲ目的トスルモノナルヲ以テ會社營業ノ目的ノ範圍ニ屬セサルカ故ニ株式會社ノ取締役ハ斯ノ如キ契約締結ノ代理權ヲ有スルモノニ非ス（大正六年ロ六一三號同七年一一月二六日判決）

六三五、取締役ハ法定代理人ナリ

一〇九八、大　審　院　株式會社ノ取締役ハ行爲能力ヲ有セサル會社ヲ代表シ其ノ業務チ執行スル法定代理人ナリ（明治三八年れ一八七號同年三月二日判決）

六三六、代表範圍合併ノ豫約

一〇九九、同　上　取締役ノ爲シタル會社合併ノ豫約ハ縱令株主總會ニ於テ該豫約ヲ承認シタリト雖モソノ承認ニ基キ相手方ニ追認ヲ爲ササル以上ハ會社ニ對シ何等ノ效力ヲ生セサルモノトス（大正八年オ一〇一〇號九年六月一〇日判決）

六三七、無權代理ノ追認

一一〇〇、東京地方　代理權限ヲ有セサル取締役カ締結シタル權限外ノ契約ハ之レ無權代理人ノ爲シタル契約ニ外ナラサルカ故ニ會社ノ追認ナキ限リ其ノ效力ヲ生スヘキモノニ非ス（大正六年ワ六一三號同年一一月二六日判決）

一一〇一、同　上　追認ハ相手方ニ對スル意思表示ニヨリテ之レヲ爲スチ本則トスルモノナルカ故ニ假リニ兩會社株主總會カ特別決議ノ形式ヲ以テ取締役ノ爲シタル合併契約ノ承認ヲ爲シタリトスルモ之レ會社內部ノ關係ニ過キスシテ或ハ之レニ依リテ取締役ニ對シテ合併契約締結ノ代理權ヲ授與スルノ效果ヲ生スルコトアルヘシト雖モ決議自體ニヨリテハ何等追認ノ效果ヲ生スヘキ限リニ非ス（大正六年ワ六一三號同七年一一月二六日判決）

六三八、代理權ニ加ヘタル制限ノ效力

一一〇二、大　審　院　銀行ノ取締役ナルモノカ其取締役名義ヲ用イテ小切手ヲ僞造シ他銀行ヨリ金圓ヲ騙取シタル場合其ノ銀行ハ取締役ナル一機關トシテノ自己ヲ代表セシメ以テ被害各銀行ト取引ヲ爲シ居タル關係上銀行ト被害各銀行トノ外部關係ニ於テハ商法第六二條ノ規定ニヨリ其取締役ハ銀行ノ爲メ小切手ヲ振出ス一般權限アル

会社ノ為メニ定期売買取引ノ為メノ権限ヲ有セサルコトヲ明カニシテ此等ノ会社ノ為メニ株式ノ定期売買ヲ株式仲介ヲ為シ其効果カ会社ニ帰スルコトヲ約シ金圓ヲ株式仲介人ニ預ケタル場合ニ於テハ仲介人ハ取引ノ為メ会社ノ事業ノ執行ニ付他人ニ損害ヲ加ヘタルモノトシテ会社ニ対シ損害賠償ノ責ニ任スヘキモノトス（大正一一年（れ）二六二号同一二年一月一七日判決）

二三、東京控訴院　取締役取引ノ慣例ニ従ヒ株式仲介人ニ資金ヲ交付シ株券ノ買入ヲ為サシメタル場合ニ於テ株券ノ引渡ヲ受ケサルニ因リ仲介人ニ資金ヲ交付シタル取締役ハ仲介人ニ対シ資金ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス（大正一一年（ネ）一〇九号同年一二月二七日判決）

二四、東京控訴院　特ニ商法第百八十四条ノ明文ヲ置キタル株式ノ非ストル解相当ノ時期ニ於テ株券ノ引渡ヲ為スヘキ義務ヲ負担スル者カ其義務ヲ履行セサルトキハ相手方ハ民法第五百四十一条ニ依リ契約ヲ解除スルコトヲ得ルモノニシテ此ノ場合ニ於テハ相手方ハ商法第二百八十六条ノ適用ニ依リ株券ノ引渡ニ代ヘ其時ノ株券ノ価額ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス（大正一一年（れ）一〇九号同年一二月二七日判決）

二五、大審院　株式会社ノ使用人ハ法律上一定セル権限ヲ有スル非スンテ取締役又ハ支配人等ノ委任又ハ承諾ヲ有スルモノニ非サルヲ以テ会社ノ為メ法律行為ヲ為シ会社ノ為メニ訴訟ヲ為スノ権限ヲ有セス（大正一一年（れ）二六一号同年一二月二七日判決）

二六、東京地方　会社ノ代表ノ権限ヲ加ヘ制限ヲ為スハ会社ノ内部ニ於テノミ効力ヲ有スルニ過キスシテ取締役ノ権限ヲ超エタル行為ニ付テハ会社ハ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス（大正一一年（ワ）一〇〇号同年一二月二七日判決）

二七、東京地方　会社ノ代表ノ権限ヲ加ヘ制限ヲ為スハ会社ノ内部ニ於テノミ効力ヲ有スルニ過キスシテ取締役ノ権限ヲ超エタル行為ニ付テハ会社ハ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス（大正一一年（ワ）一〇〇号同年一二月二七日判決）

二八、大審院　株式会社ノ使用人ハ法律上一定セル権限ヲ有スル非スンテ取締役又ハ支配人等ノ委任又ハ承諾ヲ有スルモノニ非サルヲ以テ会社ノ為メ法律行為ヲ為シ会社ノ為メニ訴訟ヲ為スノ権限ヲ有セス（大正一一年（れ）二六一号同年一二月二七日判決）

二九、東京地方　株式会社ノ使用人ハ法律上一定セル権限ヲ有スル非スンテ取締役又ハ支配人等ノ委任又ハ承諾ヲ有スルモノニ非サルヲ以テ会社ノ為メ法律行為ヲ為シ会社ノ為メニ訴訟ヲ為スノ権限ヲ有セス（大正一一年（れ）二六一号同年一二月二七日判決）

三〇、東京地方　株式会社ノ使用人ハ法律上一定セル権限ヲ有スル非スンテ取締役又ハ支配人等ノ委任又ハ承諾ヲ有スルモノニ非サルヲ以テ会社ノ為メ法律行為ヲ為シ会社ノ為メニ訴訟ヲ為スノ権限ヲ有セス（大正一一年（れ）二六一号同年一二月二七日判決）

三一、東京地方　株式会社ノ使用人ハ法律上一定セル権限ヲ有スル非スンテ取締役又ハ支配人等ノ委任又ハ承諾ヲ有スルモノニ非サルヲ以テ会社ノ為メ法律行為ヲ為シ会社ノ為メニ訴訟ヲ為スノ権限ヲ有セス（大正一一年（れ）二六一号同年一二月二七日判決）

三二、大阪地方　株式会社ノ使用人ハ法律上一定セル権限ヲ有スル非スンテ取締役又ハ支配人等ノ委任又ハ承諾ヲ有スルモノニ非サルヲ以テ会社ノ為メ法律行為ヲ為シ会社ノ為メニ訴訟ヲ為スノ権限ヲ有セス（大正一一年（れ）二六一号同年一二月二七日判決）

三三、大阪地方　株式会社ノ使用人ハ法律上一定セル権限ヲ有スル非スンテ取締役又ハ支配人等ノ委任又ハ承諾ヲ有スルモノニ非サルヲ以テ会社ノ為メ法律行為ヲ為シ会社ノ為メニ訴訟ヲ為スノ権限ヲ有セス（大正一一年（れ）二六一号同年一二月二七日判決）

三四、東京地方　株式会社ノ使用人ハ法律上一定セル権限ヲ有スル非スンテ取締役又ハ支配人等ノ委任又ハ承諾ヲ有スルモノニ非サルヲ以テ会社ノ為メ法律行為ヲ為シ会社ノ為メニ訴訟ヲ為スノ権限ヲ有セス（大正一一年（れ）二六一号同年一二月二七日判決）

三五、東京地方　株式会社ノ使用人ハ法律上一定セル権限ヲ有スル非スンテ取締役又ハ支配人等ノ委任又ハ承諾ヲ有スルモノニ非サルヲ以テ会社ノ為メ法律行為ヲ為シ会社ノ為メニ訴訟ヲ為スノ権限ヲ有セス（大正一一年（れ）二六一号同年一二月二七日判決）

三六、東京地方　株式会社ノ使用人ハ法律上一定セル権限ヲ有スル非スンテ取締役又ハ支配人等ノ委任又ハ承諾ヲ有スルモノニ非サルヲ以テ会社ノ為メ法律行為ヲ為シ会社ノ為メニ訴訟ヲ為スノ権限ヲ有セス（大正一一年（れ）二六一号同年一二月二七日判決）

三七、東京地方　株式会社ノ使用人ハ法律上一定セル権限ヲ有スル非スンテ取締役又ハ支配人等ノ委任又ハ承諾ヲ有スルモノニ非サルヲ以テ会社ノ為メ法律行為ヲ為シ会社ノ為メニ訴訟ヲ為スノ権限ヲ有セス（大正一一年（れ）二六一号同年一二月二七日判決）

三六、東京地方　取締役カ職務ヲ行フニ付他人ニ加ヘタル損害ヲ其ノ属スル会社ニ於テ賠償スル義務アル場合ハ取締役ノ加害行為ニ依テ生シタル損害ト其ノ属スル会社ノ事業ノ執行ニ付生シタル損害トノ間ニ法律上通常因果ノ関係存スルモノトス（大正一一年（れ）二六三号同八年三月三日判決）

上株式定期売買ノ仲介業カ会社ノ営業ノ範囲内ニ属セサル場合ニ於テハ会社ノ取締役又ハ其他ノ代理人カ会社ノ為メニ為シタル株式定期売買ノ仲介ノ為メニ会社ニ対シ損害賠償ノ責ニ任スヘキモノトス（大正一一年（れ）一〇七号同年一二月一日判決）

三七、同　上株式会社ノ取締役又ハ其他ノ代理人カ会社ノ為メニ為シタル株式定期売買ノ仲介ノ為メ会社ニ対シ損害賠償ノ責ニ任スヘキモノトス（大正一一年（れ）一〇七号同年一二月一日判決）

三八、東京控訴院　株式会社ノ事業カ船舶ノ運輸ヲ目的トスル場合ニ於テ株券及貨物ノ運輸ヲ業トスル場合ト雖モ右ノ運輸事業ニ必要ナル軌条ノ買入ヲ為スニ付鉄道軌条ノ荷為替ヲ以テ売主ニ対シ送附ヲ受ケタル荷為替ノ引受ヲ拒ミタル場合ニ於テハ会社ハ引受ヲ拒ミタル為替銀行ニ対シ鉄道軌条ノ荷為替金ノ支払保証ヲ為シタルモノト認メサルヲ得ス（大正一一年（れ）二六二号同年一二月一七日判決）

三九、東京控訴院　取締役取引ノ慣例ニ従ヒ株式仲介人ニ資金ヲ交付シ株券ノ買入ヲ為サシメタル場合ニ於テハ株券ノ引渡ヲ受ケサルニ因リ仲介人ニ資金ヲ交付シタル取締役ハ仲介人ニ対シ資金ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス（大正一一年（れ）二六三号同年一二月一七日判決）

四〇、東京地方　会社ノ代表ノ権限ヲ加ヘ制限ヲ為スハ会社ノ内部ニ於テノミ効力ヲ有スルニ過キスシテ取締役ノ権限ヲ超エタル行為ニ付テハ会社ハ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス（大正一一年（れ）二六四号同年一二月一七日判決）

四一、東京地方　会社ノ代表ノ権限ヲ加ヘ制限ヲ為スハ会社ノ内部ニ於テノミ効力ヲ有スルニ過キスシテ取締役ノ権限ヲ超エタル行為ニ付テハ会社ハ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス（大正一一年（れ）二六四号同年一二月一七日判決）

四二、東京控訴院　株式会社ノ事業カ船舶ノ運輸ヲ目的トスル場合ト雖モ右ノ運輸事業ニ必要ナル軌条ノ買入ヲ為スニ付鉄道軌条ノ荷為替ヲ以テ売主ニ対シ送附ヲ受ケタル荷為替ノ引受ヲ拒ミタル為替銀行ニ対シ鉄道軌条ノ荷為替金ノ支払保証ヲ為シタルモノト認メサルヲ得ス（大正一一年（れ）二六二号同年一二月一七日判決）

四三、東京控訴院　取締役取引ノ慣例ニ従ヒ株式仲介人ニ資金ヲ交付シ株券ノ買入ヲ為サシメタル場合ニ於テハ株券ノ引渡ヲ受ケサルニ因リ仲介人ニ資金ヲ交付シタル取締役ハ仲介人ニ対シ資金ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス（大正一一年（れ）二六三号同年一二月一七日判決）

四四、東京地方　特ニ制限シ特ニ或ル事項ヲ為スコトヲ禁スル権限ヲ除ク外ハ会社ノ為メニ為ス取締役ノ行為ニ付テハ会社ハ第三者ニ対抗スルコトヲ得ルモノニシテ此ノ制限ハ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得サルヘキ場合ニ限リ之ヲ為スコトヲ得ルモノトス（大正一一年（れ）二六四号同年一二月一七日判決）

四五、東京地方　会社代表ノ権限ニ制限ヲ加ヘ又ハ取締役ノ権限ヲ超エタル行為ニ付テハ会社ハ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得サルヘキ場合ニ限リ之ヲ為スコトヲ得ルモノニシテ此ノ制限ハ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得サルヘキ場合ニ限リ之ヲ為スコトヲ得ルモノトス（大正一一年（れ）二六四号同年一二月一七日判決）

四六、東京控訴院　取締役取引ノ慣例ニ従ヒ株式仲介人ニ資金ヲ交付シ株券ノ買入ヲ為サシメタル場合ニ於テハ株券ノ引渡ヲ受ケサルニ因リ仲介人ニ資金ヲ交付シタル取締役ハ仲介人ニ対シ資金ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス（大正一一年（れ）二六三号同年一二月一七日判決）

第百七十一條　株主債權者の書類閲覽權

取締役は定款及び總會の決議錄を本店及び支店に備へ且つ株主名簿及び社債原簿を本店に備へ置くことを要します

株主及び債權者は營業時間內何時にても前項に揭げた書類の閲覽を求むることを得るのであります。

この規定は株主及び會社の債權者の書類閲覽權であります、書類とは取締役が作成するのでありまして、定款、總會決議錄は本店支店に備へ付け株主名簿と社債原簿は本店に備へ付けて營業時間中何時でも株主及び債權者の閲覽に供するのであります。この閲覽權は特に本條を以て株主に與へた權利であります。その性質は間接の會社監視權であります。故に定款又は總會の決議を以てしても之れを奪ふことは出來ないのであります。

判例

六四三、社債原簿ト株主名簿

二三、大審院　商法第百七十一條第百七十二條ノ規定ニ依レハ取締役ハ株主名簿ヲ備ヘ置キ之ニ株主ノ氏名住所ヲ記載スルコトヲ要スルモノニシテ若シ取締役カ株主名簿ヲ備ヘ置カス之レニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキハ同法第二六二條ノ二ニ依リ過料ニ處セラルヘキモノトス（大正二年オ四八八號同三年四月二九日判決）

六四四、決議錄形式

二三、大阪控訴　商法一七一條第一七二條ノ律意ニ徵スルトキハ株主名簿ハ會社ノ設立登記後株券ノ發行ト同時ニ之ヲ作成シ爾後同法第一七二條所定ノ事項ニ異動アル毎ニ之レカ記載ヲ爲スヘキコト寸毫モ疑ヒヲ容レサルカ故ニ會社ノ便宜上之レヲ分冊スルコトアリトスルモ其全部ヲ以テ株主名簿ト云フヘキモノトス又會社カ新株券ヲ作成シ舊株券ト引換ヘタレハトテ叙上ノ理ニ何等ノ差異ヲ生スルモノニアラス換言セハ引換前ト引換後ト各事項ヲ記載シタルモノヲ通シテ株主名簿ナリト觀察スヘキモノトス（大正七年ヲ二六號同年八月一四日判決）

六四五、閲覽權ノ限界

二四、同　上　株主名簿閲覽權ハ一面ニハ其株主一個ノ利益ヲ保護シ他面ニハ會社ノ利益ヲ保護スルカ爲メ法律ニ於テ株主ニ付與シタル權利ナルカ故ニ株主名簿閲覽權ノ行使ハ其範圍ニ屬スルコトヲ要スルモノニシテ自己ノ株主トシテノ利益又ハ會社ノ利益ニ何等關係ナキ事項ニ付テハ之レカ行使ヲ爲スヲ得サルモノトス（同上）

六四六、閲覽契約ノ效力

二五、大審院　會社カ或ル株主ニ其帳簿書類ヲ閲覽セシムルコトヲ約スルハ會社ノ目的タル事業ヲ遂行スルニ必要ナルモノトス（大正一〇年オ七七四號同年一一月二日判決）

第百七十二條　株主名簿

株主名簿には左の事項を記載することを要す。

一、株主の氏名住所

二、各株主の株式の數及び株券の番號

三、各株に付き拂込みたる株金額及び拂込の年月日

四、各株式の取得の年月日

五、無記名式の株券を發行した時は其數番號及び發行の年月日

株主名簿とは會社株券の狀況を記載してある帳簿であります。その帳簿には法定の記載事項を記載するのであります。前記事項中の說明を要するのは株主の氏名住所であります、株主の氏名は自然人でも法人でも宜しいのです株主の住所とは嚴格に株主の住所を記載するのではありません。株主の屆出でた住所を記載すれば宜しいのです其の代り虛僞なることを知つてこの記載を爲した時は會社の取締役は善良な管理者の注意を怠つたのでありまして取締役としての罰則があります。

株主名簿一、

書式實例二百十三（株主名簿）

會社の機關

第　　×　　號

×株金　　圓

第一回	第二回	第三回	第四回	第　回
拂込ミタル金額				
拂込年月日				
株主氏名				
取得年月日				

取得年月日	株主氏名	取得年月日	株主氏名

番號連續

株主＿＿＿＿＿＿　住所＿＿＿＿＿＿

年月日	人名	受譲買 百株券	受譲買 拾株券	受譲買 壹株券	人名	渡譲賣 百株券	渡譲賣 拾株券	渡譲賣 壹株券	株式數現在高殘 百株券	株式數現在高殘 拾株券	株式數現在高殘 壹株券

取得年月日		株主氏名	第　×　號	×株金　×　圓也

取得年月日	株主氏名	取得年月日	株主氏名	第一回	第二回	第三回	第四回	拂込金額	拂込年月日
				金　圓					

摘要	

第百七十二條ノ二　會社ノ株主ニ對スル通知又ハ催告ノ宛名

會社ノ株主ニ對スル通知又ハ催告ハ株主名簿ニ記載シテアル株主ノ住所又ハ其ノ者ガ會社ニ通知シタ住所ニ宛ツラヲ以テ足ル。

前項ノ通知又ハ催告ハ通常到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス。

第一項ニ株主名簿ニ記載シテアル株主ノ住所ト云フノハ株主ガ住所ヲ變更シタ場合ニ之レヲ會社ニ通知シナカツタリ又ハ通知シテモ會社ガ帳簿ニ記入シナカツタ時ノ樣ナコトヲ豫想シタ規定デアリマス。會社ハ株主ノ眞實ノ住所ヲ調査シテ之レニ通知又ハ催告ヲ爲ス必要ハアリマセン。唯現在名簿ニ記載シテアル住所ニ通知スレバ宜シイノデアリマス。

又其ノ通知ハ假令株主ノ手許ニ達シマセンデモ通知ハ通常到達スベカリシ時ニ到達シタモノト見做スノデアリマス。

會社ノ機關

第百七十二條ノ二　會社ノ株主ニ對スル通知又ハ催告ノ宛名

六四七、定代理人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ要シ未成年者ノ株主ニ付テモ必ス其法定代理人ノ氏名ヲ

二ニ、大審院　株主名簿ニハ株主ノ氏名ヲ記載スルコトヲ要シ未成年者ノ株主ニ付テモ必ス其法定代理人ノ氏名ヲ記載スヘキモノニ非ス（大正九年オ三六九號同年六月五日判決）

六四六、記載サルル株主ノ權利

二ニ、同　上　株式ノ讓渡行爲ナカリセハ讓渡行爲無效ナルニ拘ラス株式ノ讓受人トシテ株主名簿ニ記載セラレタル者ハ株主ニ非ス從テ會社ニ對シ株主タルノ權利義務ヲ有セサルハ勿論會社ハ其者ヲ以テ株主ト認ムルコトヲ得サルモノトス（大正二三年オ九〇一號同一四年四月九日判決）

六四九、拂込ノ時期

二ニ、同　上　商法第一七二條ニハ株主カ拂込ミタル株金額等ヲ株主名簿ニ記載スルニ付其時期ノ定メナケレハ事實遲滯ナク之ヲ爲スコトヲ要スルノ旨趣ナリトス從テ此等ノ記載ニツキ遲滯スル以上ハ其原因ノ如何ヲ問ハス商法第二百六十一條ノ制裁ヲ免レサルモノトス（明治三九年ク二〇三號同年一一月一七日判決）

六五〇、株主ニ對スル通知又ハ催告場所

二二九、東京控訴　株主ヨリ會社ニ對シ住所變更ノ通知アリタル場合ト雖モ其場所ニシテ眞ノ住所ニ非サル以上ハ株主ノ名簿ニ記載アル其者ノ住所ニ宛テ右催告及ヒ失權ノ通知ヲ爲ササルヘカラサルハ勿論ナリ（大正二年ナ三一號同年五月五日判決）

二三〇、同　上　株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所ニ宛テタル通知又ハ催告ハ眞實ノ住所ナルト否トヲ問ハス有效ナリ（大正元年ネ六四四號同年七月三日判決）

二三一、東京地方　株金拂込ノ催告及失權ノ通知ハ株主名簿ニ記載セラレタル株主ノ住所ニ於テ爲スヘキモノトス（大正元年レ二〇三號同二年二月二一日判決）

六五一、住所變更ト通知

二三二、大審院　株主ノ住所カ一旦適法ニ株主名簿ニ記載セラレタル以上ハ縱令其後ニ至リ住所ニ變更アルモ會社ニ其ノ變更ノ通知ナキ限リハ右通知又ハ催告ニ關シテハ依然株主名簿記載ノ住所ヲ以テ株主ノ住所ト見做シ其住所ニ宛ツルヲ以テ足ルヘク從ツテ其通知又ハ催告カ株主名簿記載ノ住所ニ到達シタルトキハ之レヲ以テ株主ニ到達シタルモノト見ルヘキ法意ナリト解スルヲ相當トス（大正二年オ四八八號同三年四月二九日判決）

六五二、文字誤記ト住所

二三三、東京控訴　株式會社カ株主ニ對シテ拂込催告書ヲ發スルニ當リ其住所ノ文字ヲ誤記スルモ一般通知事務ノ上ニ何等支障ヲ來ササル程度ノモノナル以上ハ勿論催告ヲ目的トスル住所ノ表示トシテ缺クルトコロアリト謂フヘカラス（大正三年ネ三三三號同四年二月二六日判決）

六五三、住所ニ非サル場所ト通知ノ效力

二三四、同　上　會社ノ株主名簿ニ株主ノ住所カ東京市淺草區松清町四十二番地ト記載アリテ同人ノ住所カ同所ニアルトキハ會社カ株主總會ヲ招集スルニ當リテハ同人ニ對シテハ其招集ノ通知ヲ同所ニ宛テ發送セサルヘカラス東京市淺草區清島町ニ宛テ發送シタルトキハ招集手續ハ違法ニシテ同人ハ總會ノ決議ノ無效ヲ主張スルコトヲ得（大正二年ネ五五號同六年五月二五日判決）

六五四、未成年者ノ通知

二三五、東京地方　會社ノ株主名簿ニ株主カ未成年者ナル旨ノ記載ナク且會社カ未成年者ナルコトヲ知ラサル場合ニ於テハ商法一七二條ノ二ノ趣旨ニ鑑ミ未成年者ニ爲シタル催告モ亦有效ナリト解スヘキモノトス（大正三年ワ二二〇號同六年九月二九日判決）

二三六、大審院　株主名簿ニハ株主ノ氏名ヲ記載スルコトヲ要シ未成年者ノ株主ニ付テモ必スシモ其法定代理人ノ氏名ヲ記載スヘキモノニ非ス（大正九年オ三六九號同年六月五日判決）

二三七、同　上　第一七二條ノ二ニ依レハ會社ノ株主ニ對スル通知又ハ催告ハ株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其者カ會社ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足リ其通知又ハ催告ハ通常到達スヘカリシ時ニ到達シタルモノト見做サルルカ故ニ第一五二條ノ株金拂込ノ催告ニ付テモ會社カ株主名簿ニ記載シタル株主ニ對シ其住所ニ宛テ之ヲ爲シタル以上ハ其者カ意思能力ナキ未成年者タル場合ニ於テハ適法ノ代表者ニ依リテ受領セラルヘキモノナレハ其催告ハ有效ナリトス（大正九年オ三六九號同年六月五日判決）

二三八、東京地方　會社ノ株主ニ對スル通知又ハ催告ハ株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其者カ會社ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足ルコトハ商法第一七二條ノ二ノ規定スル所ニシテ該通知又ハ催告カ株主名簿ニ記載シアル株主ノ住所ニ宛テ發セラレタル以上ハ特ニ其ノ株主名簿ニ株主ノ法定代理人ノ氏名住所ノ記載アリトノ事實立證セラレサル限リ未成年者タル株主ニ宛テ直接ニ爲サレタル催告及ヒ通知ハ商法ノ規定ニ適合スルノミナラス未成年者ニ對スル催告及通知ハ通常其法定代理人ニ於テ受領セラルルモノト推定セラルルモノトス（大正一〇年ワ一三〇五號同一一年九月二〇日判決）

六五五、相續通知ノ欠缺

二三九、同　上　株主名簿ニ記載シタル株主死亡シ相續人其株主タル地位ヲ承繼セルニ係ラス株主名簿ノ書換ノ手續ヲ爲サス從ツテ株主名簿ニハ依然被相續人ノ氏名住所ヲ記載シアルカ如キ場合ニ於テモ會社カ其ノ株主名簿ニ

記載シアル株主ノ氏名住所ニ宛テ發シタル通知催告ハ會社ノ株主ニ對スル通知催告トシテ有效ナルト共ニ通常該住所ニ到達スヘカリシ時ニ株主ニ到達シタルモノト見做スヘキモノ換言スレハ斯ル通知催告ハ株主タル相續人ニ對シテ之レヲ爲シタルト同一ノ效力ヲ有スルモノト謂ハサルヘカラス（大正一二年ワ一四號同一四年二月一六日判決）

二三〇、大審院　商法一七二條ノ二ニ依レハ會社ノ株主ニ對スル通知又ハ催告ハ株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ株主カ會社ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足リ右ノ通知又ハ催告ハ通常到達スヘカリシ時ニ到達シタルモノト見做スヘキモノニシテ如上ノ通知又ハ催告カ通常其ノ到達スヘカリシ時ニ到達シタルモノト見做サルヘカラス（大正一一年ワ一四七四號同年九月三〇日判決）

二三一、東京地方　株主ニ對スル通知並ニ催告ノ延着ノ場合ノミナラス其不着ノ場合ヲモ包含スルモノニシテ其ノ不着カ書面ノ返戻等ニ依リ會社ニ明カナルト否トヲ問ハサルモノトス（大正八年二四九號同年一一月一八日判決）

二三二、東京地方　株主ニ對スル通知並ニ催告カ其書狀發信後返戻ナカリシ事明白ナルトキハ該通知並ニ催告ハ株主ニ到達シタルモノト認ムヘキモノトス（大正一一年ワ一四七四號同年九月三〇日判決）

第百七十三條　社債原簿の記載事項

社債原簿には左の事項を記載することを要します。

一、社債權者の氏名住所
二、債券番號
三、社債の總額
四、各社債の金額
五、社債の利率
六、社債償還の方法及び期限
七、數回に分ちて社債の拂込を爲さしむる時は其の拂込の金額及び時期
八、各社債に付き拂込たる金額及拂込の年月日
九、債券發行の年月日
十、各社債の取得年月日
十一、無記名式の債券を發行した時は其數番號及び發行の年月日

社債原簿記載事項の說明は省略致します。

六五六、到達セシモノト看做サルル例

社債原簿

書式實例二百十六（社債原簿）

番號		利率	償還方法	期限
金額				
住所 氏名		發行年月日	取得	年月日

社債拂込時期 年 月 日				

無記名式社債番號 年 月 日				

會社が其の資本の半額を失ひたる時は取締役は遲滯なく株主總會を招集して報告することを要します。

會社財産を以て會社の債務を完濟すること能はざるに至りたる時は取締役は直ちに破産宣告の請求を爲すことを要す。

第百七十四條 資本半額喪失と取締役の報告義務（債務完濟不能と取締役の破産申立義務）

會社が其の資本の半額を失ふと云ふことは會社に執つては重大問題でありますから取締役は遲滯なく株主總會を招集し之れを報告して善後策を講ずることを命じて居ります善後策とは資本の減少とか取締役の改選或は社債の募集等を想像することが出來ます。

會社が其の財産を以て會社の債務を完濟することの出來なかつた時とは卽ち支拂不能の時でありますこの場合には取締役は直ちに破産宣告の請求をして破産手續に依つて淸算を爲すのであります、之れに反した時は過料の制裁があります。

破産請求ノ申立

書式實例二百十七（破産宣告ノ請求書）

株式會社破産宣告ノ申立

一定ノ申立

××株式會社ヲ破産トストノ御宣告ヲ乞フ

申立ノ原因

右××株式會社ハ昭和×年×月×日頃ヨリ漸時事業不振ヲ來シ加フルニ財界不況ノ爲メ近時多大ノ缺損ヲ來シ昭和×年×月×日ノ調査ニ依レハ別紙貸借對照表ノ如ク會社財産ヲ以テ會社ノ債務ヲ完濟スルコト能ハサルニ立チ至リ申候玆ニ商法第百七十四條第二項ニ依リ破産宣告ノ申立ヲ爲ス次第ニ有之候

附屬書類

一、商業登記簿謄本　一通

一、貸借對照表　一通

右申立候也

東京市×區×町×番地

××株式會社取締役

申立人　×　某

（以下取締役列擧ス）

昭和×年×月×日

東京地方裁判所長判事　×　某　殿

右申立人　×　某　㊞
×　某　㊞
×　某　㊞

第百七十五條　取締役の競業禁止

取締役は株主總會の認許あるに非ざれば自己又は第三者の爲めに會社の營業の部類に屬する商行爲を爲し又同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員と爲ることを得ず。

取締役が前項の規定に反して自己の爲めに商行爲を爲したる時は株主總會は之を以て會社の爲めに爲したるものと見做すことを得前項に定めたる權利は監査役の一人が其の行爲を知りたる時より二ケ月間之れを行はざるときは消滅致します。又行爲の時から一年を經過したるときは消滅致します。取締役は會社を代表する業務執行機關であります。若し取締役が自己又は第三者の爲めに會社の營業の部類に屬する商行爲を爲し又は同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員と爲り得るものとした場合には會社の利害と相反するものであります、故に本條に於ても合名會社の社員又は合資會社の無限責任社員と等しく自己又は第三者の爲め會社の營業の部類に屬する商行爲を爲し又は同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員と爲る場合には株主總會の承認を得るものとしたものであります。

取締役が自己の爲めに商行爲を爲したる場合には會社は總會の決議に依り之れを會社の爲めに爲したるもの〻看做すことを得るのであります。この權利を學者は介入權と申します。

會社ノ營業部類ニ屬スル商行爲ヲナス認許書

第二項はこの介入權の行使期間を定めたものであります。卽ち監査役がこの行爲を知つた時から二ケ月間にこの權利を行へば宜しいのであります。又行爲の時から一ケ年間は出來るのであります。

書式實例二百十八　（取締役カ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル商行爲ヲ爲スコトノ認許書）

認　許　書

今般當會社取締役×某カ自己（又ハ×某）ノ爲メニ當社ノ營業部類ニ屬スル商行爲ヲ爲スコト（又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル××合資會社ノ無限責任社員ト爲ルコト）ヲ昭和×年×月×日本社ニ於テ開會セル第×回定時（又ハ臨時）株主總會ニ於テ決議ノ結果玆ニ認許スルモノナリ

昭和×年×月×日

××株式會社株主總會

議　長　何　某　㊞
出席株主　何　某　㊞
出席株主　何　某　㊞

取締役ノ行爲ヲ會社ノ爲メニ爲シタルモノト見做ス決議書

書式實例二百十九　（取締役ノ商行爲ヲ會社ノ爲メニ爲シタルモノト見做ス決議書）

決　議　書

當會社取締役×某カ昭和×年×月×日自己（又ハ×某）ノ爲メ爲シタル木材賣買ノ行爲ハ當會社ノ營業ノ部類ニ屬スル商行爲ナルヲ以テ昭和×年×月×日本社ニ於テ開會セル第×回定時（臨時）株主總會ニ於テ商法第百七十五條第二項ノ規定ニ依リ該行爲ハ當會社ノ爲メ爲シタルモノト看做シ玆ニ本決議ヲ爲スモノ

トス

昭和×年×月×日

××株式會社株主總會

議　長　×　某　㊞

出席株主　×　某　㊞

同　×　某　㊞

第百七十六條　取締役と會社の取引と監査役の承認

取締役は監査役の承認を得たる時に限り自己又は第三者の爲めに會社と取引を爲すことを得るのであります此の場合には民法第百八條の當事者雙方の代理が出來ないと云ふ規定を適用せずして却つて取締役たるの性質から見て自己の資格で取締役と云ふ代表者と取引が出來るのであります。

第百七十六條は取締役の專斷横暴を防ぎ會社の利益を保護する規定であります。監査役はこの承認に對して會社の利害得失を良く考慮して之れが承認を與へるのであります。從つてその承認は總括的の承認ではありませんし特定の取引について各別に承認すべきものであります。

取締役ト會社ト取引ヲ爲ス承認書

書式實例二百二十（取締役ト會社ト取引ヲ爲ス承認書）

承　認　書

××株式會社取締役×某ヵ自己（又ハ第三者×某）ノ爲メ當會社ト左ノ取引ヲ爲スコトヲ承認ス

一、木材ノ取引

昭和×年×月×日

××株式會社

監査役　×　某　㊞

同　×　某　㊞

監査役ニ對シ承認ヲ求ムル請求書

書式實例二百二十一（監査役ニ對シ承認ヲ求ムル請求書）

催告狀

東京市×區×町×番地

××株式會社取締役

催告人　×　某

東京市×區×町×番地

××株式會社監査役

被催告人　×　某

催告人ハ××株式會社取締役ナル處昭和×年×月×日××株式會社ト自己（又ハ第三者×某）ト木材販賣ノ商取引ヲ爲シタリ右ハ商法第百七十六條ニ依リ監査役ノ承認ヲ求ムル必要有之候間本催告狀到着ノ日ヨリ一週間以内ニ御承認被爲下度若シ右期間内ニ御返事無之時ハ承認ナキモノト見做シ該商行爲ヲ取消シ可申右民法第百十四條ニ依リ催告ニ及ヒ候也

昭和×年×月×日

右催告人　×　某　㊞

被催告人　×　某　殿

監査役ノ不承認通知書　書式實例二百二十二（監査役ノ不承認通知書）

通　知　書

東京市×區×町×番地
××株式會社監査役
通　知　人　×　某

東京市×區×町×番地
××株式會社取締役
被通知人　×　某

昭和×年×月×日××株式會社ニ對シ取締役タル被通知人ノ爲シタル商取引ニツキ承認方催告被致候ヘ共右商取引ハ會社ノ利害得失ノ上ヨリ熟慮ノ結果承認致シ兼ネ候間右及通知候也

昭和×年×月×日

右通知人　×　某　㊞

被通知人　×　某　殿

判例

六五七、監査役承認ノ必要

二三二、東京控訴　商法第一七六條ニ取締役カ會社ト取引スルニハ監査役ノ承認ヲ要スル旨規定シタルハ會社ノ利益ヲ保證シ取締役ノ專擅横暴ヲ妨クカ爲メナルヲ以テ監査役ハ特定ノ取引ニツキ利害得失ヲ考慮シテ承認ヲ與フヘキヤ否ヤヲ決スヘキ權利ヲ有スルモノニシテ從テ會社ノ代表者ハ監査役ノ承認ヲ經ルニアラサレハ取引ヲ爲スヘカラス（大正四年ネ一〇四號判決）

二三三、大審院　商法一七六條ニ所謂監査役ノ承認トハ一切ノ取引ヲ爲スコトヲ豫メ承認スト云フカ如キ概括的ノ承認ヲ指スモノニアラスシテ特定ノ取引ニツキ特ニ與ヘラレタル承認ヲ指スモノト解釋セサルヘカラス（明治三七年オ二一二號同三七年六月二一日判決）

二三四、同　上　商法第一七六條ノ承認ハ監査役カ數人アル場合ト雖モ其人ニ於テ爲スヲ以テ足レリトスヘキハ監査役タル職務ノ性質上當然ノコトニ屬ス（大正五年オ五七七號同年一〇月二五日判決）

二三五、同　上　商法第一七六條ノ監査役ノ承認ハ株主總會ニ於テ適法ニ選任セラレタル監査役本人ニ於テ之レヲ爲スヲ要シ他人ヲシテ代理セシムルヲ得ス（大正四年オ一六六號同年一〇月二一日判決）

二三六、東京控訴　取締役カ會社ト取引ヲ爲シタル場合ニ於ケル監査役ノ事後承認ハ無效ノ行爲ナリ（明治四四年ネ三一四號）

二三七、大審院　株式會社ノ取締役カ商法第一七六條ノ規定ニ違反シテ爲シタル取引ハ取消シウヘキ行爲ニアラスシテ無效ナル行爲ナリトス（明治四二年オ二七九號同年一二月二日判決）

二三八、同　上　株式會社ノ取締役カ監査役ノ承認ヲ經スシテ自己ノ爲メ會社ト取引ヲ爲シタルトキハ其行爲ハ當然無效ニ非スト雖モ會社ハ之カ取消ヲ請求スルコトヲ得ヘシ（明治三七年オ五三五號同三八年二月七日判決）

二三九、東京地方　取締役カ監査役ノ承認ヲ經スシテ會社ト取引シタル場合ハ其契約ハ無效ニ非ス取消シ得ヘキモノトス何トナレハ商法第一七六條ハ公益規定ニ非サレハ當事者之カ取消ヲ求メ得ルニ止マリ無效トナスヘキモノニアラス（明治三五年ネ八六三號同年一二月二三日判決）

二四〇、同　上　取締役カ自己又ハ第三者ノ爲メニ會社ト取引ヲ爲シタル後監査役ノ承認ヲ得ルモ之ヲ以テ會社トノ取引ノ效力ヲ有效ナラシムル能ハス（大正六年ワコ一四六號同年六月七日判決）

會社の機關

六六二、追認

六五八、承認ハ監査役一人ニテ可ナリ

六五九、監査役本人ノ承認ナルコト

六六〇、承認ハ事前ニ爲スヲ要ス

六六一、承認ナキ行爲ノ效力（無效說取消說）

ヲ豫メ包括的ニ承認ヲ與フルハ其效ナキモノトス（明治四四年ネ三一四號判決）

二四二、大審院　商法一七六條ニ所謂監査役ノ承認ハ事前ニ於テモ事後ニ於テモ之レヲ與フルコトヲ得ルモノトス（大正七年一〇二七號同八年四月二一日判決）

二四三、同　上　商法一七六條ニ規定スル承認ハ事後ニ就任セル監査役ニ於テ之ヲ爲スモ有效ナリトス（大正一三年オ二六三號同年七月一〇日判決）

二四四、同　上　商法第一七六條ニ規定スル監査役ノ承認ハ事前ニアリテハ勿論事後ニ在リテモ之ヲ爲スコトヲ得ヘク又事前ノ承認ナキ取締役ノ取引行爲ハ無效ナルモ確定的ニ無效ニ非スシテ事後ノ承認若クハ其拒絶アル迄ハ浮動ノ狀態ニアリテ之ヲ無權代理ノ場合ニ準スヘキモノト解スルヲ相當トス（大正九年オ四三五號同年七月一〇日判決）

二四四、同　上　如上ノ場合ニ於テ監査役ノ承認ヲ經スシテ自己　爲メニ會社ト取引ヲ爲シタル取締役ハ民法第一一四條ノ規定ニ則リ相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ承認ヲ爲スヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ監査役ニ催告シ若シ監査役カ其期間内ニ確答ヲ爲ササルトキハ承認ヲ拒絶シタルモノト看做スコトヲ得ルモノトス（同上）

二四五、同　上　商法七六條ハ民法一〇八條ト其精神ヲ同シウスレトモ同條ノ例外規定ニ非サルヲ以テ取締役カ自己又ハ第三者ノ爲メ會社ト取引ヲ爲ス場合ニ於テハ縱令自ラ會社ノ代表セサル時ト雖モ監査役ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス（明治三六年オ四九二號同三七年二月二〇日判決）

二四六、同　上　商法第一七六條ニ於ケル第三者ノ爲メニスル場合中ニハ取締役カ私法上ノ代理人トシテ會社ト取引ヲ爲ス場合ノミナラス公法上ノ市町村長トシテ市町村ヲ代表シ會社ト取引ヲ爲ス場合ヲモ包含スルモノトス（大正四年オ五六五號同年一〇月二一日判決）

二四七、同　上　一七六條中ニハ取引ノ種類又ハ性質ニ付何等ノ制限ナキカ故ニ取締役カ會社ニ對シテ有スル債權ニツキ債權者ノ交替ニ因ル更改ヲ爲ス場合ニ於テモ同條ノ適用アルヘキモノトス（大正四年オ一六六號同年一〇

（浮動說）

二四八、東京地方　商法一七六條ニ所謂取引トハ會社ノ財産ヲ減少シ若クハ會社ヲシテ新ニ義務ヲ負擔セシムヘキ行爲ハ總テ之レヲ包含スル故ニ債權者ノ交替ニ因ル更改（取締役カ債權者タリシヲ他人ニ交替スル場合）ノ場合モ亦監査役ノ承認ヲ要スヘキモノトス（大正二年ヲ五〇一號同年七月二八日判決）

二四九、大審院　株式會社カ其取締役ノ一人ニ對シ約束手形ヲ振出スニ當リ該取締役ニ於テ監査役ノ承認ヲ得サルトキハ其所持人ノ取締役タルト被裏書人タルトヲ問ハス又被裏書人ノ善意ナルトヲ問ハス會社ハ常ニ手形ノ無效ヲ主張シテ支拂ノ請求ヲ拒ムコトヲ得（明治四二年オ二七九號同年一二月二日判決）

二五〇、東京地方　株式會社カ監査役ノ承認ナクシテ取締役ニ對シテ爲シタル手形ノ振出行爲ハ商法第一七六條ノ規定ニ反スル無效ノ行爲ニシテ之レニ因リテ會社ハ何等手形上ノ責ヲ負ハサルモノトス（大正四年ヲ七一號同年二月二三日判決）

二五一、大阪地方　商法一七六條ノ取引ニハ手形ノ振出行爲モ包含スルモノトス故ニ同條ニ違背シテ振出サレタル手形ノ振出ハ法律上全然無效ナリ此無效ハ何人ニモ對抗シ得ヘク第三者ノ善意無過失ナルト否トハ問ハサルモノナリ（大正元年ヲ九五二號判決）

二五二、東京地方　株式會社カ同會社ノ取締役ニ手形ヲ裏書讓渡スルニ當リ監査役ノ承認ヲ經サルトキハソノ裏書讓渡ハ無效ナリトス（大正五年ヲ五九號同年一〇月一四日判決）

二五三、大審院　商法一七六條ハ株式會社ノ取締役カ自ラ會社ヲ代表セスシテ會社ト取引スル場合ヲ規定シタルモノニ外ナラス從ツテ取締役カ一面會社ヲ代表シ一面相手方トナリ會社ト取引ヲ爲シタルトキハ縱令監査役ノ承認ヲ得ルモ其取引ハ全然無效ナリトス（明治三九年二月二七日判決）

二五四、同　上　監査役ノ承認ヲ經サルニ因ル取引無效ノ結果第三者ノ蒙リタル損害ハ取引當事者タル取締役カ法律上ノ會社の機關

六六三、第三者ノ爲メニスル場合

六六四、取引ノ意味

六六五、監査役ノ承認ナキ手形ノ效力

六六六、本條但書ノ效力

六六七、承認ナキタメ蒙リタル損

義務ニ違反シテ監査役ノ承認ヲ經サルニ原因スルモノト謂フヘク之レヲ會社ヲ代表シタル他ノ取締役又ハ支配人監査役ノ承認ヲ經サルニ起因スルモノトシテ之レニ損害賠償ノ責ヲ歸スルヲ得ス何トナレハ不作意ト損害トノ間ニ因果關係アリト爲スニハ不作爲カ法律上ノ義務タル行爲ヲ爲ササル場合ナルコトヲ要スレハナリ（大正七年オ五〇八號同年七月一二日判決）

六六八、不承認ト背任罪

二三五、大審院　專務取締役タル被告人カ監査役ノ承認ヲ經スシテ自己ノ爲メ會社ト取引ヲ爲シ金錢ノ給付ヲ受クルト同時ニ其取引無效ナルカ爲メ會社ニ同額ノ損害ヲ生セシメタルトキハ背任罪ヲ構成スルモノトス（大正一四年れ五七五號同年六月一九日判決）

二三六、同　上　背任罪成立後ニ經令監査役ノ承認ヲ經タリトスルモ又其ノ承認カ民事上效力ヲ生シタリトスルモ既ニ成立シタル背任罪ノ刑責ヲ左右スヘキモノニ非サルモノトス（同上）

第百七十七條　取締役の責任

取締役が其の任務を怠りたる時は、其の取締役は會社に對し連帶して損害賠償の責に任ずるのであります。

取締役が法令又は定款に反する行爲を爲したる時は、株主總會の決議に依りたる場合と雖も其の取締役は第三者に對して連帶して損害賠償の責に任じます。取締役は會社の業務を行ふ常設機關でありますから會社に對しては常に善良なる管理者の注意を以て之れを執行する義務があります。若しこの義務に違反して會社に損害を懸けた時は其の取締役は連帶して會社に對して損害を賠償するのであります。本規定は商法第百四十二條の二の發起人の責任と相對するものであります。

本條第二項は取締役が法令又は定款に違反して第三者に損害を加へた場合であります。卽ちこの場合には譬へ株主總會の決議に基いた場合でもその取締役は連帶して損害を賠償する旨を規定したのであります。この規定は第三者保護の規定であります。第三者は其の會社の定款を見て會社と取引するのでありますからこれを保

護するの必要があるのであります。

判　例

六六九、本條制定ノ趣旨

二三七、大審院　取締役ハ會社ノ代表並ニ業務執行ノ個有ノ機關ナレハ會社ニ對シ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ法律上負擔セル義務ニ違背シ會社ニ損害ヲ生セシメタル時ハ之カ賠償ノ責ニ任セサルコト多言ヲ要セス而シテ其ノ損害ノ發生ノ原因カ自己ニ責任ナキ特定ノ取締役ノ行爲若シクハ不法行爲ニ起因スル場合ハ格別取締役總員若クハ數人ノ共同ニ出タル任務懈怠ニ基クトキハ其ノ取締役カ連帶シテ賠償ノ責ニ任セサルヘカラサルハ至當ノ條理ニシテ商法第一七七條第一項ハ此ノ理義ヲ明カニシタルニ外ナラサルモノトス（大正三年オ五八一號同四年三月一〇日判決）

二三八、同　上　取締役ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ法律上負擔セル會社ノ業務及ヒ會社財產ノ狀況ヲ調査スヘキ任務ヲ有スルモノナレハ此義務ニ違背シ會社ニ損害ヲ生セシメタルトキハ定款ニ專務又ハ常務取締役選任規定アリテ直接會社ノ常務ニ關與セサル取締役ト雖モ之ヲ缺掌シタル他ノ取締役ト共同ノ任務懈怠ニ基クモノトシテ會社ニ對シ連帶シテ之カ賠償ノ責ニ任スヘキモノトス（大正三年オ五八一號同四年三月一日判決）

二三九、同　上　株式會社ニ支店アリテ或取締役カ專ラ其ノ專務ヲ擔當スヘキ場合ニ於テ監督不行屆ニ依リ損害ヲ生シタルトキハ其取締役ニ於テ之ヲ賠償セサルヘカラス（明治四〇年オ三九〇號同四一年二月三日判決）

二六〇、同　上　株式會社ノ取締役カ自ラ會社ノ貸借對照表ヲ作成セス社員ヲシテ之レヲ作成セシムル場合ニ於テ往々其ノ記載ニ過誤アリウヘキコトヲ當然豫想シウヘキモノナレハ取締役ニ於テ其ノ過誤ヲ知覺セサルトキハ之レヲ覺知セサルコトニ付キ過失アリト謂ハサルヘカラス（大正一二年れ一一七六號同年一一月六日判決）

六七〇、懈怠ノ例

二六一、同　上　株式會社ハ資本團體トシテ資本鞏固ヲ保持スルノ必要アリ從テ貸借對照表ハ最モ正確ナルコトヲ要スルモノナルヲ以テ之ヲ社員ニ作成セシメテ其記載ノ眞實ナルヤ否ヤヲ調査セス之ヲ盲信シテ監査役等ニ

提出シ之ニ基キ不當ノ利益配當チ爲スカ如キハ取締役トシテ重要ナル任務ヲ怠リ爲メニ會社ニ損害ヲ被ラシメタルモノニ外ナラサレハ商法一七七條ニ從ヒ會社ニ對シテ民事上ノ責任ヲ免ルルヲ得サルモノトス（同上）

二六三、東京控訴　銀行ノ貸付金ニ付保證債務ヲ負ヒタル者カ銀行ヲ代表スル取締役ニ金圓ヲ贈與シテ其ノ任務ニ背キ有債務ヲ減額セシメタル場合ニ於テハ贈與ノ金圓ハ不法ノ原因ノ爲メ給付シタルモノトシテ之カ返還ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス（大正四年六月一二日判決）

二六三、大審院　株主總會カ會社ノ營業範圍ニ屬セサル事項ニ使用スルコトヲ議決スルモ全然違法ニシテ決議トシテ效力ナキモノナレハ其ノ決議ノ執行トシテ右資產ヲ不法ノ用途ニ費消シタル取締役ハ株主總會ノ議決ニ藉口シテ其責ヲ免ルルコトヲ得ス（明治四五年れ九五七號判決）

二六四、東京地方　民法七〇九條第一七七條ニ依ル損害賠償ヲ請求スルニハ其行爲ト損害賠償トノ間ニ法律上所謂適當因果ノ關係アルコトヲ要シ且ツ其行爲ハ違法性ヲ有スルコトヲ要スルモノトス（大正五年ヲ一八三八號判決）

二六五、大審院　法人ノ代表機關カ爲シタル行爲ニシテ法人ノ目的以外ニ屬シ殊ニ不法行爲ニ該當スルトキハ法人ノ行爲トシテ何等效力ヲ生セス從ツテ代表機關ハ其ノ行爲ハ法人ノ行爲ナリト主張シテ其責ヲ免ルルコトヲ得ス故ニ縱令法人タル株式會社カ實在シ其ノ最高意思決定ノ機關タル株主總會ニ因リテ會社ノ行爲意思ヲ決定シ表示シタル事實アリトスルモ其行爲ニシテ法令又ハ定款ニ反シ會社ノ目的ニ屬セサルモノナレハ其ノ意思決定ハ無效ニシテ之ヲ實行シタル取締役ハ第三者ニ對シテ其ノ責ニ任スヘク會社ハ之ニ對シテ責任ヲ負フヘキニ非ス（明治四五年れ九五七號同年七月四日判決）

二六六、同　上　虛僞ノ財產目錄貸借對照表ヲ公告シタルニ因リ他人ニ損害ヲ及ホシタル會社ノ取締役及ヒ監査役ハ不法行爲ノ責任チ免レサルモノトス（明治四四年オ三五二號同五年五月六日判決）

六七一、不法行爲ノ責任

六七二、第二項ノ適用範圍

二六七、同　上　株式會社ノ業務執行ニ關シ不法行爲アル場合ニ於テハ其行爲ニ與リタルモノノミ之レカ責ニ任スヘキモノトス（明治三八年れ一八七號同年三月二日判決）

二六八、東京控訴　或株主カ取締役ニ選任セラレタリト雖モ即時ニ之ヲ辭任シ未タ一回モ其職務ヲ執行シタルコトナキモノハ定款第四七條ニ退任トアルニ該當セサルヲ以テ二個年ノ滿了ヲ俟タス初メヨリ何等ノ責任ヲ負擔スルモノニ非ス（大正元年ネ七一號同二年四月九日判決）

二六九、大審院　商法カ第一七七條第二項ニ所謂取締役カ法令又ハ定款ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキハ取締役カ會社ノ爲メニ其職務ヲ行フニ違反ノ行爲ヲ爲シタルトキハ同條同項ノ規定ヲ適用シ其ノ取締役ハ於テモ會社ノ業務ヲ執行スル場合ニ於テモ違反ノ行爲ヲ爲シタルトキハ同條同項ノ規定ヲ適用シ其ノ取締役ハ第三者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任スヘキモノトス（大正一一年オ六三一號同一二年三月九日判決）

二七〇、山口地方　商法第一七七條第一八九條ノ規定ニ依レハ取締役ハ取締役相互ノ間ニ於テノミ又監査役ハ監査役相互ノ間ニ於テノミ連帶責任ヲ負擔スルモノトス（大正一一年オ六三一號同一二年三月九日判決）

二七一、同　上　商法第一八六條ニ依レハ監査役若クハ取締役ノ損害賠償ノ責任スヘキ根據ノ異同ニツキ何等明示スル所ナキヲ以テ苟クモ監査役若クハ取締役等カ同一ノ損害ニツキ互ニ損害賠償ヲ負擔スルトキハ之ヲ連帶債務者ト爲スヘキ趣旨ナルコト明白ニ一點ノ疑ヒヲ容レス（大正六年三月八日判決）

第百七十八條　取締役に對する訴の提起並にその少數株主の請求權

株主總會に於て取締役に對して訴を提起することを決議したとき又は之を否決したる場合に於て資本の十分の一に當る株主が之れを監査役に請求したるときは會社は決議又は請求の日より一ヶ月以內に訴を提起するを要します。

前項の請求を爲したる株主は監査役の請求に因り相當の擔保を供することを要するのであります。

會社の機關

會社が敗訴した時は右の株主は會社に對してのみ損害賠償の責に任じます。株主總會で取締役に對して訴を提起することを決議した場合は會社は其の取締役に對して訴を提起するのは當然であります。本條は資本の十分の一の少數株主權を認め其の請求に依つて監査役は右取締役に對して訴を起す旨を規定したと云ふ點に特色があります。これ會社が多數を以て少數を壓迫することを防いだものであります。

右に依つて資本の十分の一の少數株主權を認めたる一面に於ては其の株主に擔保を强要して濫訴の弊害を除くと共に又一面利害關係人の爲めに訴を起すの途を拓いたのであります。

訴提起の期間は決議又は請求の日から一ケ月でありまする。

取締役ニ對スル訴　書式實例二百二十三（取締役ニ對スル訴）

訴狀

東京市×區×町×番地
原告　×　×株式會社
右法定代理人監査役　×　某

東京市×區×町×番地×株式會社取締役
被告　×　某

東京市×區×町×番地×株式會社取締役
同上　×　某

東京市×區×町×番地×株式會社取締役

取締役ニ對スル損害賠償ノ訴

請求ノ目的

一定ノ申立記載通リ

訴訟物價格金貳千圓也

一定ノ申立

被告等ハ原告ニ對シ連帶シテ金貳千圓也ノ損害賠償金ヲ支拂フヘシ

訴訟費用ハ被告等ノ負擔トス

尙ホ本訴ニ對シテハ保證ヲ條件トスル假執行ノ御宣言相成度候也

請求ノ原因

被告等ハ原告會社ノ取締役ナル處昭和×年×月×日原告會社ノ名義ヲ以テ何々ノ行爲ヲ爲シタルニ因リ原告會社ハ何々ノ損害ヲ生スルニ至レリ然レトモ右被告等ノ行爲ハ定款第×條ノ目的ニ違反シタルモノニシテ從ツテ右損害ハ被告等ニ於テ負擔スヘキ責アルモノナリ依リテ原告會社ハ昭和×年×月×日本社ニ株主總會ヲ招集シ右事實ヲ認メ被告等ニ對シ右賠償ノ訴ヲ提起スヘキコトヲ決議シタルヲ以テ（又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ノ請求ニヨリ）玆ニ原告ハ被告等ニ對シテ右損害金貳千圓也ヲ請求スル爲メ定款第×條（又ハ商法第百七十八條ニ依リ）本訴請求ニ及フ次第ナリ

證據方法及ヒ附屬書類

會社の機關

一、定　款　　一通
一、商業登記簿謄本　　一通
一、被告等カ何々ヲ爲シタル證書　　一通
一、原告會社ノ株主總會決議錄　　一通

昭和×年×月×日

東京地方裁判所長判事　×　某　殿　　右原告法定代理人　×　某　㊞

取締役ニ對スル訴提起請求書

書式實例二百二十四（取締役ニ對スル訴訟提起請求書）

請　求　書

本會社取締役×某×某×某カ會社ノ代表者トシテ何々ノ行爲ヲ爲シタルハ定款第×條ニ違反スル行爲ニシテ爲メニ會社ハ金貳千圓也ノ損害ヲ受ケタルヲ以テ其ノ賠償ヲ爲サシムルカ爲メ會社ハ右取締役等ニ對シ訴ヲ提起スヘシトノ提議ニ對シ昭和×年×月×日本社ニ於テ招集セラレタル株主總會ハ之レヲ否決シタルモ資本ノ十分ノ一ニ當タル株主タル下名等ハ取締役ニ對シ速カニ右提議ニ係ル訴ヲ提起スルヲ相當ト認メ候ニ付下名等ノ株券ヲ供託シ猶ホ御請求ニ因リテハ相當ノ擔保ヲ供スヘク候條商法第百七十八條及ヒ第八十五條ニ依リ監査役タル貴殿ニ於テ會社ヲ代表シ速カニ右訴提起相成度商法第百七十八條ニ基キ此段及請求候也

昭和×年×月×日

×××株式會社監査役　×　某　殿　　東京市×區×町×番地　×××株式會社×株株主　×　某　㊞　　東京市×區×町×番地　×××株式會社×株株主　×　某　㊞　（以下連署）

取締役ニ對スル訴提起決議書

書式實例二百二十五（取締役ニ對スル訴訟提起決議書）

決　議　書

昭和×年×月×日本社ニ招集シタル××株式會社ノ定時（又ハ臨時）株主總會ハ出席株主×名其決議權×箇ニシテ×箇ニ對スル×箇ノ多數ヲ以テ左ノ事項ヲ決議ス

本會社取締役×某×某×某カ會社ヲ代表シテ爲シタル何々ノ行爲ハ定款第×條（又ハ商法第七十八條）ニ違反シ爲メニ會社ハ金×圓ノ損害ヲ受ケタリ依ツテ其ノ賠償ヲ爲サシムル爲メ會社ハ右取締役ニ對シ訴ヲ提起ス

前項ノ訴ニツキテハ東京市×區×町×番地辯護士×某ヲシテ會社ヲ代表セシム

右決議ヲ明確ナラシムル爲メ本決議ヲ作リ（又ハ決議ニ記載シ）署名委員トシテ×某×某ヲ株主中ヨリ選任ノ上定款第×條ニ依リ左ニ署名ス

昭和×年×月×日

會社の機關

擔保請求書　書式實例二百二十六（擔保請求書）

請求書

××株式會社第×回定時（又ハ臨時）總會

議長　×　某　㊞

署名委員出席株主　×　某　㊞

同　×　某　㊞

東京市×區×町×番地

××株式會社監査役

請求人　×　某　㊞

東京市×區×町×番地

××株式會社×株株主

被請求人　×　某　㊞

（以下列擧）

昭和×年×月×日資本ノ十分ノ一以上ニ當ル貴殿等カ本社ニ對シ本社取締役ニ損害賠償ノ訴提起請求書正ニ承諾仕候就テハ右訴訟提起ノ擔保トシテ貴殿等所有ノ本社株式×株及ヒ現金又ハ公債ヲ以テ金五百圓也請求人ニ差入レ被下度此段及請求候也

昭和×年×月×日

右××株式會社監査役

×　某　㊞

株主　何某　殿

同　何某　殿

同　何某　殿

六七三、株主ノ訴訟提起權

第百七拾九條　取締役の報酬

判例

二七、大審院　株主ハ其ノ資格ニ於テ直接ニ取締役若クハ清算人ニ對シ訴訟ヲ爲ス權利ヲ有セス（明治三七年オ六一四號同三八年四月一四日判決）

二三、同　上　株主カ内部ノ行爲ニ關與スルコトハ商法ニ規定シタル場合ノ外法律ノ認許セサル處ナリ（明治三六年オ六〇八號同三七年二月一七日判決）

取締役が受くる報酬は定款に其の額を定めてない時は株主總會の決議に依つて定むるのであります。定款中には大概は取締役の受くる報酬を定めてあるものであります。若しこの定めがない時は取締役は委任の原則に基くものでありますから無報酬であるべき筈であります。本條に於ては反對の主義を執つて報酬を支拂ふ樣に定めたのであります。

其額は取締役に任せるのでは弊害がありますから定款で定めない時は株主總會で定めるものとしたのであります報酬額は「千圓以上トス」と云ふ樣に定めても勿論有效であります。唯創立總會に於てこの報酬額を定めるの權限あるか如何は問題であります。大審院では嚴格に解釋して其の權限を認めて居りません。

判例

六七四、創立總會ノ報酬決定ノ效果

二七三、大審院　創立總會ハ會社ノ成立前法律ノ規定ニ依リ招集セラレタル株式引受人ヨリ成ル一種ノ組織體ニシテ會社ノ機關ニ非サルカ故ニ特別ノ規定ナキ限リ株主總會ニ關スル規定ヲ準用スヘカラス從ツテ其選任ニ係ル取締役及ヒ監査役ノ受クヘキ報酬ノ額ト雖モ之ヲ定ムルノ權限ナキモノトス（大正二年オ二九號同年五月一三日判決）

第三、監査役

監査役の意義

監査役は取締役の業務執行を監視する常設の機關であります。監視機關でありますから常務執行に携はることは出來ないのであります。監査役も常に善良なる管理者の注意を以て取締役の業務が正當に執行されて居るか如何を監視して必要ある時は取締役に對して營業の報告を求め財産の狀況を調査し若し不審の點を發見すれば之れに對して適當の所置を採りこの調査の結果を總會に報告するのであります。

判例

六七五、監査役ノ性質

二七四、宮城控訴　監査役ハ會社業務ノ執行ヲ監督スル機關ナルヲ以テ常ニ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其職務ニ當リ以テ會社業務カ適當ニ執行セラルルヤ否ヤヲ監視シ隨時取締役ニ對シテ營業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ業務及ヒ會社財産ノ狀況ヲ調査シ若シ不當ノ點アルコトヲ發見シタルトキハ取締役ニ對シ警告ヲ加ヘ或ハ必要ニ應シテ自ラ株主總會ヲ招集シ之レニ對シテ報告ヲ爲シ適當ノ所置ニ出テシムヘキ機會ヲ與ヘ又取締役ヨリ株主總會ニ提出スヘキ商法一九〇條所定ノ書類ニ付テハ之ヲ調査シ株主總會ニ報告シ之ヲシテ必要ノ措

置ヲ執ルヘキ機會ヲ與フル等法律上與ヘラレタル機能ヲ行使シ叙上ノ注意ヲ以テ其職務ヲ行フ責任アルモノトス（大正四年ネ一一九號同五年二月二九日判決）

六七六、代表機關ナラス

二七五、大審院　株式會社ニ對スル破産宣告ノ決定ニ對シ會社ノ監査役ハ其資格ヲ以テ獨立シテ抗告ヲ爲スコトヲ得サルハ勿論會社ヲ代表シテ抗告ヲ爲スコトヲ得サルモノトス（大正三年ク五一五號同年一〇月二九日判決）

六七七、決議署名ノ意義

二七六、同　上　株式會社ノ監査役ハ會社ノ機關ニシテ會社ノ屬人ニ非ス（明治二三年三月二六日判決）

二七七、東京地方　監査役ハ會社ノ監督機關トシテ重大ナル職責ヲ有スルヲ以テ其權限及ヒ職務ニ關スル規定ヲ以テ監査役カ會社ノ業務執行ヲ爲スモノト解スヘキニ非スシテ取締役カ果シテ其業務ヲ正當ニ遂行スルヤ否ヤヲ豫メ監視スルノ必要上其決議ニ參加セシムル趣旨ニ出タルモノナルヲ以テ定款ノ規定ニ依リ監査役カ重役會ノ決議錄ニ署名シタリトスルモ是レ取締役ノ爲シタル業務執行行爲カ適當ナルコトヲ認容シタル趣旨ニ於テ署名シタルモノト認ムヘク監査役カ取締役ト共ニ業務執行ソノモノヲ遂行シタリト目スヘキモノニ非サルモノトス（大正一〇年ワ二五七八號同一一年五月一〇日判決）

二七八、同　上　株金拂込決議書ニ「重役會開會左ノ如ク決議ス」トアリ之レニ取締役ノ外監査役ノ認印ノ押捺セラレアル場合ハ監査役モ右決議ニ列席シタルモノナルコト疑ヒナキモ之レヲ以テ直チニ監査役カ決議ノ數ニ加ハリタルモノト見ルヲ得スシテ本來ノ決議權限アル取締役ノミカ決議ヲ爲シ監査役ハ會議ニ列席シテ意見ヲ陳述シタルニ止マルモノト解スヘキモノトス（大正一一年ヲコ一八四二號同一二年五月三〇日判決）

第百八十條　監査役の任期

監査役の任期は二年を超ゆることを得ません。

取締役の任期は三年であります。監査役の任期を取締役より短くしたのは取締役との情實關係の生ずることを防いだのであります。勿論重任は出來るのであります。

判　例

六七八、監査役豫選ノ效力

二七九、東京地方　株式會社ノ監査役ヲ現任者ノ任期滿了前ニ選任スルコトハ其選任カ條件附ナルト將タ又期限附ナルトヲ問ハス株主總會ノ決議ノ性質上當然之レヲ許ササルノ理由ナク又商法中監査役ノ豫選ヲ絕對ニ禁止シタルモノト認ムヘキ規定ナキヲ以テ其豫選ハ原則トシテ有效ト解スヘク只監査役ノ任期ニ關スル商法第一八〇條ノ制限ヲ脫セントスル目的ニ出タル場合ニ於テハ其豫選ハ無效ナリ（明治四三年ソ二一六號同四四年二月四日判決）

六七九、再選ノ效力

二八〇、東京控訴　監査役ノ再選ニ付テハ商法第一八〇條但書ニ其任期滿了後之ヲ再選スルコトヲ妨ケスト明示シアレハ任期ノ滿了前ニアリテ再選スヘキニアラスト解釋セサルヘカラス（新聞一四一號）

第百八十一條　監査役の權限

監査役は何時にても取締役に對して營業の報告を求め又は會社の業務及び會社財産の狀況を調査することを得ます。

判　例

六八〇、調査權ノ範圍

二八一、宮城控訴　十分ナル擔保ノ假定アル場合ハ格別貸付金カ完全ニ回收セラルルヤ否ヤハ債務者其人ノ如何ニ至大ナル關係ヲ爲スヘキヲ以テ銀行業ヲ目的トスル會社ノ監査役ハ其貸付業務ノ執行ヲ監視スル職責上銀行ヨリ貸付ケタル債務者ハ何人ナルヤヲ調査シ其債務者ノ資産ノ大要ヲ調査スルハ監査役ノ當然ノ職責ナリトス（大正四年ネ一一九號同五年二月二九日判決）

第百八十二條　監査役の株主總會招集權

監査役は株主總會を招集する必要ありと認めたる時は其招集を爲すことを得るのであります。此の總會に於ては會社の業務及び會社財産の狀況を調査せしむる爲め特に檢査役を選任することを得るのであります。

總會を招集するの權限あるのは通常取締役であります。監査役は必要ありと認めた場合に例外として之れが

招集を爲すことが出來るのであります。

判　例

六八一、招集權限ノ範圍

二八二、大審院　商法第一八二條ハ監査役ハ株主總會ヲ招集スル必要アリト認メタルトキハ其招集ヲ爲スコトヲ得ト規定シテ株主總會ノ招集ニ關スル廣汎ナル權限ヲ監査役ニ附與シタルヲ以テ監査役ハ總會招集ノ必要アリト認メタルトキハ會社ノ解散ヲ決議スル爲メナルト否トヲ問ハス之レヲ招集スルコトヲ得ルモノト云フヘク監査役ノ招集權限ヲ以テ會社業務ノ監督範圍ヲ制限スヘキ理由ナキモノトス（大正一〇年オ八〇六號同年一一月二四日判決）

二八三、東京地方　商法第一八二條ハ監査役ニ株主總會ヲ招集スル必要アリト認メタルトキハ其招集ヲ爲スコトヲ得ト規定シ會社又ハ株主ノ利益ノ爲メノミニ之ヲ招集スヘキモノト制限シタルモノト解シ難キノミナラス却ツテ監査役カ株式會社ノ監督機關タル職責ノ本質ニ鑑ミ廣汎ナル權限ヲ與ヘタルモノト解スヘキヲ以テ苟モ總會招集ノ必要アリト認メタルトキハ其招集ヲ爲シ得ヘキモノト解スルヲ正當トス（大正一〇年ヲ三四九號同一一年三月六日判決）

二八四、東京控訴　監査役ハ會社生存中ナルトヲ問ハス總會招集ノ必要アリト認メタルトキハ之カ招集ヲ爲スコトヲ得ルモノナルコト明カナリトス（明治三九年ネ三九三號判決）

第百八十三條　監査役の書類調査及び報告

監査役は取締役が株主總會に提出せんとする書類を調査して株主總會に其の意見を報告することを要す、その提出せんとする書類と謂ふのは定時總會に於ては主として計算書類であります。監査役は株主總會に提出する以前に之れを檢査して自らその報告書を作り之れを取締役に返送するのであります。

判　例

六八二、監査役ノ權限

二八五、大審院　監査役カ會社ノ帳簿ヲ檢査スルノ權ハ會社ノ內部ニ於ケル機關ト機關トノ間ノ關係ニシテ監査役ヲ信任

シテ付與シタル職權ナレハ性質上其人ニ專屬シ他人ニ代理セシメ得ヘキモノニ非ス（新聞三〇號）

第百八十四條　監査役の取締役支配人の兼任禁止

監査役は取締役又は支配人を兼ぬることを得ません。但し取締役の缺員あるときは取締役及び監査役の協議を以て監査役中より一時取締役の職務を行ふべき者を定むることを得ます。この場合には其の監査役は株主總會の承認を得るまでは監査役の職務を行ふことを得ません。

監査役は獨立不羈であります。取締役の執行する業務及び會社の財産の狀況を公平且つ誠實に監査するものであります。監査役が取締役又は支配人を兼ねるのは全く其の性質に違背するものであります故、本條に於て其の兼業を禁止したのであります。

この兼業禁止の例外を法律は認めて居ります。例へば小規模の會社に於て取締役の數が法定最少數である場合に取締役に缺員あるときには直ちに株主總會を開いて其の補缺員を選擧するのは極めて不便でありますから監査役の中から一時取締役の職務を行ふべき者を定め之れに業務の執行を擔當せしめる場合がないではありません。

この場合には次ぎの株主總會迄ではその監査役は監査役の職務を執行する事は出來ないのであります。

第百八十五條　會社對取締役間の訴訟と監査役の代表權　株主總會の代表者指定權　少數株主の代表者指定權

會社が取締役に對し又は取締役が會社に對して訴を提起する場合に於ては其の訴に付ては監査役が會社を代表致します。但し株主總會は他人をして之れを代表せしむることを得るのであります。

資本の十分の一以上に當たる株主が取締役に對して訴を提起することを請求したるときは特に代表者を指定することが出來ます。

會社對取締役又は取締役對會社の訴訟については通常監査役が會社の代表であります。乍然株主總會又は資本の十分の一以上に當たる株主が監査役と取締役の關係に疑念を抱き又は監査役の訴訟上の行動抔に不滿なるとき或は自己の利益を保護するに監査役よりも適當な人ありと信じた時は其人を代理人と爲しても宜しいのであります。

判　例

二八六、東京地方　商法第一八五條會社カ取締役ニ對シ取締役タル資格ニ基ク會社ノ請求權ヲ主張スル場合ニ限リ監査役ニ於テ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メタルニ過キサルヲ以テ個人トシテ取締役ヲ訴フル場合ハ素ヨリ同條ノ規定ヲ適用スヘキ限リニ非ス本件ハ被告兩名カ原告銀行ニ對シ個人トシテ負擔スル手形債務ノ履行請求ノ訴訟ニシテ取締役タル資格ニ基ク訴ニアラサルヲ以テ原告銀行ノ取締役ニ於テ同銀行ヲ代表シ本訴ヲ提起スル權限ヲ有スルヤ勿論ナリ（明治三七年一月二二日判決）

第百八十六條　監査役の賠償責任と取締役の連帶

監査役が會社又は第三者に對して損害賠償の責に任ずべき場合に於て取締役も亦其責に任ずべきときは其の監査役及び取締役は之を連帶債務者と致します。

判　例

六八三、本條適用ナキ場合

六八四、ソノ例

二八七、東京地方　株式會社ノ取締役監査役カ會社ノ株金ノ毫モ現實ノ拂込ナキ事情ヲ熟知シ乍ラ全部拂込濟トシテ之カ登記ヲ爲シ該虛僞ノ登記ノ爲メ第三者ニ損害ヲ被ラシメタルトキハ過失ニヨリ第三者ノ權利ヲ侵害シタルモノト謂フヘク商法一八六條ニ依リ連帶シテ之ヲ賠償スヘキ義務アルモノトス（大正一五年ワ九四號同年一二月一一日判決）

二八八、山口地方　商法一七七條第一八八條ノ規定ニ依レハ取締役ハ取締役相互ノ間ニ於テノミ又監査役ハ監査役ノ間ニ於テノミ連帶責任ヲ負擔スルカ如キモ同第一八六條ニ依レハ監査役若クハ取締役ノ損害賠償ノ責ニ任スヘキ會社の機關

根據ノ異同ニ付何等明示スル所ナキヲ以テ苟クモ監査役若クハ取締役等ヲ同一ノ損害ニ付互ニ賠償責任ヲ負擔スヘキトキハ之レヲ連帶責任者ト爲スヘキ旨ナルコト明白一點ノ疑ヒヲ容レス（大正六年三月八日判決）

第百八十七條　監査役に對する訴の提起

株主總會に於て監査役に對して訴を提起することを決議した時又は否決した場合に於て資本の十分の一以上に當る株主が之を取締役に請求した時は會社は決議の日より一ケ月内に訴を提起することを要します。この場合には株主總會又は十分の一以上に當る株主は特に他人を代表者として選定することが出來ます。

第百八十八條　削除

第百八十九條　取締役に關する規定の準用

前項の請求を爲したる株主は取締役の請求に依つて相當の擔保を供することを要します。

會社が敗訴した時は右の株主は會社に對してのみ損害賠償の責に任じます。この監査役に對する訴提起の爲め少數株主權を認めたのは第百七十八條の取締役に對する訴提起の場合と同樣であります。

一、監査役は株主總會に於て株主中から選任され又監査役と會社との關係は民法上の委任の規定を準用する旨の第百六十四條の規定

二、監査役の任期に就き定款で任期中の最終の配當期に關する定時總會の終結まで其の任期を伸長することを得る旨の第百六十六條但書の規定

三、監査役は何時にても株主總會の決議を以て解任することが出來ます但し相當の理由なくして解任された監査役はこれに因りて生じた損害の賠償を請求することを得る旨の第百六十七條の規定

四、監査役の任期が終了した時定員數の監査役を欠く場合には破産及び禁治産の場合を除く外新監査役が就任する迄監査役の權利義務を有する旨の第百六十七條ノ二の規定

五、監査役が任務を怠りたる時は其の監査役は連帶して會社に對し損害を賠償致します

法令又は定款に違反した場合には株主總會の決議ある場合にも監査役は第三者に對し連帶して損害を賠償する旨の第百七十七條の規定

六、監査役の報酬は株主總會の決議に依りて定まる旨の第百七十九條の規定

以上はそれ〳〵取締役の規定が監査役に準用されるものであります。其の條文を參照する必要があります。

判　例

六八五、監査役ノ選任　二八九、東京地方　株主總會ハ會社ノ意思ヲ決定スル機關ニシテ取締役ハ會社ヲ代表シ其業務ヲ執行スル機關監査役ハ會社ノ業務執行ヲ監督スル機關ナルヲ以テ株主總會ニ於ケル株主ノ議決權行使ノ制限ヲ規定シタル條項ヲ取締役又ハ監査役ノ資格ヲ規定セル條項ニ類推解釋スルコトヲ得サルモノトス（大正一〇年ヨ一七七號同年三月一六日判決）

六八六、株券供託ハ要件ニ非ス　二九〇、同　上　取締役又ハ監査役カ會社ニ株券ヲ供託スルコトヲ要スルハ取締役又ハ監査役ノ義務ナリト雖モ其ノ就任ノ要件ニ非サルモノトス（同上）

二九一、同　上　商法第一六四條及ヒ第一八九條等ニ所謂取締役又ハ監査役トハ會社成立後ニ於ケル取締役又ハ監査役ヲ指スモノナルヲ以テ會社成立前株式引受人ノ總會タル創立總會ニ於テ選任スヘキ取締役ハ株式引受人ヨリ選任スヘキモノナルコト法律ノ精神ニ徴シ是認スヘキ所ナリトス（同上）

六八七、選任資格　二九二、同　上　一旦株式全部ニ對シ第一回株金拂込アリトシ創立總會ヲ招集シ總會ニ於テ選任セラレタル取締役及ヒ監査役カ決定事項ヲ調査シ之ヲ總會ニ報告シ以テ總會ヲ終結シタル以上ハ縱令一部ノ株式ニ就キテ拂込未濟ノモノアリト雖モ爲メニ會社ノ設立ヲシテ無效ナラシムルモノニ非サルヲ以テ第一回株式拂込ヲ怠リタル

者ト雖モ株式ノ引受ヲ爲シタル以上ハ會社ノ株主タル資格ヲ取得シ得ヘキモノニシテ何等取締役又ハ監査役タル資格ニ欠クルトコロナキモノトス（同上）

六八八、辭任　二九三、同　上　監査役ハ株主總會ノ選任ニ因リ監査役タルノ義務ヲ負擔スルモノニ非ス從ツテ辭任ニツイテハ取締役會ノ決議其他ノ條件ヲ要セス單獨ニ之ヲ爲スコトヲ得ルモノナルヲ以テ辭任ノ申出アリタルトキニ既ニ其ノ辭任ノ事實ハ發生シタルモノナレハ二週間ノ期限ハコノ時ヨリ計算セサルヘカラス（明治三六年ヒ二六號同年九月一〇日判決）

六八九、會社解散ト辭任　二九四、橫濱地方　商法中監査役ノ辭任ヲ許シタル條文ナキヲ云々スル者アルモ之レニ關シ何等規定ノ存セサル以上ハ却ツテ辭任ヲ妨クルモノニアラスト解スルヲ妥當トス（明治三六年一〇月二九日判決）

二九五、大阪地方　會社解散スルモ資格ノ消滅スルニ至ルマテ之カ監督機關ノ存在スヘキモノナルヲ以テ株式會社解散ノ場合ニアリテハ監査役ハ清算ノ結了スルニ至ルマテ其職務ニ從事セサルヘカラス（明治三五年ソ二二九號同八年八月一日判決）

六九〇、辭任ト登記　二九六、大審院　商法一六七條ノ二及ヒ一八九條ハ定款ニ定メタル員數ノ取締役又ハ監査役カ新任就任スル迄ハ法律上取締役又ハ監査役ノ退任就任ト爲ラサル旨ヲ定メタルモノニ非サルヲ以テ苟モ其ノ退任若クハ就任ノ事實アルニ於テハ縱令其ノ員數カ定款ノ定ムル數ニ滿タサルモ取締役又ハ監査役ノ退任就任ニ外ナラサレハ其變更登記ヲ爲スヘキモノトス（大正二年ク四一四號同年一二月一二日判決）

六九一、監査役任務違背ノ例　二九七、宮城控訴　甲監査役ハ其在職六ケ年余ノ間僅カニ二回乙監査役ハ其在職四ケ年間ニ唯一回帳簿ニ付粗漏杜撰ナル調査ヲ行ヒタルノミ取締役ノ株主總會ニ提出スル商法第一九〇條ノ書類ニ付テモ其内容ノ當否ノ調査ヲ爲ササリシハ即チ監査役ノ任務ヲ懈怠シタルモノト云ハサルヘカラス（大正四年ネ一一九號同五年二月二九日判決）

會社ヨリ監査役ニ對スル損害賠償ノ訴

書式實例二百二十七（會社ヨリ監査役ニ對スル損害賠償ノ訴）

訴狀

損害賠償請求ノ訴

請求ノ目的

一定ノ申立記載通リ

訴訟物價格金×圓也

一定ノ申立

被告ハ原告ニ對シ金×圓也ノ損害金ヲ支拂フヘシ訴訟費用ハ被告ノ負擔トストノ御判決ヲ乞フ

請求ノ原因

被告ハ原告會社ノ監査役トシテ昭和×年×月×日××ノ行爲ヲ爲シタル結果原告會社ハ××ノ損害ヲ受ケタリ而シテ右被告ノ行爲ハ原告會社定款第×條ニ反スル行爲ニシテ從ツテ原告會社ニ生セシメタル右損害

會社の機關

東京市×區×町×番地
原告　××株式會社
右法定代理人取締役　×　某
東京市×區×町×番地
××株式會社監査役
被告　×　某

ハ被告ニ於テ原告ニ賠償スヘキ責任アリ依テ原告會社ハ昭和×年×月×日招集セラレタル株主總會ニ於テ右事實ヲ認メ被告ニ對シ其ノ賠償ノ訴ヲ提起スヘキコトヲ決議シタルヲ以テ（又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ノ請求ニ因リ）損害金×圓也ノ賠償ヲ請求スル爲メ定款第×條（又ハ商法第百八十七條）ニ依リ本訴請求ニ及フ次第ニ有之候

證據方法

一、××株式會社定款寫　一通
一、被告ノ行爲ニ因リ損害ヲ受ケタル證明書　一通
一、株主總會ノ決議書（又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ノ訴提起ノ請求書）　一通
一、會社謄本　一通

右訴提起候也

昭和×年×月×日

東京地方裁判所所長　×　某　殿

原告法定代理人　×　某　㊞

監査役解任ノ爲メ生シタル損害賠償請求ノ訴

書式實例二百二十八（監査役解任ノ爲メ生シタル損害賠償請求ノ訴）　訴狀

請求ノ目的

一定ノ申立記載通リ
訴訟物價格金×圓也

一定ノ申立

被告ハ原告ニ對シ金×圓也ノ損害金ヲ支拂フヘシ訴訟費用ハ被告ノ負擔トストノ御判決相成度候

請求ノ原因

昭和×年×月×日原告ハ被告會社ノ第×回定時總會（又ハ臨時總會）ニ於テ監査役ニ選任セラレタリ當時原告ハ××ノ事業ニ從事シ之カ爲メ毎月金×圓ノ收入アリシモ被告會社ノ監査役タルニ於テハ定款ニ依リ昭和×年×月×日ヨリ昭和×年×月×日迄ハ××年間報酬月額金×圓也ヲ得ラルヘキヲ以テ右原告ノ事業ヲ拋棄シ被告會社ノ監査役タルコトヲ承諾就任シタルモノナリ然ルニ被告會社ハ何等正當ノ理由ナキニ拘ラス株主總會ノ決議ヲ以テ右ノ任期タル昭和×年×月×日以前タル昭和×年×月×日ニ於テ突然原告ヲ解任セリ

依ツテ原告ハ解任ニ依リテ任期迄得ヘカリシ報酬ヲ失ヒタルヲ以テ月額金×圓也ノ割合ニテ×ケ月間合計

原告　×　某
東京市×區×町×番地
被告　××株式會社
右法定代理人取締役　×　某

金×圓也ノ賠償ヲ求ムル爲メ本訴ヲ提起スル次第ニ有之候

證據方法及ヒ附屬書類

一、會社ノ定款　一通
一、株主總會決議寫　一通
一、商業登記簿謄本　一通

以下口頭辯論ノ際必要ニ應シテ提出可仕候也

昭和×年×月×日

東京地方裁判所々長判事　×　某　殿

原告　×　某　㊞

第五　會社の計算

會社ノ計算ト其ノ法則

商法第二編會社第四章株式會社第四節會社の計算

第百九十條　取締役ハ定時總會ノ會日ヨリ一週間前ニ左ノ書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

一、財産目錄
二、貸借對照表
三、營業目錄
四、損益計算書
五、準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議案

第百九十一條　取締役ハ定時總會ノ會日前ニ前條ニ揭ケタル書類及ヒ監査役ノ報告書ヲ本店ニ備フルコトヲ要ス

株主及ヒ會社ノ債權者ハ營業時間內何時ニテモ前項ニ揭ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第百九十二條　取締役ハ第百九十條ニ揭ケタル書類ヲ定時總會ニ提出シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス

取締役ハ前項ノ承認ヲ得タル後貸借對照表ヲ公告スルコトヲ要ス

第百九十三條　定時總會ニ於テ前條第一項ノ承認ヲ爲シタルトキハ會社ハ取締役及ヒ監査役ニ對シテ其責任ヲ解除シタルモノト看做ス但シ取締役又ハ監査役ニ不正ノ行爲アリタルトキハ此限ニ在ラス

第百九十四條　會社ハ其資本ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其利益ノ二十分ノ一以上ヲ積立ツルコトヲ要ス

額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタルトキハ其額面ヲ超ユル金額ハ前項ノ額ニ達スルマテ之レヲ準備金ニ組入ルルコトヲ要ス

第百九十五條　會社ハ損失ヲ塡補シ且ツ前條第一項ニ定メタル準備金ヲ控除シタル後ニ非サレハ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シテ配當ヲ爲シタルトキハ會社ノ債權者ハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

第百九十六條　會社ノ目的タル事業ノ性質ニ依リ第百四十一條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル後二年以上開業ヲ爲スコト能ハサルモノト認ムルトキハ會社ハ定款ヲ以テ開業ヲ爲スニ至ルマ

會社の計算

テ一定ノ利息ヲ株主ニ配當スヘキコトヲ定ムルコトヲ得但其利率ハ法定利率ニ超ユルコトヲ得ス

前項ニ揭ケタル定款ノ規定ハ裁判所ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第百九十七條　利益又ハ利息ノ配當ハ定款ニ依リテ拂込ミタル株金額ノ割合ニ應シテ之ヲ爲ス但會社カ優先株ヲ發行シタル場合ニ於テ之レニ異ナル定アルトキハ此限ニ在ラス

第百九十八條　裁判所ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ノ請求ニ因リ會社ノ業務及ヒ會社財産ノ狀況ヲ調査セシムル爲メ檢査役ヲ選任スルコトヲ得

檢査役ハ其調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス

コノ場合ニ於テ裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ監査役ヲシテ株主總會ヲ招集セシムルコトヲ得此總會ニ於テハ前項ノ調査ヲ爲サシムル爲メ特ニ檢査役ヲ選任スルコトヲ得

取締役は定時總會の日より一週間前に左の書類を監査役に提出する必要があります。

一、財産目錄
二、貸借對照表
三、營業報告書
四、損益計算書
五、準備金及び利益又は利息の配當に關する議案

この五ツでありますが即ち取締役は右の書類を作成して一週間前に監査役に提出し監査役は之れを調査するのであります。

第百九十條　取締役の作成する書類

書式實例二百二十九（財産目錄）

××株式會社　財産目錄　昭和×年×月×日現在

種別	摘要	金額
營業權		二、五二六、五四八、〇〇五圓
地所家屋代價	宅地一、九七五坪四六〇	八四、二五九、九三六
什器代價	本店支店出張所備付什器	九、四七八、九七〇
有價證券	所有五分利公債　額面金三六七、二〇〇圓 有價證券　金四、三〇〇圓	三五六、四四一、四三〇
商品原料		四、八三〇、三八一
取引先勘定		七三、四七三、七八四
支店勘定		一六、九七一、八六〇
工場勘定		三〇、〇三二、三一四
受取手形		八〇、四五六、九三〇
受取未濟金		三、七五八、〇〇
貸付金		四九、一二〇、〇〇〇
假拂金		六、九七四、九三九

會社の計算

書式實例二百三十

貸借對照表	昭和×年×月×日現在
貸方ノ部（負債ノ部）	
株金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
未払金	三三、四三八、一九一
積立金	一二五、九七六
預り金	一〇、五〇一、五〇六
賞与引当金	三、一一一、五八四
退職給与引当金	一三、七四八、四八八
預り金	四〇、二二四
繰越利益金	一、二五七、九三二
当期純利益金	一六〇、四〇六
前期繰越利益金	一〇四、三五九
計	一五八、〇七三、六三九
借方ノ部（資産ノ部）	
現金	六、二五五、八六三
当座預金	一二、四一三、一三九
定期預金	四二〇、七九四
売掛金	六二、一九八
有価証券	三九、八二五
商品	六四、三二二
貸付金	二四、六〇九
前払金	二八四、七九三
未収入金	八、五九六、五二一
仮払金	六、五五四、九七九
立替金	一六七、二四九
建物	一五〇、六七一
什器	五四〇
銀行預金	三、二二六、九三五
合計	一五八、〇七三、六三九

株金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
未払金	三三、四三八、一九一
積立金	一二五、九七六
預り金	一〇、五〇一、五〇六
賞与引当金	三、一一一、五八四
退職給与引当金	一三、七四八、四八八
預り金	四〇、二二四
繰越利益金	一、二五七、九三二
当期純利益金	一六〇、四〇六
前期繰越利益金	一〇四、三五九
計	一五八、〇七三、六三九
借方ノ部（資産ノ部）	
現金	六、二五五、八六三
当座預金	一二、四一三、一三九
定期預金	四二〇、七九四
売掛金	六二、一九八
有価証券	三九、八二五
商品	六四、三二二
貸付金	二四、六〇九
前払金	二八四、七九三
未収入金	八、五九六、五二一
仮払金	六、五五四、九七九
立替金	一六七、二四九
建物	一五〇、六七一
什器	五四〇
銀行預金	三、二二六、九三五
合計	一五八、〇七三、六三九

株金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
未払金	三三、四三八、一九一
積立金	一二五、九七六
預り金	一〇、五〇一、五〇六
賞与引当金	三、一一一、五八四
退職給与引当金	一三、七四八、四八八
預り金	四〇、二二四
繰越利益金	一、二五七、九三二
当期純利益金	一六〇、四〇六
前期繰越利益金	一〇四、三五九
計	一五八、〇七三、六三九
借方ノ部（資産ノ部）	
現金	六、二五五、八六三
当座預金	一二、四一三、一三九
定期預金	四二〇、七九四
売掛金	六二、一九八
有価証券	三九、八二五
商品	六四、三二二
貸付金	二四、六〇九
前払金	二八四、七九三
未収入金	八、五九六、五二一
仮払金	六、五五四、九七九
立替金	一六七、二四九
建物	一五〇、六七一
什器	五四〇
銀行預金	三、二二六、九三五
合計	一五八、〇七三、六三九

株金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
未払金	三三、四三八、一九一
積立金	一二五、九七六
預り金	一〇、五〇一、五〇六
賞与引当金	三、一一一、五八四
退職給与引当金	一三、七四八、四八八
預り金	四〇、二二四
繰越利益金	一、二五七、九三二
当期純利益金	一六〇、四〇六
前期繰越利益金	一〇四、三五九
計	一五八、〇七三、六三九
借方ノ部（資産ノ部）	
現金	六、二五五、八六三
当座預金	一二、四一三、一三九
定期預金	四二〇、七九四
売掛金	六二、一九八
有価証券	三九、八二五
商品	六四、三二二
貸付金	二四、六〇九
前払金	二八四、七九三
未収入金	八、五九六、五二一
仮払金	六、五五四、九七九
立替金	一六七、二四九
建物	一五〇、六七一
什器	五四〇
銀行預金	三、二二六、九三五
合計	一五八、〇七三、六三九

株金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
未払金	三三、四三八、一九一
積立金	一二五、九七六
預り金	一〇、五〇一、五〇六
賞与引当金	三、一一一、五八四
退職給与引当金	一三、七四八、四八八
預り金	四〇、二二四
繰越利益金	一、二五七、九三二
当期純利益金	一六〇、四〇六
前期繰越利益金	一〇四、三五九
計	一五八、〇七三、六三九
借方ノ部（資産ノ部）	
現金	六、二五五、八六三
当座預金	一二、四一三、一三九
定期預金	四二〇、七九四
売掛金	六二、一九八
有価証券	三九、八二五
商品	六四、三二二
貸付金	二四、六〇九
前払金	二八四、七九三
未収入金	八、五九六、五二一
仮払金	六、五五四、九七九
立替金	一六七、二四九
建物	一五〇、六七一
什器	五四〇
銀行預金	三、二二六、九三五
合計	一五八、〇七三、六三九

株金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
未払金	三三、四三八、一九一
積立金	一二五、九七六
預り金	一〇、五〇一、五〇六
賞与引当金	三、一一一、五八四
退職給与引当金	一三、七四八、四八八
預り金	四〇、二二四
繰越利益金	一、二五七、九三二
当期純利益金	一六〇、四〇六
前期繰越利益金	一〇四、三五九
計	一五八、〇七三、六三九
借方ノ部（資産ノ部）	
現金	六、二五五、八六三
当座預金	一二、四一三、一三九
定期預金	四二〇、七九四
売掛金	六二、一九八
有価証券	三九、八二五
商品	六四、三二二
貸付金	二四、六〇九
前払金	二八四、七九三
未収入金	八、五九六、五二一
仮払金	六、五五四、九七九
立替金	一六七、二四九
建物	一五〇、六七一
什器	五四〇
銀行預金	三、二二六、九三五
合計	一五八、〇七三、六三九

株金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
未払金	三三、四三八、一九一
積立金	一二五、九七六
預り金	一〇、五〇一、五〇六
賞与引当金	三、一一一、五八四
退職給与引当金	一三、七四八、四八八
預り金	四〇、二二四
繰越利益金	一、二五七、九三二
当期純利益金	一六〇、四〇六
前期繰越利益金	一〇四、三五九
計	一五八、〇七三、六三九
借方ノ部（資産ノ部）	
現金	六、二五五、八六三
当座預金	一二、四一三、一三九
定期預金	四二〇、七九四
売掛金	六二、一九八
有価証券	三九、八二五
商品	六四、三二二
貸付金	二四、六〇九
前払金	二八四、七九三
未収入金	八、五九六、五二一
仮払金	六、五五四、九七九
立替金	一六七、二四九
建物	一五〇、六七一
什器	五四〇
銀行預金	三、二二六、九三五
合計	一五八、〇七三、六三九

株金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
未払金	三三、四三八、一九一
積立金	一二五、九七六
預り金	一〇、五〇一、五〇六
賞与引当金	三、一一一、五八四
退職給与引当金	一三、七四八、四八八
預り金	四〇、二二四
繰越利益金	一、二五七、九三二
当期純利益金	一六〇、四〇六
前期繰越利益金	一〇四、三五九
計	一五八、〇七三、六三九
借方ノ部（資産ノ部）	
現金	六、二五五、八六三
当座預金	一二、四一三、一三九
定期預金	四二〇、七九四
売掛金	六二、一九八
有価証券	三九、八二五
商品	六四、三二二
貸付金	二四、六〇九
前払金	二八四、七九三
未収入金	八、五九六、五二一
仮払金	六、五五四、九七九
立替金	一六七、二四九
建物	一五〇、六七一
什器	五四〇
銀行預金	三、二二六、九三五
合計	一五八、〇七三、六三九

株金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
未払金	三三、四三八、一九一
積立金	一二五、九七六
預り金	一〇、五〇一、五〇六
賞与引当金	三、一一一、五八四
退職給与引当金	一三、七四八、四八八
預り金	四〇、二二四
繰越利益金	一、二五七、九三二
当期純利益金	一六〇、四〇六
前期繰越利益金	一〇四、三五九
計	一五八、〇七三、六三九
借方ノ部（資産ノ部）	
現金	六、二五五、八六三
当座預金	一二、四一三、一三九
定期預金	四二〇、七九四
売掛金	六二、一九八
有価証券	三九、八二五
商品	六四、三二二
貸付金	二四、六〇九
前払金	二八四、七九三
未収入金	八、五九六、五二一
仮払金	六、五五四、九七九
立替金	一六七、二四九
建物	一五〇、六七一
什器	五四〇
銀行預金	三、二二六、九三五
合計	一五八、〇七三、六三九

株金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
未払金	三三、四三八、一九一
積立金	一二五、九七六
預り金	一〇、五〇一、五〇六
賞与引当金	三、一一一、五八四
退職給与引当金	一三、七四八、四八八
預り金	四〇、二二四
繰越利益金	一、二五七、九三二
当期純利益金	一六〇、四〇六
前期繰越利益金	一〇四、三五九
計	一五八、〇七三、六三九
借方ノ部（資産ノ部）	
現金	六、二五五、八六三
当座預金	一二、四一三、一三九
定期預金	四二〇、七九四
売掛金	六二、一九八
有価証券	三九、八二五
商品	六四、三二二
貸付金	二四、六〇九
前払金	二八四、七九三
未収入金	八、五九六、五二一
仮払金	六、五五四、九七九
立替金	一六七、二四九
建物	一五〇、六七一
什器	五四〇
銀行預金	三、二二六、九三五
合計	一五八、〇七三、六三九

株金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
未払金	三三、四三八、一九一
積立金	一二五、九七六
預り金	一〇、五〇一、五〇六
賞与引当金	三、一一一、五八四
退職給与引当金	一三、七四八、四八八
預り金	四〇、二二四
繰越利益金	一、二五七、九三二
当期純利益金	一六〇、四〇六
前期繰越利益金	一〇四、三五九
計	一五八、〇七三、六三九
借方ノ部（資産ノ部）	
現金	六、二五五、八六三
当座預金	一二、四一三、一三九
定期預金	四二〇、七九四
売掛金	六二、一九八
有価証券	三九、八二五
商品	六四、三二二
貸付金	二四、六〇九
前払金	二八四、七九三
未収入金	八、五九六、五二一
仮払金	六、五五四、九七九
立替金	一六七、二四九
建物	一五〇、六七一
什器	五四〇
銀行預金	三、二二六、九三五
合計	一五八、〇七三、六三九

書式實例二百三十一

土地	五、〇一八、一八一	五八一
建物	一五、二〇四、六五九	九九六
器械	一八、七三〇、六六〇	九三四
防火裝置	二〇三、九八八	五九三
工場用具及什器	一二五、〇二六	〇三三
各店器械建物增設勘定	二、二九八、二〇三	三六八
有價證券	一五、八一七、〇四五	二二〇
××製造株式會社勘定	一〇、四一三、七〇七	六九〇
預ケ金及現金	三三、八八五、三三五	四九〇
職工立替金及ヒ假拂金	一八三、〇一六	六四〇
賣掛金	一、三〇四、五八〇	九五〇
小賣店賄所及醫局勘定	五八三、二三五	七四〇
原料製品仕掛品屑物石炭荷造用品及工場用品	二一、八七七、八九八	四七〇
期日未經過火災保險料	一二三、八三九	四八〇
計	一五八、〇七三、六三九	六八五

第參拾參期末昭和×年十二月卅一日現在貸借對照表

資産	金額		負債	金額	
拂込未濟資本金	四〇、〇〇〇、〇〇〇圓	〇〇	資本金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	〇〇
證書貸付	二、二七九、一〇二	八一	法定準備金	二五、〇〇〇、〇〇〇	〇〇
手形貸付	二六四、一七八、五九三	〇〇	別段積立金	二〇、四〇〇、〇〇〇	〇〇
當座預金貸越	二五、四八六、八九五	三二	配當準備積立金	六、〇〇〇、〇〇〇	〇〇
コールローン	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇〇	使用人退職慰勞金積立金	一、八四八、六九五	七三
割引手形	五八、八七九、一六二	三八	當座預金	四八、二八五、七五二	六三
荷付爲替手形	二二一、八八九	四九	特別當座預金	五五、三九七、五六三	七四
買入外國爲替	七三、七四九、〇六五	九三	通知預金	三八、九六九、九四九	七八

營業用土地建物什器	貸付有價證券	株券	社債券	關公債證書	假拂金	預ケ金	仕拂承諾見返	他店へ貸	利付爲替手形
三、一三〇、七六五	一、六〇四、一九一	三八三、九七五	四一、二三、一六二	七八、一七三、八五一	九九四、三〇六	一五、六一〇、四〇〇	二三、一一六、九三二	一〇、〇二〇、五一〇	一一、四八七、五一一
九八	九二	〇〇	〇〇	七九	一一	九七	二三	一一	〇三
假受金	未經過割引料	未經過利息	未拂利息	未拂配當金	仕拂承諾	他店ヨリ借	資渡外國爲替	雜預金	定期預金
一、一六七、九〇	四三六、三六四	三、二三六、六七七	四、八九五、八二一	一〇、〇九二	一三、一一六、九三二	四五、七〇二、七三九	六八二、四三八	三、〇二三、五〇六	二九四、三三二、四一三
七〇	二九	八六	四一	八〇	二三	九七	八六	〇二	六七

所有動產不動產	現金有高	合計
一、五二五、一九〇	二一、三一〇、三六二	六八三、二八五、八七八
五七	六四	二九

當期純益金及前期繰越金內三三、四九二圓を含む	合計
九、七八九、一三九	六八三、二八五、八七八
六〇	二九

貸借對照表三

書式實例二百三十二

貸借對照表

（昭和×年十二月二五日現在）

貸借	金額
資本金	五、二一〇、〇〇〇
積立金	二、七八〇、〇〇〇
職員退職給與引當金	九〇、五一二、八八
福利施設資金	九五、九九一、二一〇
假受金	一九四、五八三、九九
未拂配當金	二、一〇〇、〇〇〇
仕拂手形	三、四六八、〇〇五、三八
借入金	四七九、四四七、七三
當期純益金及前期繰越金	一四、三〇八、五二九、一八
計	六五九

會社の計算

貸借對照表三

固定資本金	九、一四四、一一〇・八九
原棉、製品、屑物及仕掛物	二、七六一、九九七・九〇
石炭及需用品	一三〇、六〇八・〇四
假拂金	二二五、六九〇・七一
賣掛金及受取手形	六九八、六九一・七五
銀行預金及郵便振替貯金	一、三三四、五二八・一三
有價證券及現金	八、九一一・七六
資產合計	一四、三〇八、五二九・一八
純益金處分	
當期純益金及前期繰越金	四七九、四四七・七三
內	
準備積立金	三〇、〇〇〇、〇〇
株主配當(年壹割四分)	三六四、〇〇〇、〇〇
後期繰越金	八五、四四七・七三

右之通候也

××紡織株式會社

第參拾參期自昭和×年七月一日至昭和×年十二月卅一日損益計算書

利益	金額	損失	金額
利息	一二、一〇七、一一四圓七八	利息	一二、三〇一、七八五圓六七
割引料	四、三一六、七一六五六	割引料	三〇、三七二〇五
手數料	四七一、六一八九五	手數料	三二五、一八六二四
信託手數料	一七、〇四〇五〇	保證料	二五、一六〇一四
保證料	七、二三八一二	外國爲替賣買損	三六七、四八九九八
有價證券利息	四、〇四四、二五四〇四	保險料	一、〇四二七〇
株式配當金	二三、六二八五一	所有物賣買損	三一、〇六六七七
有價證券貸渡料	二三、五九八八三	所有物價額銷却	一一四、五六四八〇

外國爲替賣買益	二、三五〇、五五二	一一	滯貸金銷却	六〇〇、〇〇〇	〇〇
有價證券賣買益	一九二、〇四一	二〇	雜損	一二、三六五	九四
有價證券償還益	二〇〇、四七八	〇〇	稅金	一、〇〇五、九五〇	七六
保險料	七八	四八	給料	二、〇五七、四一〇	八八
所有物賣買益	三九、一五一	六二	旅費	八五、六六二	三三
雜益	三〇四、二一九	三七	土地建物賃借料	一八四、九七〇	四六
前期繰越金	三、五二五、九四九	〇八	營繕費	二五、七七一	三九
			雜費	六六五、七四〇	四四
			當期純益金	九、七八九、一三九	六〇
合計	二七、六二三、六八〇	一五	合計	二七、六二三、六八〇	一五

右之通相違無之候也

昭和×年×月

株式會社 × × 銀行

利益金處分案

書式實例二百三十四

利益金處分

一當期純益金　六百貳拾六萬參千百九拾圓五拾貳錢

一前期繰越金　參百五拾貳萬五千九百四十九圓八錢

合計金　九百七拾八萬九千百參拾九圓六拾錢

之ヲ處分スルコト左ノ如シ

別段積立金　百萬圓

使用人退職慰勞金積立金　貳拾壹萬千圓

重役賞與金　四拾萬七千百圓

配當金　參百六拾萬圓（舊株式壹株ニ付金六圓 新株式壹株ニ付金參圓）即年壹割貳分

後期繰越金　四百五拾七萬千參拾九圓六拾錢

株式會社 × × 銀行

判例

會社の計算

六九二、監査役ニ書類提出ノ必要

二九八、東京地方　商法ノ規定ニ依レハ株式會社カ其利益ヲ配當スルニ當リテハ先ツ取締役ニ於テ貸借對照表損益計算書營業報告書及ヒ配當ニ關スル議案ヲ作成シテ之ヲ監査役ニ提出シ監査役ハ其確實ナルヤ否ヤヲ調査シテ之ヲ株主總會ニ報告シ依テ其ノ承認ヲ求ムヘキモノトス（大正四年ヲ一〇六四號同八年五月一九日判決）

第百九十一條　計算書類の備付と株主及び債權者の閲覽請求權

取締役は定時總會の會日前に前掲の財産目錄、貸借對照表、營業目錄、損益計算書、準備金及び利益又は利息の配當に關する議案及び監査役報告書を本店に備ふることを要します。

株主及び會社の債權者は營業時間内何時にても前掲書類の閲覽を求むることを得るのであります。

判例

二九九、山形地方　商法第一七一條第一九一條等ノ規定ニ依レハ所定ノ帳簿ハ株主カ權利トシテ閲覽シウヘキ旨ヲ定ムルニ止マリ商法中特ニ所定以外ノ帳簿書類ノ閲覽ヲ禁止スルノ條項アルヲ見サルカ故ニ株主ハ商法所定以外ノ帳簿書類ニ付テハ當然ノ權利トシテ之カ閲覽ヲ求ムルコト能ハサル可シト雖モ會社ヲ代表スル取締役ノ任意承諾ニヨリ之ヲ閲覽スルハ何等妨ケナキ所ニシテ取締役カ業務執行ノ必要上株主ニ對シ所定以外ノ帳簿書類ヲ閲覽セシメ又ハ之ヲ閲覽セシムヘキ契約ヲ締結スルコトハ其權限内ノ行爲ニシテ其間何等ノ違法ヲ認ムヘキモノナキモノトス（大正八年レ七一號同一〇年七月七日判決）

六九三、商法所定外ノ書類ノ閲覽契約ノ效力

取締役は第百九十條に掲げたる書類即ち財産目錄、貸借對照表、營業目錄、損益計算書、準備金及び利益又は利息の配當に關する議案を定時總會に提出して其の承諾を求むることを要します。

第百九十二條　定時總會の書類承認

取締役は其の承諾を得た貸借對照表を公告することを要します。公告は貸借對照表のみであります。他の財産目錄等は公告する必要はありません。取締役が公告するのでありますから、取締役は其の公告中に記載する必要があります、乍然監査役は必ずしも公告中に記載するの必要はないのであります。

株式會社××農工銀行第六十一期營業報告

貸借對照表

貸借之部	
資本金	七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	五、三八〇、〇〇〇・〇〇〇
配當金	一三、八八八・八四〇
農工債券發行高	四七、九一一、八八〇・〇〇〇
諸預リ金	三、二二八、〇二三・九九六
代理貸付保證	一、七七二、〇二八・一一〇
日本勸業銀行勘定	一、五二四・一五〇
假受金	一八四、四八六・八六〇
前期繰越金	三九二、九二六・四二五
當期純益金	七六八、一八三・〇二〇
合計	六六、六五三、九四一・四〇一
資産之部	
年賦貸付	四九、〇八五、二三五・一七〇

會社の計算

定期貸付	九、二三二、九九〇、〇〇〇
代理貸付	一、七七二、〇二八、一一〇
割引手形	九九、二〇〇、〇〇〇
諸預ケ金	四、八七五、三六四、三九〇
有價證券	五六〇、八八三、〇〇〇
農工債券價格較差	二三〇、〇〇〇、〇〇〇
代理店勘定	一九一、七七三、〇八〇
營業所地所家屋什器	二六六、三二〇、一三七
假拂金	一一、三六五、七四〇
金銀勘定	三二八、七八一、七七四
合計	六六、六五三、九四一、四〇一
利益金勘定	
當期純益金	七六八、一八三、〇二〇
前期繰越金	三九三、九二六、四二五
合計	一、一六二、一〇九、四四五
此配當計算左ノ如シ	
諸積立金	三八〇、〇〇〇、〇〇〇
株主配當金（年一割）	三五〇、〇〇〇、〇〇〇
役員賞與金	二五、〇〇〇、〇〇〇
後期繰越金	四〇七、一〇九、四四五

右之通候也

判例

六九四、利益配當ト承認トノ關係

二、〇〇、東京地方　商法ノ規定ニ依レハ株式會社カ其利益ヲ配當スルニ當リテハ先ツ取締役ニ於テ貸借對照表損益計算書營業報告書及配當ニ關スル議案ヲ作成シテ之レヲ監査役ニ提出シ監査役ハ其ノ確實ナルヤ否ヤヲ調査シテ之ヲ株主總會ニ報告シ依テ其ノ承認ヲ求ムルモノトス（大正四年ワ一〇六五號同八年五月一九日判決）

六九五、公告理由

二、〇一、同　上　銀行會社ニ於ケル貸借對照表ノ公告ハ會社債權者及ヒ一般公衆ヲシテ其資產及ヒ營業狀態ヲ知悉セシムル唯一ノ手段方法タルト同時ニ之ト預金其他ノ取引ヲ爲シ又ハ繼續シ又ハ廢止セントスルモノカ其資產信用ヲ判斷スル上ニ於テ通常供セラルヘキ重要ノ資料タルコト一般通常ノ狀態ナリトス（大正四年ワ同上）

六九六、虛僞公告ト不法行爲ノ責任

二、〇二、大審院　株式會社タル銀行ニ始メテ預金ヲ爲サントスルモノハ貸借對照表ノ公告ヲ自ラ見タルト否トニ關セス其公告ニ原因シテ生シタル信用擊價等ニ信賴シテ取引ヲ爲スニ至ルハ世間普通ノ狀態ナルヲ以テ右公告ト預金行爲トノ間ニ因果關係ナカリシ事情アリトセハ之ヲ主張スル者ニ於テ立證ノ責ニ任セサルヘカラス（明治四四年オ二五二號同四五年五月六日判決）

第百九十三條書類の承認と取締役監査役の責任解除

定時總會に於て前揭書類を承認した時は會社は取締役監査役に對して其の責任を解除したものと看做します。但し取締役又は監査役に不正の行爲ありたるときは此の限りに非ず。

定時總會で前揭書類を承認して後までも取締役及び監査役の責任を免るゝことの出來ないものとすれば重役

の責任は過大に過ぎます。故に本條に於ては例外として取締役及び監査役が不正の行爲を爲した場合には責任を免れ得ざるものとなし原則としては總會承認を一區劃として重役の責任を解放したものであります。責任解除については別に總會の決議を必要と致しません。

判例

六九七、書類承認ハ總會專屬ナリ

二〇三、大審院　株主總會ノ承認ハ專ラ總會ニ專屬スルモノナレハ會社ハ反對ノ事項ヲ約定シテ之レヲ左右スルコトヲ得ス從ツテ會社カ其ノ意見ノミニ依リ如上ノ特約ヲ爲シタルトキハ何等ノ效力ヲ有セスト雖モ該特約ヲ總會ニ提出シ之カ承認ヲ受ケタル以上ハ其有效ナルヘキハ當然ナリ（明治三九年オ三〇一號同年一〇月一九日判決）

六九八、責任解除ノ範圍

二〇四、大阪控訴　取締役ハ常ニ善良ナル管理者ノ注意ヲ要ス取締役ノ責任ハ株主總會ノ議決ニテ解除セラルルモノトス（明治四三年二月二二日判決）

二〇五、大審院　株式會社ノ取締役カ定時總會ニ於テ商法第一九〇條ニ揭クル書類ヲ提出シ且ツ其故意過失ニ因リテ生シタル損失ヲ報告シ總會ノ承認ヲ受ケタルトキハ會社ニ對スル責任ハ不正行爲アリタル場合ヲ除ク外之レニ因リテ解除セラルルモノトス從ツテ會社カ損害賠償ニ關スル取締役ノ責任ヲ免セサラシメント欲スルトキハ總會ニ於テ承認ヲ與ヘサルカ又ハ斯ノ如キ場合ト雖モ依然其責任ヲ負フヘキ旨ヲ特約セシムルコトヲ要ス（明治三九年オ三〇一號同年一〇月一九日判決）

二〇六、松山地方　株式會社ノ取締役カ會社ノ財產目錄貸借對照表其他商法第一九〇條所定ノ書類ヲ定時總會ニ提出シ其承認ヲ經タル後ニ在リテハ取締役及ヒ監査役ハ不正行爲ニ基因シテ生シタル義務ヲ除ク外會社ニ對シテ一切

ノ義務ヲ免除セラルルモノトス（新聞七九八號）

二〇七、山口地方　銀行ノ取締役カ不當ニ行金ヲ引出シタル元金額ニ相當スル部分ノ賠償責任ニツキ株主總會ニ於テ承認ヲ爲シ責任ヲ解除シタルトキハ通常取引社會ニ於テ利子ハ元金ヨリ以前ニ辨濟消滅セシムルヲ普通ノ事態トスル點ヨリ觀ルモ右承認ハ利息ニ對スル責任免除ヲモ包含スル趣旨ナリト認ムルヲ相當トス（大正六年三月八日判決）

二〇八、同　上　銀行ノ整理ニ當リ調査上ノ欠損ヲ或額ト認メ臨時株主總會ニ於テ之レヲ重役一同ニ於テ負擔スルコトヲ決議シタリトスルモ之レヲ以テ直チニ其余如何ニ多額ノ損害ヲ發見スルモ此株主總會迄ニ原因ヲ生シ居リタルモノニ付テハ重役等ニ何等損害賠償責任ヲ負擔セシメサル趣旨ニ於テ決議セラレタルモノト認メ難キモノトス（同上）

二〇九、東京控訴　株主總會ノ爲シタル計算書承認決議並ニ利益配當決議ハ株主ヲ拘束シ之レニ服從セシムルノ效力ヲ生スヘキモノトス（明治四四年ネ六九五號同五年四月一九日判決）

七〇〇、責任解除ノ限界

二一〇、大審院　株式會社ノ取締役若クハ監査役カ商法第一九三條ノ規定ニ依リ責任解除セラレタルモノト看做サルルニハ同一九二條ノ規定ニ從ヒ同一九〇條ニ揭ケタル書類ヲ定時總會ニ提出シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要スルモノニシテ其ノ責任解除ハ敍上ノ書類ニ揭記シタル事項ニ止マル故ニ同第一九〇條ニ揭ケタル書類ニ揭記セラレサル事項ハ總會ノ調査承認ヲ經タルモノト謂フヲ得サレハ該事項ニ付責任ヲ解除セラレサルモノトス（大正五年オ三一六號同年一〇月一二日判決）

六九九、承認ト株主ニ對スル效力

二一一、同　上　株式會社ノ取締役カ商法第一九〇條ニ揭クル書類ヲ定時總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ經タル場合ト雖モ該書類ニ揭記セサル事項ニ付テハ未タ其ノ責任ヲ解除セラレサルモノトス（明治四〇年オ三九〇號同四一年二月三日判決）

會社の計算

三三、宮城控訴　商法一九二條第二項ハ取締役ニ對シ同法所定ノ書類ヲ株主總會ニ提出シテ其承認ヲ求ムヘキコトヲ命シ又同第一九三條ハ株主總會カ之ニ對シ承認ヲ與ヘタル場合ニ於テ其承認ニ責任解除ノ效果ヲ伴ハシメタルニ因リ之レヲ觀レハ株主總會ノ承認ナルモノハ當該營業年度內ニ於ケル取締役又ハ監査役ノ行爲ニシテ會社ノ計算ニ影響ヲ及ホスヘキモノニ付特ニ取締役ヨリ報告アルタルモノニ對シ株主總會ニ於テ其行爲ヲ承認スルモノトス（大正四年ネ一一九號同五年二月二九日判決）

三三、大審院　株式會社カ取締役ヲシテ如上ノ特約ヲ爲サシメタル後之レヲ定時總會ニ提出シ其承認ヲ得タルトキハ縱令總會カ取締役ノ事業報告ニ對シ何等ノ留保ヲ爲サスシテ承認ヲ與ヘタル場合ニ於テモ其取締役ノ不法行爲ニ因ル損害賠償ノ責任ハ該特約ニ依リ依然存續スヘキモノトス（明治三九年オ三〇一號同年一〇月一九日判決）

第百九十四條　準備金の積立と額面超過額の準備金組入

會社は其の資本の四分の一に達する迄は利益を配當する毎に準備金として其利益の二十分の一以上を積立つることを要します。

額面以上の價額を以て株式を發行した時は其の額面を超ゆる金額は前項の額に達する迄之を準備金に組入るゝことを要します。

第百九十四條は法定積立金であります。抑も會社が利益ある時は之れを株主に配當すべきことは株式會社の資本團體である性質から見て明かなる事柄であります。然もこの利益を全部株主に配當するときは一旦財界の變動不時の罹災に際し損失を蒙むる場合には會社は忽ち缺損を生じ株主は爲めに長く利益の配當を受けることの出來ない樣になります。

之れ本條に於て法定積立金の制度を認めて利益多き年度の剩餘金を割き豫め損失の塡補の資金に充當するのであります。

第二項額面超過金を準備金に組入るゝ制度は若し之れを許す時は會社は會社營業以外に於て利益を得之れを株主に配當し一方會社は差額を得る目的を以て額面以上の價額を以て株式を發行し非常なる有望なるが如く事業を誇示して利益を得るの弊害を防止する方法を講じたものであります。

判例

七〇二、利益ノ意義　三二四、大阪控訴　一營業年度ノ損益ハ一切ノ收入支出ヲ計上シテ始メテ之レヲ知ルヘキハ勿論ニシテ前年度ヨリノ繰越金ヲ其ノ收入中ニ計上スヘキハ當然ナリトス（大正四年ネ一一〇號同年五月一七日判決）

七〇三、營業利益トノ差異　三二五、行政裁判　額面超過額カ營業上ヨリ生スル利益ノ商法第一九四條第一項ニ依リ其ノ二十分ノ一以上ヲ之レニ組入ルルヲ以テ足ルモ營業上ヨリ生スル利益ハ同條第二項ニ依リ準備金カ四分ノ一ニ達スル迄之レニ組入レサルヘカラサルノ相違ノナルニ額面超過額ハ同條第一アルモノトス（大正八年六五號同九年三月一二日判決）

七〇四、任意準備金　三二六、大阪控訴　特別積立金ト稱スルハ各營業年度ノ利益中株主ニ配當セスシテ其一部ヲ會社ニ留保シタル數額ニ外ナラスルコト疑ヒヲ容レス（大正四年ネ一一〇號同年五月一七日判決）

七〇五、ソノ目的　三二七、同　上　會社カ特別積立金ヲ爲ス目的ハ或ル事業擴張ノ資ニ供シ或ハ利益配當ノ平準ヲ期スル等幾多ノ理由ニ基クモノナリト雖モ是單ニ特別積立金ヲ爲ス經濟上ノ目的タルニ止マリ定款ノ規定上何等ノ目的制限ヲ付セサル以上ハ之ヲ以テ直チニ法律上ノ效力ヲ律スル理由トナスニ足ラサルモノトス（大正四年ネ二〇號同上判決）

第百九十五條　利益の配當

會社は損失を塡補し且つ前條第一項の準備金を控除した後に非ざれば利益の配當を爲すことを得ないのであ

會社の計算

ります。

前項に違反して配當を爲したる時は會社の債權者は之れを返還せしむることを得會社は利益の中から損失を塡補し準備金を控除したもの卽ち純益金の中から利益の配當をするのであります。

利益配當通知書　書式實例二百三十六

利益配當通知書

拜啓陳者貴殿御所有株×株ニ對シ昭和×年第×期×半期利益配當金年一割（一株ニ付金×圓×錢ノ割）ヲ本社ニ於テ御渡可申候間御受領相成度別紙領收證用紙相添へ此段御通知申上候也

追而別紙受領證ニ當會社へ豫テ御差出相成候印章御押捺被下度候

昭和×年×月×日

×××株式會社

株主　×　某　殿

利益配當金受領證　書式實例二百三十七（利益配當金受領證）

配當金受領證

一金×圓也

但シ拙者所有ノ×××株式會社株式×株ニ對スル昭和×年第×期×半期配當金一株金×圓×錢ノ割

右正ニ受領候也

昭和×年×月×日

株主　×　某

轉付命令ノ申請　書式實例二百三十八（轉付命令ノ申請）

申請書

×××株式會社御中

債權者ノ請求スル債權及ヒ數額

一金×圓也　執行力アル判決正本ニ因ル債權金額

差押ヘタル債權及數額

一金×圓也　右債務者カ第三債務者ニ對シテ有スル昭和×年×月×日交附ヲ受クヘキ利益配當金

右債務者カ第三債務者ニ對シテ有スル前記ノ債權ハ右債權者ノ請求金額執行ノ爲メ昭和×年×月×日御廳昭和×年第×號ノ債權差押命令ヲ以テ差押ヘラレタル處支拂ニ換ヘ券面額ニテ右差押債權者ニ之レヲ轉付スルコトノ命令相成度民事訴訟法第六百條ニ依リ此段申請候也

債務者　×　某

東京市×區×町×番地

債權者　×　某

東京市×區×町×番地

第三債務者　×××株式會社

會社の計算

昭和×年×月×日

東京區裁判所判事　×　某　殿

右

申請人債權者　×　某　㊞

貼用印紙二十錢又ハ四十錢正本一通

差押命令申請　書式實例二百三十九

債權差押命令申請

住所

債權者　×　某

住所

債務者　×　某

住所

第三債務者　×　×　株式會社

請求ヲ爲ス債權ノ表示

一金×圓也　後記債務名義ニヨル元金及ヒ昭和×年×月×日ヨリ昭和×年×月×日マテ年×分ノ割合ニ依ル利息

差押フヘキ債權ノ種類及數額

一金×圓也　債務者ヨリ第三債務者ニ對シテ有スル××債權

前記請求金額ハ右債權者及ヒ債務者間ノ東京地方裁判所昭和×年ワ第×號事件ノ執行力アル正本ニ基キ債務者カ債權者ニ辨濟スヘキモノナリ依テ其辨濟ヲ求ムル爲メ債務者カ前記第三債務者ニ對シテ有スル右債權ニ對シ差押命令相成度此段申請候也

昭和×年×月×日

東京區裁判所監督判事　×　某　殿

債權者　×　某　㊞

一、貼用印紙　二十錢又ハ四十錢

一、正　本　一通

一、債務名義ノ添付ヲ要ス

一、債務名義ノ送達證明書ノ添付ヲ要ス

判例

三二八、東京控訴　會社ノ損失ヲ度外ニ置キテ利益ノ配當ヲ爲スヘキコトヲ決議スルカ如キハ明カニ法律上ノ規定ニ違反スル事項ヲ決議スルモノニシテ其決議ハ決議トシテ效力ヲ有セサルモノトス（明治四四年ネ六九五號判決）

三二九、大邸覆審法院　株主ノ利益配當請求權ナル語ニ二義アリ一ツハ利益ノ配當ヲ受クル株主權ノ一作用ヲ意味シ（甲ノ意味）他ハ配當金ノ支拂ヲ請求スル純然タル債權ヲ意味スルモノトス（乙ノ意味）（大正六年民控二六四號同年六月七日判決）

會社の計算

七〇六、利益ノ配當

七〇七、利益配當請求權

二三〇、大審院　株主カ會社ニ對シ有スル利益配當請求權ハ株主總會ノ決議ニ因リ利益配當ノ金額確定シタルトキニ於テ始メテ其金額ノ支拂ヲ目的トスル獨立ノ請求權ヲ發生スルモノニシテ其以前ニアリテハ株主權ニ包含スル其ノ一內容ヲ爲スモノニ過キスシテ獨立シタル一個ノ權利ニ非ス故ニ之ヲ株主權ヨリ離シテ讓渡スルコトヲ得サルモノトス（大正七年オ七八一號同八年一月二四日判決）

七〇八、ソノ差押

二三一、同　上　所謂株主ノ利益配當請求權ハ株主カ株式ヲ有スルニ因リテ當然有スル一種ノ債權ナルヲ以テ差押ヲ爲スコトヲ得ルモノトス（大正二年オ三九四號同年一一月一九日判決）

二三二、東京地方　株式ハ一種ノ財產權ニシテ株主カ會社ニ對シ利益金ノ配當ヲ請求シ得ヘキ債權ヲ包含スル而シテ該債權タルヤ株主總會ノ決議ニ因リテ始メテ發生スヘキモノニ非サレハ株主總會ノ決議以前ニ在リテモ株主カ會社ニ對シ有スル利益ノ配當ヲ受クヘキ債權ハ之レヲ差押フルコトヲ得ルモノトス（明治四二年リ六〇號同年六月一四日判決）

二三三、大審院　株主總會ノ決議ニ因リテ配當金額及ヒ時期ヲ確定シタル後ハ如上ノ債權ニ付支拂ニ換ヘ券面額ニテ差押債權者ニ之ヲ移轉スヘキ轉付命令ヲ發シ以テ債務者ヲ免責セシメサルモノトス（大正二年オ三九四號同年一一月一九日判決）

七〇九、ソノ轉付

二三四、東京控訴　轉付命令ナルモノハ目的タル債權ヲ券面額ニテ債權者ニ轉付セシメ因テ以テ債務者ノ免責セシムルモノナレハ其性質ハ全ク差押命令ト異ナリ其有效ナルカ爲メニハ債權ノ內容ノ確定セルヲ要ス故ニ株主總會決議前ニ於テハ株主ノ利益配當請求權ニ對シテ轉付命令ヲ發スルコトヲ得ス（大正二年ネ二二〇號同年六月一九日判決）

二三五、東京地方　會社ノ配當金ニ對スル轉付命令ハ株主總會ニ於テ配當金額ヲ確定シタル後ニアラサレハ之ヲ發スルコトヲ得サルモノニシテ其確定以前ニ發シタル債權者ハ法律上ノ原因ナク會社ノ財產ニ因リ利得セルモノナルヲ以テ之ヲ返還セサルヘカラス（明治三七年ワ一一五五號同年一〇月六日判決）

七一〇、不當配當ト取締役ノ責任

二三六、大審院　取締役某カ實際ノ利益金ノ外ニ漫リニ假想利益ヲ計上シ他取締役並ニ總會ニ提出シテ其承認ヲ爲サシメ會社事業ニ因リ得タル利益ニ非サル金圓ノ幾分ヲ利益トシテ配當シ之レニ相當スル會社財產ヲ減少シタル場合ハ右取締役ノ行爲ハ商法第二六一條第一項第三號ニ所謂法令ニ違反シ利益ノ配當ヲナシタルモノトアルニ該當スルモノトス（大正一一年れ八七三號同年六月二七日判決）

七一一、質權者ト利益配當

二三七、東京控訴　配當金ハ株式ノ果實ト解スヘカラサルハ勿論ニシテ其他株式ノ質權者カ該株式ニ對スル配當金ヲ當然取得シテ其ノ債權ノ辨濟ニ宛ツルコトヲ正當トスル法律上ノ根據ナキヲ以テ質權設定契約當事者間ノ特別ノ意思表示ナキ限リ質權者ハ其ノ利益配當金ヲ取得シ得サルモノトス（大正一四年ネ三七三號同年九月一八日判決）

第百九十六條　建設利息

會社の目的たる事業の性質に依り、第百四十一條第一項の規定に從ひ、本店の所在地に於て登記を爲したる後、二年以上開業を爲すこと能はざるものと認むるときは、會社は定款を以て開業を爲すに至る迄一定の利息を株主に配當すべきことを定むることを得、但し其の利率は法定利率を超ゆることを得ません。

前項に揭げたる定款の規定は裁判所の認可を受くることを要するのであります。本條は利益なければ配當なしと云ふ原則に對して例外を設け、會社の目的たる事業の性質に依つて登記後二年以上開業を爲すことを得ない時は法定の利率を超えざる一定の利息を株主に配當する旨の所謂建設利息につきての規定であります。

商法第百九十五條には會社は損失を塡補し準備金を控除した後に非れば利益の配當を爲すことを得ないのであります。この原則は定款を以てするも變更出來ないのであります。卽ち縱令定款の規定を以てするも損益の如何に係らず一定の利息を株主に支拂ふ旨を定むることを得ないものであります。乍然絕對的にこの原則を固

執する時は性質上會社の登記後二ケ年以上も開業するを得さるが如き會社に於ては、株式を引受け株金を拂込むも長年月の間利息をも得ず、株主は其の引受拂込を厭うに至るべきが故に前段の如く例外を設けて實際上の必要から建設利息を支拂ふべき旨を定めたのであります。

建設利息は登記前に裁判所の認可を受けしめ利息配當から生ずる弊害を防止する爲め定めたのであります。

開業前利息ノ配當ニ付定款ノ認可申請書

書式實例二百四十　（開業前利息ノ配當ニ付定款ノ認可申請書）

定款認可ノ申請

申請ノ趣旨

××株式會社ノ定款第×條ノ認可相成度候也

申請ノ原因タル事實

申請人　東京市×區×町×番地　××株式會社

申請人取締役　東京市×區×町×番地　×

申請人取締役　東京市×區×町×番地　×

申請人取締役　東京市×區×町×番地　某

申請人取締役　×　某

××株式會社ハ昭和×年×月×日成立シ別紙定款第×條記載ノ如ク××ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的ト致シ候處本事業タルヤ開業迄少クモ二ケ年ノ時日ヲ要セサレハ工事落成セス故ニ商法第一九六條ニ依リ開業前定款第×條記載ノ如ク年×分×厘ノ利息配當致シ度候ニ付右定款ノ認可相成度商法第一九六條及ヒ非訟事件手續法第一二三條ニ依リ茲ニ申請ヲナス次第ニ有之候

添付書類

一、定款寫　一通
二、創立總會決議錄　一通
三、商業登記簿謄本　一通
四、主務官廳ノ認可書寫　一通

右申請候也

昭和×年×月×日

右申請人　×　某　㊞
×　某　㊞
×　某　㊞

××地方裁判所長判事　×　某　殿

判例

三三八、大審院　株式會社ハ其資本ノ鞏固ヲ保持スルノ必要上利益ヲ得ルニ非サレハ株主ニ配當スルコトヲ得サルヲ原則

七一二、本條制定ノ理由

トスルモ商法第一九六條ハ其例外規定トシテ會社カ定款ヲ以テ開業ヲ爲スニ至ルマテ一定ノ利息即チ建設利息ヲ株主ニ配當スヘキコトヲ定ムルコトヲ得ル旨ヲ定メ以テ株式ノ募集及ヒ會社ノ設立ヲ容易ナラシメンコトヲ期シタルモノトス（大正九年ク四一號同年五月一日判決）

二三八、東京控訴　元來第一九六條ハ畢竟株式會社カ其目的タル事業ニ因リ利益ヲ得之ヲ株主ニ配當スルコトヲ得ルニ至ル迄ハ株主ニ對シ何等ノ金錢的給付ヲ爲スコトヲ得サルトキハ設備ニ長キ年月ヲ要スル大事業ヲ目的トスル株式會社カ其株式ノ應募者ヲ得ルコト頗ル難ク爲メニ會社ノ成立ヲ妨ケ延テ公益ヲ害スルニ至ル故ニ定款ヲ以テ開業ヲ爲スニ至ルマテ法定ノ利率ヲ超エサル一定ノ利息ヲ株主ニ配當スヘキコトヲ定ムルコトヲ得セシメ以テ株主ノ應募ヲ容易ナラシメ斯ル會社ノ成立ヲ容易ナラシムルニ他ナラス（大正四年ネ二一一號同年六月一七日判決）

二三九、東京地方　商法一九六條ニ所謂開業トハ全部開業ノ意ナルヤ將タ一部開業ノ場合ヲ包含スルモノナルヤ法文上明確ナラサルカ如シト雖モ抑モ商法カ一九六條ヲ規定シタル所以ノモノハ設備ニ長日月ヲ要スル事業ヲ目的トスル株式會社ニ於テ株主ハ開業ニ至ル迄毫モ配當ヲ受クルコト能ハサルニ至ルヘキヲ慮リ建設利息ノ配當ヲ以テ株式ノ應募者ヲ得ルコト難ク從ツテ公益上必要ナル幾多ノ株式會社ハ遂ニ存立スルコト能ハサルニ至ルヘキヲ慮リ建設利息ノ配當ヲ許シ設備ニ長日月ヲ要スル事業ヲ目的トスル會社ノ設立ヲ容易ナラシムル趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ同條ニ所謂開業ハ全部開業ノ意ナリト解釋セサルヘカラス（大正四年ワ二三號判決）

二四〇、大審院　商法一九六條ニ所謂開業ノ意義ニシテ全部ノ開業アルマテハ利息ノ配當ヲ爲スコトヲ得サルモノト謂ハサルヘカラス（大正四年オ五九〇號同年一〇月二〇日判決）

二四一、同　上　建設利息ニ關スル定款ノ規定ハ設立當時ノ定款即チ所謂原始定款ニ依リテ之ヲ爲シ且ツ會社設立登記完了前裁判所ノ認可ヲ受クルコトヲ要スルモノト解スヘキハ當然ニシテ既ニ會社カ設立ヲ告ケ其登記ヲ完了シタル後ニ至リテモ尚且定款ノ變更ニ依リ其規定ヲ設クルコトヲ得ルモノニ非ス（大正九年ク四一號同年五月一日判決）

七一三、開業ノ意味

七一四、定款トハ原始定款ナルコトヲ要ス

第百九十七條　利益配當の割合

利益又は利息の配當は定款に依りて拂込んだ株金額の割合に應じて之を爲します、但し會社が優先株を發行したる時に於て之れと異りたる定めあるときは此の限りでありません。

第百九十八條　少數株主の檢査役選任請求

裁判所は資本の十分の一以上に當る株主の業務及び會社財産の狀況を調査せしむる爲め檢査役を選任することを得ます。

檢査役は其の調査の結果を裁判所に報告することを要します。この場合に於て裁判所は必要ありと認むるときは監査役をして株主總會を招集せしむることを得るのであります。此の總會に於ては前項の調査を爲さしむる爲め檢査役を選任することを得ます。

業務及ヒ財産調査ノ爲メ檢査役選任申請

書式實例二百四十一　（株式會社ノ業務及ヒ財産調査ノ爲メ檢査役選任申請）

檢査役選任申請

東京市×區×町×番地
××株式會社株式×株株主
申請人　×　某
（以下列擧ノコト）

檢査ノ目的

一、××株式會社ノ業務ハ如何ナル狀況ニ在リヤ殊ニ他ヨリ金錢ノ借入ヲ爲スノ必要アリヤ否ヤ

會社の計算

二、××株式會社ノ會社財産ハ如何ナル狀況ニ在リヤ

申請ノ趣旨

前記檢査ノ目的事項ヲ調査セシムル爲メ檢査役選任相成度此段申請候也

申請ノ事由

右××株式會社ハ資本金××圓其ノ一株ノ金額金五十圓株數何株内拂込金貳拾七圓五拾錢ニシテ申請人等ハ其ノ資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ナル處右會社ハ昭和×年×月×日設立以來第×回定時計算ニ於テ毎回年一割ノ割合ノ配當ヲ爲シ來リ有利ナル會社ナルニ不拘本年×月ニ至リ俄カニ××銀行ニ對シ會社財産ヲ擔保トシテ金×圓ノ借入ヲ爲シタリ而モ他ニ於テ營業ヲ擴張スルノ計畫及ヒ形跡ヲ認メス又社會ノ狀況ニ於テ俄カニ營業上損失ヲ來スヘキ事情ノ變化ナキニ拘ラス一時ニ斯ル借入金ヲ爲シ且ツ會社財産ヲ擔保ト爲スカ如キハ會社財産ヲシテ危カラシムルノミナラス若シ果シテ斯カル必要アルニ於テハ會社ノ業務ニ關シ相當ノ處分若クハ警戒ヲ爲ササルヘカラス是レ實ニ株主タル申請人等ノ大イニ利害關係ヲ有スル所ニ有之依而會社ノ業務及ヒ會社財産ノ如何ナル狀況ニ存スルカヲ調査スル必要アリ卽チ玆ニ之レカ調査ノ爲メ商法第百九十八條非訟事件手續法第百二十六條及ヒ第百三十一條ニ依リ檢査役ヲ申請スル次第ニ有之候

昭和×年×月×日

右申請人　×　某　㊞

×　某　㊞

東京地方裁判所長判事　×　某　殿

注意　貼用印紙二十五錢

判例

七一五、檢査役選任請求權

二三三、大審院　商法一九八條ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ニ對シ會社ノ業務及ヒ會社財産ノ狀況ヲ調査セシムル爲メ檢査役ヲ選任スルコトヲ請求スル權利ヲ認メタリ（大正七年ク一二四號同年六月二八日判決）

七一六、監査役タル株主ニモ請求權アリ

二三四、東京控訴　商法第一九八條ハ單ニ「資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ノ請求ニ依リ」ト規定シアリテ監査役タル株主ヲ除外スル趣旨ヲ認メ得サルノミナラス同法中右趣旨ノ如キ規定ナキヲ以テ會社ノ監査役タル株主ト雖モ同法條ニ依リ其會社ノ檢査役選任ノ請求ヲ爲シウルモノト解スヘク會社ノ業務及ヒ會社財産ノ狀況ニ付事實上疑偶スヘキ點アリヤ否ヤハ右申請ノ當否ヲ決スルノ要件ニアラサルモノトス（大正一〇年ラ一八號同年五月一九日判決）

七一七、請求ヲ拒否スルコトヲ得ス

二三五、大審院　商法第一九八條ニ依ル檢査役選任請求ノ權利ハ一ツノ少數株主權ニシテ少數株主カ此ノ權利ヲ行使スルニ付何等ノ條件ノ定メナキヲ以テ裁判所ハ檢査役選任ノ申請ヲ受ケタルトキハ申請者カ果シテ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ナルヤ否ヤヲ調査シ苟モ之レニ該當スルトキハ會社財産ノ狀況危殆ナラサルコト或ハ其他ノ理由ヲ以テ檢査役ノ選任ヲ拒否スルコトヲ得サルモノトス（大正七年ク一二四號同年六月六日判決）

七一八、選任申請ノ相手方

二三六、同　上　商法一九八條ニ依ル檢査役選任ノ申請事件ニ付テハ其檢査役ノ調査ヲ受クヘキ會社ハ該事件ノ相手方ニ非ス故ニ其ノ決定ノ當事者表示ノ部ニ會社ヲ表記セサルモ不法ニ非ス（明治三九年ク六〇號同年五月八日判決）

會社の計算

七一九、陳述ノ聽取

二三七、東京控訴　非訟事件手續法第一二九條ノ二ニ所謂取締役及ヒ監査役總取締役及ヒ總監査役ノ趣旨ニアラサルコト同法第一三三條第二〇〇條ノ二第二〇一條ノ規定ニ對照スレハ自ラ明瞭ニシテ檢査役選任ノ申請手續ニ於テハ裁判所ハ取締役及ヒ監査役全員ノ陳述ヲ聽クヘキヤ或ハ各一名宛又ハ其以上ノ者ノ陳述ヲ聽クヲ以テ足ルト爲スヤハ其自由ニ裁量シ得可キモノト解スルヲ相當トス（大正六年ラ六一號同七年五月一二日判決）

二三八、東京控訴　裁判所カ非訟事件手續法第一二九條ノ二ニヨリ商法一九八條ニ依ル檢査役選任ノ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ當該會社ノ取締役及監査役ノ陳述ヲ聽取スルコトヲ要セサルモノトス（大正一〇年ク一三六號同一一年一月二六日判決）

二三九、同　上　裁判所カ爲ス檢査役ノ選任ハ國家ノ處分行爲ニシテ國權ノ發動ニ外ナラサレハ何人ニ對シテモ其效力ヲ生スヘク之カ爲メ當該會社カ右選任ノ決定ニ羈束セラルルモノニシテ該申請事件ノ當事者タルカ爲メ羈束セラルルモノニ非ス（大正六年ラ六一號同七年五月一二日判決）

七二〇、檢査ノ範圍

三四〇、大審院　商法第一九八條ノ株主ノ請求ニ依リ會社ノ業務及ヒ會社財産ノ狀況ヲ調査セシムルコトニ付テハ法律上別ニ何等ノ制限アラサルヲ以テ獨リ現在ノコトニ止マラス必要アルニ於テハ既往ニ遡リテ調査セシムヘキモノト解スルヲ至當トス（明治三三年ク九二號同年七月二日判決）

七二一、解散後ノ適用

三四一、同　上　會社ハ解散後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テ尚存續スルモノト看做サルルモノナレハ株式會社ニ關スル規定ハ性質ノ許ス限リ清算中ノ會社ニ付準用セラルルモノト解スルヲ妥當トス（大正一二年ク五三四號同一三年七月二八日判決）

三四二、同　上　會社財産ノ調査ヲ爲スノ必要ニ至リテハ會社ハ解散ノ前後ニ依リテ其區別アルコトナキヲ以テ商法第一九八條ノ檢査役選任ノ規定ハ清算中ノ株式會社ニ付其準用アルモノトス（大正一二年ク五三四號同上）

第六　社　債

社債と其法則

社債とは株式會社が巨額の資本を必要とする場合に株金の拂込又は新株發行の方法に依らずして債權者を公衆から募集し、一定の期間及び一定の利息を定め債務を負擔する方法であります。之れによつて發行した證券を指して社債券と謂ひ、公募に應ずる應募者を社債權者と謂ふのであります。

株式會社の資金は株式から構成せらるゝものでありますが、債務の辨濟事業の擴張等をなすが爲めには比較的巨額の資金を要することがあります。其の資金調達の方法は、(一)新株の發行、(二)株金未拂込金の徵集、(三)或る特定の者よりの借入(四)商法第百九十九條以下の規定により債權者を公衆より募集するの方法等があります。本節はこの第四の方法を謂ふのであります。

商法第二編第四章第五節社債

第百九十九條　社債ハ第二百九條ニ定メタル決議ニ依ルニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得ス

第二百條　社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ニ超ユルコトヲ得ス

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産カ前項ノ金額ニ滿タサルトキハ社債ノ總額ハ其ノ財産ノ額ニ超ユルコトヲ得ス

第二百條ノ二　會社ハ前ニ募集シタル社債總額ノ拂込ミヲ爲サシメタル後ニ非サレハ更ニ社債ヲ募集スルコトヲ得ス

第二百一條　各社債ノ金額ハ二十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第二百二條　社債權者ニ償還スヘキ金額カ券面額ニ超ユヘキコトヲ定メタルトキハ其金額ハ各社債ニ付キ同一ナルコトヲ要ス

第二百三條　社債ノ募集ニ應セントスル者ハ社債申込證二通ニ其引受クヘキ社債ノ數及ヒ住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

社債申込證ハ取締役之ヲ作リ之レニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一、會社ノ商號

二、第百七十三條第三號乃至第七號ニ揭ケタル事項

三、社債發行ノ價額又ハ其ノ最低價額

四、會社ノ資本及ヒ拂込ミタル株金ノ總額

五、最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財產ノ額

六、前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其償還ヲ了ヘサル總額

社債發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ社債應募者ハ社債申込證ニ應募價額ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百三條ノ二　前條ノ規定ハ契約ニ依リ社債ノ總額ヲ引受クル場合ニハ之レヲ適用セス社債募集ノ委託ヲ受ケタル者カ自ラ社債ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ其一部ニ付亦同シ

第二百四條　社債ノ募集カ完了シタルトキハ取締役ハ遲滯ナク各社債ニ付キ其全額又ハ第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第二百四條ノ二　社債募集ノ委託ヲ受ケタル者ハ自己ノ名ヲ以テ會社ノ爲メニ第二百三條第二項及ヒ前項ニ定メタル行爲ヲ爲スコトヲ得

第二百四條ノ三　取締役ハ第二百四條ノ拂込アリタル日ヨリ二週間內ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一、第百七十三條第三號乃至第六號ニ揭ケタル事項

二、各社債ニ付キ拂込ミタル金額

第五十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

外國ニ於テ社債ヲ募集シタル場合ニ於テ登記スヘキ事項カ外國ニ於テ生シタルトキハ登記ノ期間ハ其通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第二百五條　債券ハ社債全額ノ拂込アリタル後ニ非サレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス

債券ニハ會社ノ商號及ヒ第百七十三條第二號乃至第六號ニ揭ケタル事項ヲ記載シ取締役之レニ署名スルコトヲ要ス

第二百六條　記名社債ノ移轉ハ取得者ノ氏名住所ヲ社債原簿ニ記載シ且ツ其ノ氏名ヲ債券ニ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ會社其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第二百七條　第百五十五條ノ規定ハ債券ニ之ヲ準用ス

第二百七十二條ノ二ノ規定ハ社債應募者又ハ社債權者ニ對スル通知及ヒ催告ニ之レヲ準用ス

社債は第二百九條に定めたる決議に依るのでなければ之を募集することを得ません。社債を募集するには會

社の將來に重大な關係があります。一方に於ては會社營業の方針に關係し他方に於ては各株主の利益の配當に甚大なる影響があるのでありますから株主總會の專屬としたのであります。其の決議の方法は第二百九條に依つて定めます。

社債募集決議書

書式實例二百四十二（社債募集決議書）

決　議

昭和×年×月×日本社ニ於テ招集セラレタル××株式會社臨時株主總會（又ハ定時總會）ニ於テ總株主×名資本總額金×圓中人員×名資本ニ對スル金額金×圓ノ株主即チ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當タル株主出席シ（別ニ出席株主ノ氏名株金額ヲ列記スルモ可ナリ）其ノ議決權何箇ニ對スル何箇即チ過半數ヲ以テ社債募集ニ關シ左ノ通リ決議ス

一、本社事業中××ノタメ社債總額金×圓也ヲ募集スル件

一、利率×歩

一、償還期限×ケ年

一、右決議ヲ立證スル爲メ署名委員二名ヲ選任シ×某×某ヲ選任ス

右決議ス

昭和×年×月×日

××株式會社取締役議長　×　某　㊞

出席株主　署名委員　×　某　㊞

同　×　某　㊞

第二百條　社債總額の制限

社債の總額は拂込んだ株金額を超過することは出來ません。

最終の貸借對照表に依り會社に現存する財産が前項の金額に滿たざる時は社債の總額は其の財産の額に超ゆることを得ないのであります。

第二百條ノ二　社債再募集の制限

社債の總額は拂込んだ株金額を超過出來ないのであります。蓋し公安上から債權の擔保を確實ならしむる爲めには當然のことであります。又如何に拂込額が多數であつても會社は損失を蒙りまして其の財産が減少して居つては其の擔保も從つて減少し應募者に對して不利益を來すのでありますから、現在資産の總額を程度とし此の額を超過しては社債募集は出來ないのであります。

會社は前に募集した社債總額の拂込を爲さしめたる後でなければ更に社債を募集することを得ないのであります。

第二百一條　社債の金額

社債の場合でも分割拂込を認めた趣旨に依りまして全額拂込の後に非ざれば更に社債を募集することを得ないのであります。

各社債は金額二十圓を下ることを得ません。

第二百二條　社債返還の方法

社債の金額は二十圓を下ることを得ないのでありますが其の總額については制限がありませんから×千萬圓×億萬圓の社債を募集しても宜しいのであります。

社債權者に償還すべき金額が券面額に超ゆることを定めたときは其の金額は各社債に付き同一なることを要します。

社　債

各社債の金額は均一でなくても宜しいのであります。例へば五十圓百圓五百圓千圓と云ふ如く金額の異なる社債を發行しても宜しいのであります。但し特殊銀行の社債については例外があります（日本勸業銀行貯蓄債券法北海道拓殖銀行法農工銀行法）然して各社債について償還金額を異にすることを許す時は往々社債は富籤に利用され射倖心を奬勵するの結果となるの虞れがありますから本條に於て社債の平等償還と云ふ原則を定めたのであります。

七二二、民法一三〇條ノ適用

判例

三四三、大審院 甲會社カ大正七年八月六日利率ヲ年七分トシ償還方法ヲ同日ヨリ三年間据置其ノ後五年間ニ毎年二十一萬圓宛抽籤ニ依リ償還スヘキコトト定メタル無記名社債券總額百萬圓ヲ發行シタル場合ニ於テハ甲會社ハ該債券ヲ所有スル債權者ニ對シ債券發行ノ日ヨリ滿三年ヲ經過シタル後五年ノ期間内ニ毎年社債ノ一部分宛ヲ抽籤ニヨリ償還シ同期間ノ滿了スル迄ニ全部ノ償還ヲ完了スヘキコトヲ約シタルモノニシテ其抽籤ハ右五年以内ニ於テ債券ヲ所有スル債權者ニ對シ償還ヲ爲スヘキ方法ヲ定メタルモノト謂フヘク即チ抽籤カ執行セラレ債券カ當籤スルニ至ル迄ハ各社債ニ對スル五年ノ期間内ニ於ケル社債償還ノ時期確定セサルニ過キサルカ故ニ右約旨ヲ以テ該社債ノ條件附債權ナルコトヲ定メタル趣旨ナリト解スルコトヲ得サルモノトス（大正一三年ナ一〇六九號同一四年二月二三日判決）

三四四、同 上叙上ノ場合ニ於テ甲會社カ其趣旨ニ違反シテ抽籤ヲ爲サス從ッテ債券ヲ所有スル債權者ニツキ當籤ノ機會ヲ得セシメサルモ契約上ノ義務不履行ノ責任ヲ生スルニ過キスシテ民法一三〇條ヲ適用シテ其債券ニ對スル還償ノ條件到來シタルモノト謂フヲ得サルモノトス（同上）

參照 民法第一三〇條 條件ノ成就ニ因リテ不利益ヲ受クヘキ當事者カ故意ニ其ノ條件ヲ妨ケタルトキハ相手方ハ其ノ條件ヲ成就シタルモノト看做スコトヲ得

第二百三條　社債應募の方式

社債の募集に應ぜんとする者は社債申込證二通に其の引受くべき社債の數及び住所を記載し之れに署名することを要します。

社債申込證は取締役之を作り之に左の事項を記載するのであります。

一、會社の商號
二、社債の總額
三、社債の利率
四、各社債の金額
五、社債償還の方法及び期限
六、數回に分ちて社債の拂込を爲さしむるときは其拂込の金額及び時期
七、社債發行の價額又は其の最低價額
八、會社の資本及び拂込みたる株金の總額
九、最終の貸借對照表に依り會社に現存する財産の額
十、前に社債を募集したるときは其の償還を了へざる總額

社債發行の最低價額を定めたる場合に於ては社債應募者は社債申込證に應募價額を記載することを必要と致します。

社債申込證

書式實例二百四十三（社債申込證）

社　債

社債申込證

注意 一、本書ハ同一ノモノ二通御差出ノコト
一、御記入ニ當リ文字ノ訂正、挿入、削除ノ場合ハ欄外ニ訂正御捺印ノコト
一、數字ハ略字ヲ用キサルコト

一、××株式會社社債額面金×圓也
　此拂込金　×圓也

右貴會社定款及ヒ株主總會決議社債募集條件並ニ左記事項承認ノ上前記社債引受此段申込候也應募超過ノ場合ハ便宜御處分相成候共異議無之候

昭和×年×月×日

住所
社債申込人

××株式會社取締役社長　×　某　殿

會社ノ商號　××株式會社
募集總額　金×萬圓
種類　壹百圓、五百圓、千圓、五千圓
利率　年七分
發行價額　額面百圓ニ付九十八圓
乘換應募　昭和×年×月×日期限本社第×回社債ハ額面百圓ニ付百圓ノ割合ニテ拂込ニ代用ス（但利札欠缺）
償還方法　三ケ年据置其後五ケ年毎年金×萬圓宛抽籤償還ス
利子支拂期　毎年四月十五日十月十五日
申込期限　×月×日ヨリ×月×日
支拂場所　本社
申込證據金　額面百圓ニ付參圓

拂込期日　×月×日

社債募集ノ公告

書式實例二百四十四（社債募集ノ公告）

××株式會社社債募集公告

今回××株式會社第×回社債發行左記×銀行ニテ引受募集致候ニ付キ引受銀行又ハ取扱店ヘ御申込被下度候也

一、募集總額　金×萬圓
一、種類　壹百圓、五百圓、壹千圓、五千圓
一、利率　年八分
一、發行價額　額面百圓ニ付九十八圓
一、償還方法　昭和×年×月末日以後五ケ年ニテ全部償還ス毎年金×萬圓抽籤ニヨル
一、利子拂方法　利札引換ニ支拂フ
一、元利金支拂場所　×銀行本支店
一、申込證據金　額面百圓ニ付參圓
　募入ノ上ハ拂込金ニ振替フ
一、申込期間　三月×日ヨリ四月×日マテ
　但シ期限前ニ締切ルコトアルヘシ
一、募入方法　申込順ニヨリ募入ス

會社資本　金×萬圓

社債

一、拂込期日　四月×日
昭和×年×月×日

引受銀行　株式會社　×　×　銀　行
募集取扱店　×　×　會　社
×　×　商　會

前項の規定は契約に依り社債の總額を引受くる場合には之れを適用しません。又社債募集の委託を受けたる者が社債の一部を引受くる場合に於て其の一部についても前項の規定は適用致しません。

第二百三條ノ二　社債總額引受

募集委託人の引受　即ち委託募集の場合又は自己募集の場合に契約を以て全部の社債を引受ける者のある時等には社債申込證は不要であります。

第二百四條　社債の拂込
第二百四條ノ二　委託募集者の拂込

社債の募集が完了した時は取締役は遲滯なく各社債に付き其全額又は第一回の拂込を爲さしむることを要す社債募集の委託を受けたる者は自己の名を以て會社の爲めに應募者に對して拂込の行爲を爲さしめ又自ら當事者となつて社債の一部を引受けることを得るのであります。

第二百四條ノ三　社債の登記

取締役は社債の全額又は第一回の拂込を完了した時は二週間以內に本店及び支店の所在地に於て左の事項の登記をするのであります。

一、社債の總額
二、各社債の金額
三、社債の利率

四、社債償還の方法及び期限
五、各社債に付き拂込みたる金額

登記した事項に變更を生じた場合には矢張り二週間以內に登記を爲すのであります。この點で第五十三條が適用されるのであります。

外國に於て社債を募集したる場合に於て登記すべき事項が外國に於て生じた時は登記の期間の起算點は其の通知の到達したる時より之を起算致します

社債登記申請書

書式實例二百四十五（社債登記申請書）

株式會社社債登記申請

一、商　號　××株式會社
一、本店（又ハ支店）　東京市×區×町×番地
一、登記ノ目的　社債ノ登記
一、登記ノ事由　昭和×年×月×日ノ株主總會ニ於テ社債金×百萬圓ヲ募集スルコトノ決議ヲ爲シ直チニ社債ノ募集ニ着手シ昭和×年×月×日其ノ募集完了昭和×年×月×日各社債ニ付全額（又ハ第一回ノ拂込）拂込アリタルニ因リ本店（又ハ支店）ノ所在地ニ於テ左ノ事項ノ登記ヲ求ム

社　債　總　額　金×萬圓也
各社債ノ金額　金×圓也

社債ノ利率　年八分

社債償還ノ方法及ヒ期限　三ケ年間据置昭和×年×月×日ヨリ五ケ年間ニ一ケ年二十萬圓抽籤ニヨリ順次支拂フ

一、課稅標準價格　金百萬圓也

一、登　錄　稅　千圓也

一、添　付　書　類

最終ノ貸借對照表　一通

社債ノ引受ヲ證スル書面　×通

社債申込證　×通

各社債ニ付全額商法二百四條ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面　×通

社債募集ニ關スル株主總會ノ決議書　×通

右登記相成度申請候也

昭和×年×月×日

東京市×區×町×番地

申請人　××株式會社

東京市×區×町×番地

取締役　×　某　㊞

社債償還登記申請書式實例二百四十六（社債償還登記申請書）

東京區裁判所御中

株式會社社債償還登記申請

一、商　號　××株式會社

一、本店（又ハ支店）　東京市×區×町×番地

一、登記ノ目的　社債一部償還ノ登記

一、登記ノ事由　昭和×年×月×日登記シタル社債金×萬圓ノ內金×萬圓ヲ昭和×年×月×日償還シ社債總額金×萬圓ト變更シタルニ因リ（又ハ昭和×年×月×日登記シタル社債金×圓ハ昭和×年×月×日其全部ヲ償還シタルニ因リ）本店（又ハ支店）ノ所在地タル當所ニ於テ其ノ登記ヲ求ム

一、登　錄　稅　金拾圓也（支店ノ場合ハ二圓）

一、添　付　書　類　社債一部（又ハ全部）ヲ償還シタルコトヲ證スル書面　×通

右登記相成度申請候也

社　員

東京市×區×町×番地

取締役　×　某　㊞

東京市×區×町×番地

取締役　×　某　㊞

昭和×年×月×日

東京市×區×町×番地
申請人　××株式會社
東京市×區×町×番地
取締役　×　某㊞

東京區裁判所御中

登錄稅　社債又ハ第二回以後ノ社債拂込商法第二百四條ノ拂込アリタル日（賣出ノ方法ニ依リ發行シタル場合ハ賣出滿了ノ日）ヨリ最終ノ償還期限ニ至ル期間

一年以下ノモノ每回拂込金額　千分ノ一
同三年以下ノモノ每回拂込金額　千分ノ二
同三年ヲ超ユルモノ每回拂込金額　千分ノ三

社債償還公告　書式實例二百四十七

社債償還公告

當社第×回社債（×分利附）總額金×百萬圓ノ內金×萬圓也償還ノ爲メ本社監査役株式會社第一銀行××銀行立會ノ上抽籤致候處左記當選致候ニ付四月×日前記第一銀行××銀行ニ於テ債券引換ニ元利御受取被下度候也

昭和×年×月×日

××株式會社

債券買入銷却公告　書式實例二百四十八

債券買入銷却公告

第×回本社債券額面貳拾五萬圓也　自×號至×號千圓券
右昭和×年×月×日買入銷却ス

昭和×年×月×日

××株式會社

第二百五條　社債券の發行

債券は社債全額の拂込ありたる後に非ざれば之れを發行することを得ません。債券には左の事項を記載し取締役が之に署名することを要します。

一、會社の商號
二、債券の番號
三、社債の總額
四、各社債の金額
五、社債の利率
六、社債償還の方法及び期限

社債券　書式實例二百四十九（社債券）

社　債　×百圓券　×枚（番號列

表面

××株式會社債券
い第××號
金五百圓也

一、社債ノ總額　金×萬圓也
一、各社債ノ金額　金×圓也
一、社債ノ利率　年七分
一、償還方法　三ケ年据置後五ケ年間ニ年金×萬圓宛抽籤ニ依リ償還ス

右商法及ヒ定疑ノ規定ヲ遵守シ××株式會社ノ社債券トシテ此券ヲ交附ス

昭和×年×月×日

××株式會社
取締役社長　×　某㊞

裏面ハ株券ニ準スルモノナリ

第二百六條 記名社債の移轉と對抗要件

記名社債の移轉は取得者の氏名住所を社債原簿に記載し、且つ其の氏名を債券に記載するに非ざれば、之を以て會社其他の第三者に對抗することを得ないのであります。

第二百七條 社債券所有者の記名又は無記名式變更請求權

社債原簿については第百七十三條を參照せられ度し。

社債券の所有者は全額を拂込んだ後に於ては其の債券が記名式なるときは之れを無記名式に爲すことを得るのであります。又何時にても無記名式を記名式に改めることを得ます。この點では第百五十五條の規定が準用されるのであります。

社債讓渡ニ付社債原簿及債券ニ記載請求書

書式實例二百五十（社債讓渡ニ付社債原簿及債券ニ記載請求書）

請求書

一、××株式會社社債い第×號金五百圓也

昭和×年×月×日東京市×區×町×番地×某ニ讓渡致シ候間社債原簿及ヒ債券ニ其旨御記載相成度此段請求候也

昭和×年×月×日

東京市×區×町×番地
讓渡人　×　某㊞
東京市×區×町×番地
讓受人　×　某㊞

××株式會社取締役　×　某殿

記名債券ヲ無記名式ニ變更請求書

書式實例二百五十一（記名債券ヲ無記名式ニ變更請求書）

請求書

社債

一、××株式會社社債第×號金五百圓也
右社債金額全部拂込ヲ了シタルヲ以テ債券ヲ無記名式ニ變更相成度此段請求候也
昭和×年×月×日

××株式會社取締役　×　某　殿

社債權者　×　某　㊞

擔保附社債

擔保附社債を發行するには會社自身が之れを發行するものとすれば其の法律關係が錯雜して到底實行出來ません。故に會社自身は第三者の立場に立ち中間者を置いて單に會社は委託者となり委託者と受託者との間に於て信託契約を爲し、受託人は擔保を取得し社債權者の爲めに之れを保存し以て社債權者を保護するのであります。(擔保附社債信託法一八條乃至二一條六八條乃至七三條)其種類は動產質、證書ある債權質、不動產抵當、船舶抵當、鐵道抵當、軌道抵當、工場抵當、鑛業抵當、輕便鐵道抵當の九種に限るものであります。(同上第四條)又社債の發行も受託人に於て契約に因り社債の總額を引受け、更に之れを公衆に對して發行するものであります。(同法第二十五條三十三條)

擔保附社債募集公告書式實例二百五十二

擔保附社債募集公告

今般當會社ニ於テ物上擔保附社債發行致候ニ付御希望ノ方ハ左記××銀行本支店並ニ取扱店ヘ御申込被度候也

一、委託會社　××株式會社
一、受託會社　株式會社××銀行
一、社債總額　×百萬圓
一、各社債の金額　百圓、五百圓、千圓ノ三種ニシテ利札付無記名式トス
一、發行價格　額面百圓ニ付九十八圓
一、利率　年七分
一、償還方法　昭和×年×月×日ヨリ向フ三ケ年据置其以降五ケ年內ニ隨時金額ヲ定メ抽籤ノ方法ニヨリ償還ス
一、利子支拂ノ方法及期限　毎年×月×日×月×日ノ二回ニ前六ケ月分ヲ利札引換ニ支拂フ但シ發行及ヒ償還ノ場合ニ於テハ六ケ月未滿ノ月數アルトキハ月割一ケ月未滿ノ日數アルトキハ日割ヲ以テ計算ス
一、元利金支拂場所　株式會社××銀行本支店
一、擔保　本社債ハ物上擔保附社債ニシテ××電車線路軌道ニ屬スル一切ノ設備ヲ以テ組織セル軌道財團ヲ順位第一番ノ抵當トス
一、信託證書　本社債ノ發行ニ付本社ハ昭和×年×月×日株式會社日本興業銀行ト信託契約ヲ締結セリ
一、未償還社債金額　金×圓也

社債

一、資　本　金　金×萬圓（內金×圓拂込濟）
一、現存財産額　金×圓（昭和×年×月×日現在ノ貸借對照表ニ據ル）
一、信託證書閲覽場所及時間　日曜其他ノ休日ヲ除キ毎日午前九時ヨリ午後四時ノ間本社及ヒ株式會社日本興業銀行本支店
一、申込期間　昭和×年×月×日ヨリ×月×日迄
一、申込證據金　額面百圓ニツキ金三圓（募入ノ上ハ拂込金ニ振替フ）
一、募入方法　申込順ニヨリ募入ス
一、拂込期限　昭和×年×月×日限リ拂込期限內ニ拂込ナキトキハ申込ヲ無效トシ既ニ拂込ミタル證據金ヲ返還セス

取扱銀行　東京市×區×町×番地　株式會社×××銀行

取扱店　株式會社××銀行　株式會社××銀行　合資會社××商會

第二百七條ノ二　通知催告

會社の社債權者に對する通知又は催告は社債原簿に記載した社債權者の住所又は其者が會社に通知した住所に宛つるを以て足ります。其の通知催告は通常到達すべかりし時に到達したものと看做す。（第百七十二條ノ二準用）

第七　定欵の變更

定欵の變更と其法則

例に依り商法第二編第四章株式會社第六節定欵の變更の規定を列擧します。

第二百八條　定欵ハ株主總會ノ決議ニ依リテノミ之ヲ變更スルコトヲ得
定欵ノ變更ニ關スル議案ノ要領ハ第百五十六條ニ定メタル通知及ヒ公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百九條　定欵ノ變更ハ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當タル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ決ス但シ第百六十一條第二項ノ規定ニ依リテ株券ヲ供託セサル者ハ總株主ノ員數ニ之ヲ算入セス
前項ニ定メタル員數ノ株主カ出席セサルトキハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各株主ニ對シテ其假決議ノ趣旨ノ通知ヲ發シ且無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其趣旨ヲ公告シ更ニ一ケ月內ニ第二回ノ株主總會ヲ招集スルコトヲ要ス

第二回ノ株主總會ニ於テハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ノ認否ヲ決ス前二項ノ規定ハ會社ノ目的タル事業ヲ變更スル場合ニハ之ヲ適用セス

第二百十條　會社ノ資本ハ株金全額拂込ノ後ニ非サレハ之ヲ增加スルコトヲ得ス

第二百十一條　會社ハ其ノ資本ヲ增加スル場合ニ限リ優先株ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其旨ヲ定欵ニ記載スルコトヲ要ス

第二百十二條　會社カ優先株ヲ發行シタル場合ニ於テ定欵ノ變更カ優先株主ニ損害ヲ及ホスヘキトキハ株主

總會ノ決議ノ外優先株主ノ總會ノ決議アルコトヲ要ス

優先株主ノ總會ニハ株主總會ニ關スル規定ヲ準用ス

第二百十二條ノ二　會社カ其資本ヲ增加スル場合ニ於テ金錢以外ノ財產ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス者アルトキハ其者其財產ノ種類價格及ヒ之ニ對シテ與フル株式ノ數ハ資本增加ノ決議ト同時ニ之ヲ決議スルコトヲ要ス

第二百十二條ノ三　株式申込證ハ取締役之ヲ作リ之レニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一、會社ノ商號

二、增加スヘキ資本ノ總額

三、資本增加ノ決議ノ年月日

四、第一回拂込ノ金額

五、額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ其各種ノ株式ノ數

六、前條ノ規定ニ依リテ決議シタル事項

七、優先株ヲ發行スル場合ニ於テハ其ノ種類及ヒ其各種ノ株式ノ數

八、一定ノ時期マテニ資本增加ノ登記ヲ爲サルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ヘキコト

數種ノ優先株ヲ發行スル場合ニ於テハ株式申込人ハ株式申込證ニ其引受クヘキ株式ノ種類及ヒ各種ノ株式數ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百十三條　會社カ其資本ヲ增加シタル場合ニ於テハ其旨

役ハ遲滯ナク株主總會ヲ招集シテ之ニ新株ノ募集ニ關スル事項ヲ報告スルコトヲ要ス

第二百十四條　監査役ハ左ニ揭ケタル事項ヲ調査シ之ヲ株主總會ニ報告スルコトヲ要ス

一、新株總數ノ引受アリタルヤ否ヤ

二、各株式ニ付キ第百二十九條ノ拂込アリタルヤ否ヤ

株主總會ハ前項ノ調査及ヒ報告ヲ爲サシムル爲メ特ニ檢査役ヲ選任スルコトヲ得

第二百十五條　削除

第二百十六條　引受ケナキ株式又ハ第百二十九條ノ拂込ノ未濟ナル株式アルトキハ取締役ハ連帶シテ其株式ヲ引受ケ又ハ其拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ株式ノ申込カ取消サレタルトキ亦同シ

第二百十七條　會社ハ第二百十三條ノ規定ニ依リテ招集シタル株主總會終結ノ日ヨリ二週間內ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一、增加シタル資本ノ總額

二、資本增加ノ決議ノ年月日

三、各新株ニ付拂込ミタル株金額

四、優先株ヲ發行シタルトキハ其種類及ヒ其ノ各種ノ株式ノ數

第五十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スマテハ新株券ノ發行及ヒ新株ノ讓渡又ハ其豫約ヲ爲スコトヲ得ス

定款の變更

第二百十八條　新株ヲ發行シタルトキハ前條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル年月日ヲ株券ニ記載スルコトヲ要ス

優先株ヲ發行シタルトキハ其株主ノ權利ヲ株券ニ記載スルコトヲ要ス

第二百十九條　第百二十六條第一項第三項第百二十六條ノ二乃至第百三十條第百四十二條及ヒ第百四十七條第二項ノ規定ハ新株發行ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十條　株主總會ニ於テ資本減少ノ決議ヲ爲ストキハ同時ニ其減少ノ方法ヲ決議スルコトヲ要ス

第七十八條乃至第八十條ノ規定ハ資本減少ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十條ノ二　資本減少ノ爲メ株式ヲ併合スヘキ場合ニ於テハ會社ハ株主ニ對シ一定ノ期間內ニ株券ヲ會社ニ提供スヘキ旨及ヒ其期間內ニ之ヲ提供セサルトキハ株主ノ權利ヲ失フヘキ旨ヲ通知スルコトヲ得但其期間ハ三ケ月ヲ下ルコトヲ得ス

第二百二十條ノ三　會社カ前條ニ定メタル手續ヲ踐ミタルモ株主カ株券ヲ提供セサルトキハ其權利ヲ失フ株主カ株券ヲ提供シタル場合ニ於テ併合ニ適セサル株アルトキハ其株ニ付キ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ會社ハ新ニ發行シタル株式ヲ競賣シ且ツ株數ニ應シテ其代金ヲ從前ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス

第二百二十條ノ四　第百五十條第三項及ヒ第百五十三條ノ二ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百二十條ノ五　株式併合ノ場合ニ於テ從前ノ株式ヲ目的トスル質權ハ併合ニ因リテ株主カ受クヘキ株式及ヒ金錢ノ上ニ存在ス

第二百八條　定款の變更

定款は株主總會の決議に依つてのみ變更することが出來ます。

定款の變更に關する議案の要項は第百五十六條に定めた通知及び公告に之を記載することを要します。

定款の變更は總會の決議に依つてのみ變更することを得るのでありますから、取締役或は監査役の權限を以てしても變更することは出來ないのであります。又は株主全員の決議を以て定款變更を他の機關に任すことも出來ないのであります。變更事項を株主に通知又は公告すれば宜しいのであります。唯其の要領を通知又は公告する場合にはその變更全文を揭げる必要はないのであります。

定款變更決議書

書式實例二百五十三

定款變更決議書

昭和×年×月×日本社ニ招集セラレタル××株式會社ノ定時（又ハ臨時）株主總會ニ於テ總株主×名資本總額金×圓中人員×名資本ニ對スル金額×圓ノ株主即チ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當タル株主出席シ（別ニ出席株主ノ氏名株金額ヲ列記スルモ可也）其ノ議決權何箇ニ對スル何箇即チ過半數ヲ以テ定款改正ニ關シ左ノ通リ決議ス

決　議　書

昭和×年×月×日東京市×區×町×番地××倶樂部ニ於テ開會セル定時（又ハ臨時）株主總會ニ於テ株主四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ定款變更ニ關シ左ノ通リ決議ス

××株式會社定款中左ノ通リ變更ス

第×條ヲ左ノ通リ改ム

定款の變更

取締役五名トアルヲ取締役十名トス

第×條ニ左ノ一項ヲ加フ

××

第×條第×項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ××ノ下ヲ△△ト改ム

×××

第×條ヲ削除ス

右決議ヲ明確ナラシムル爲メ定欵第×條ニ依リ出席株主二名署名捺印ス

昭和×年×月×日

	××	株式會社
議長	×	某㊞
出席株主	×	某㊞
同	×	某㊞

第百五十六條參照

判例

七二三、定欵ト云フ書面ノ更正

一三四五、大阪地方　定欵ノ變更ハ定欵ナル書面其モノノ變更ニアラスシテ苟クモ適法ニ定欵ノ規定ヲ變更シタル以上敢テ書面上ノ記載ヲ俟タサルモノナリ（大正六年ワ一四五號同年五月二二日判決）

一三四六、大審院　會社設立後ニ於テ會社ト社員及ヒ社員相互間ノ關係ニ於テ定欵事項ノ變更ハ總社員ノ同意ヲ以テ直チニ其效力ヲ生シ定欵ナル書面自體ノ更正ヲ必要トスルモノニアラス（大正五年オ三五〇號同年一〇月一四日判決）

一三四七、大阪控訴　定欵ノ變更ハ定欵ナル書面自體ノ更正ヲ要セス發起人全員ノ合意ノミヲ以テ直チニ其效力ヲ生スルモノナリトス（大正五年ネ三四五號同七年二月二一日判決）

一三四八、同上　株式會社ノ設立ニ關スル發起行爲ニツキ一旦定メタル定欵中ノ事項ヲ發起人合意ノ上變更スルコトヲ得サルカ如キ法規ノ存セサルヲ以テ其定欵ハ發起人ノ合意ニ依リ之ヲ變更シ得ルモノトス（大正五年同上判決）

七二四、定欵變更ト登記

一三四九、大阪地方　定欵ノ變更ハ必スシモ常ニ登記事項ノ變更ヲ伴ハサルモノナルカ故ニ定欵ノ變更ハ書面ノ更正又ハ登記ナキ限リ其效ナシト云フハ誤レリ（大正六年ワ一四五號同年五月二二日判決）

七二五、定欵變更ト株主總會

一三五〇、東京地方　株主總會ノ決議ヲ以テ支店ノ廢止ヲ取締役及監査役ノ決議ニ任シタリトスルモ是レ即チ定欵ノ變更ヲ株主總會ノ決議以外ノ方法ニ依ルコトヲ定メタルモノナルヲ以テ其決議ハ無效ニシテ隨ツテ取締役及監査役カ該決議ニ基キ支店ノ廢止ヲ決議シタリトスルモ其效力ヲ生スヘキモノニ非ス（明治四一年リ四二號同年四月九日判決）

第二百九條　定欵變更と假決議

定欵の變更は總株主の半數以上にして資本の半額以上に當たる株主出席し其の議決權の過半數を以て之を決す但第百六十一條第二項の規定に依りて無記名式の株式を有する株主が會日より一週間前に之れを供託せざるときは總株主の員數に之れを算入致しません。

前項に定めた員數の株主が出席しなかつた時は出席株主は其の議決權の過半數を以て假決議を爲すことを得ます。この場合に於ては各株主に對して其の假決議の趣旨の通知を發し且つ無記名式の株券を發行したる時は

其の趣旨を公告し更に一ヶ月以内に第二回の株主總會を招集することを要します。
第二回の株主總會では出席した株主の議決權の過半數を以て假決議の認否を決するのであります。
前二項の規定は會社の目的たる事業を變更する場合には之れを適用致しません。

株主總會假決議

書式實例二百五十四 株主總會假決議

假　決　議

昭和×年×月×日當社定款變更ノ爲メ本社ニ招集シタル定時（又ハ臨時）株主總會ニ於テハ出席株主×名ニシテ其資本ニ對スル金額×圓ニ過キスシテ總株主ノ半數以下ニシテ資本ノ半額ニ滿タス因リテ已ムヲ得ス出席株主ノ議決權×箇ニ對スル何箇ノ過半數ヲ以テ左ノ假決議ヲ爲シタリ

定款第×條中××トアルヲ××ト變更ス

右決議ヲ證スル爲メ定疑第×條ニヨリ議長及出席株主二名署名捺印ス

昭和×年×月×日

議　長　×　某　㊞
出席株主　×　某　㊞
同　×　某　㊞

株主總會假決議ノ通知及第二回總會ノ通知書

書式實例二百五十五 （株主總會假決議ノ通知及ヒ第二回總會ノ通知書）

假決議ノ通知書

昭和×年×月×日當社定款變更ノ爲メ定時（又ハ臨時）株主總會ヲ本社ニ開催シタル所出席株主×名其資本ニ對スル金額×圓ニ過キス總株主ノ半數以下ニシテ資本ノ半額ニ滿タサリシモ出席株主ノ議決權×箇中×箇ニ對スル×箇即過半數ヲ以テ左ノ假決議ヲ爲シタリ

一、定款第×條中××ヲ××ト變更ス

依リテ更ニ右假決議ノ認否ヲ決スル爲メ昭和×年×月×日午前×時本社ニ於テ第二回ノ株主總會ヲ招集致候卽チ玆ニ定款第×條（又ハ商法第二百九條）ニ依リ右假決議ノ趣旨及ヒ第二回總會招集ノ及通知候也

昭和×年×月×日

東京市×區×町×番地
××株式會社
取締役社長　×　某　㊞

株主　×　某　殿

假決議公告

書式實例二百五十六 （假決議公告）

公　告

××株式會社定款變更ノ件ニツキ昭和×年×月×日本社ニ招集セラレタル定時（又ハ臨時）株主總會ハ出席株主及ヒ其ノ資本ニ對スル金額ニ於テ定數ヲ缺キタルニ付出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲シタリ因リテ昭和×年×月×日右假決議ノ認否ヲ決スル爲メ第二回株主總會開催可仕候條會日ヨリ一週間以前ニ其株券ヲ會社ニ供託セラレ度此段公告ス

昭和×年×月×日

定款の變更

判例

七二六、出席株主定足數不足ノ總會ニ於ケル決議ノ效力

二三一、大審院　商法カ株主總會ノ決議ニ付テハ原則トシテ出席株主ノ定足數ヲ定メス單ニ出席シタル株主ノ決議權ノ過半數ヲ以テ決議シ得ル旨規定スルニ拘ラス會社ノ解散其他二三ノ重要事項ニ限リ特ニ第二〇九條ニ於テ出席株主ノ定足數ヲ定メタル點ニ依リ之ヲ觀レハ此等事項ノ決議ヲ爲スニハ絕對ニ第二〇九條ノ定足數ノ株主ノ出席ヲ必要トシ普通決議ノ方法ニ依ルコトヲ許ササルモノト解スヘキヲ以テ會社解散ニ關スル規定ハ所謂强行規定ニシテ右定足數ノ株主出席シテ之ヲ爲スニ非サレハ會社解散ノ株主總會ノ決議ハ成立セサルモノト認ムルヲ相當トス（大正九年ォ九五一號同一〇年七月二七日判決）

二三二、東京地方　商法第二二二條第二〇九條ノ規定ハ定款ノ變更若クハ會社解散ノ如キ會社並ニ株主ノ利害ニ加重ナル關係ヲ及ホスヘキ決議ニアリテハ特ニ之カ方法ヲ愼重ナラシムル必要アリトシ其趣旨ニ合セン爲メ特別ナル決議方法ヲ定メタルモノト解スヘク從ッテ同條ニ違反シテ爲サレタル決議ト雖モ決議トシテ全然存在セサルモノ若クハ當然無效ナルモノト爲スヘキニ非ス只株主ハ商法第一六三條ノ規定ニ從ヒテ之カ無效ノ宣言ヲ求メ得ヘシト雖モ同條ニヨリテ之ヲ爭フモノナキニ於テハ決議自體ニツキ無效ノ原因存在セサル限リ法律ハ之ヲ有效ニ存續セシムルノ趣旨ナリト解セサルヘカラサルモノトス（大正九年二一六七號同年二月一二日判決）

第二百十條　資本の增加（增資）

會社の資本は株金全額拂込の後に非ざれば之を增加することを得ません。資本の增加とは俗に謂ふ增資であります。增資は玆に本條の規定無しとすれば株金全額の拂込が完了せざるに拘らず資本を增加することを得る結果となります。會社は拂込の未濟な株金を拂込ませて事業に必要な資本を得るの途を講ぜないでどん〳〵增資が出來るとすれば爲めに會社は資本のみを增加し其の基礎を危くするのであります。又屢々之を濫用する時は却つて種々の弊害を生ずるのでありますから本條を設けて株金全額拂込以前の資本增加を禁じたのであります。

七二七、資本增加ノ決議

判例

三三三、大審院　商法二一六條ヲ以テ引受ナキ株式又ハ第一二九條ノ拂込未濟ナル株式アルトキハ取締役連帶シテ其株式ヲ引受ケ又ハ拂込ヲ爲スヘキ義務ヲ負フト規定シタル所以ハ增資決議カ適法ニ成立シタルニ拘ラス後ニ至リ引受ナキ株式又ハ第一二九條ノ拂込未濟ナル株式アリテ增加カ法律ニ違反シ無效ニ歸スヘキモノトスルハ實際上不便ナルニ鑑ミ取締役ヲシテ當然其新株ヲ引受ケ又ハ其拂込ヲ爲サシメ是ニヨリテ增資決議ノ實行ヲ完カラシムルニ在リト解スヘキモノナレハ增資決議カ全ク存在セサルカ又ハ決議アリトスルモ絕對無效ナル場合ニ於テハ實行スヘキ基本ノ決議ナキヲ以テ引受又ハ拂込ノ義務アルヘキ理ナク從ッテ取締役ハ同條ニ依ル引受又ハ拂込ノ義務ヲ負フヘキモノニ非サルノミナラス又此場合ニ於テハ引受又ハ拂込ナシトスルモ其引受若クハ拂込ヲ爲サシムヘキ義務ニ違反シタルモノニ非ス（大正一〇年ォ四〇五號同年九月二八日判決）

三三四、長崎控訴　株主總會ノ決議カ全然存在セス若クハ當然且ツ絕對無效ニシテ全然增資ノ事實ナキ時ハ之ヲ前提トスル新株式引受モ當然無效ニシテ會社ハ其引受株式ニ付株金拂込ニ關スル權利ヲ取得スルコトナキモノトス（大正九年ア七四號同一〇年二月二四日判決）

三三五、東京地方　商法ニ所謂資本增加ノ決議ハ將來ニ於テ資本ヲ增加センコトノ決議タルト同時ニ將來資本ノ現實ニ增加セラルルコトヲ條件トシテ定款ヲ變更スルコトノ決議タル意義ヲ有スルモノト謂ハサルヘカラス（大正四

年ヲ八六四號同年一一月二〇日判決）

七二八、資本增加ノ方法ノ決議

三五六、東京地方　商法ニ所謂資本增加ノ決議ハ何等當面ニ會社組織ニ變更ヲ生セシメサルモノトセハ此ノ決議ハ資本增加遂行ノ方法ニ關スル決議トハ自ラ別個ノ存在ヲ有スルモノト謂フヘク是レノ無效ハ直チニ彼ノ無效ヲ來スコトナク又特ニ規定ナキ限リ兩者同時ニ爲サレサルヘカラサル理ナキカ故ニ一旦彼ヲ決議シ後之ヲ決議スルヲ妨ケス（大正四年ヲ八六四號同年一一月二〇日判決）

三七、大阪地方　資本增加ノ決議其ノモノト資本增加ノ方法タル株式ノ額面以上ノ發行ヲ爲ス旨ノ決議トハ全然別個ノモノニ非サルカ故ニ縱シヤ原始定款ニ株式ノ額面以上ノ發行ニツキ何等記載ナク資本增加ノ決議ニ依リ之カ發行ヲ爲ス場合ナリト雖モ之レヲ目シテ定款變更ノ場合ニ該當セサルモノト謂フコトヲ得ス（大正六年ヲ一四五號同年五月二二日判決）

七二九、未拂込株金ト增資ノ無效

三八、大審院　商法第二一〇條ニ於テ會社ノ資本ハ株金全額拂込ノ後ニ非サレハ之ヲ增加スルコトヲ得スト規定シタルハ專ラ公益上ノ理由ニ基クモノニシテ同條ハ强行規定ナリト解スヘキカ故ニ同條ニ違反スル資本ノ增加ハ法律上當然無效ニシテ未拂込ノ株金存スルニ拘ラス株金全部拂込濟ナルカ如ク裝ヒ資本增加ノ決議ヲ爲シ增資登記ヲ經テ新株ヲ發行スルモ是等ノ行爲ハ總テ無效ナルモノトス（大正一一年オ二八〇號同年一〇月一四日判決）

七三〇、資本增加ト株主ノ一致

三九、東京地方　總株主ノ一致ナキ限リ資本增加ニ依リテ各株式ノ金額ヲ增加セシメ從前株主ニ負擔ヲ負ハシムルコトヲ得ス（大正四年ヲ八六四號同年一一月二〇日判決）

七三一、新株主募集

四〇、大審院　株式會社ノ株主總會ニ於テ增資決議ヲ爲シタルトキハ取締役ハ新株ノ募集ヲ爲シ逐次新株總數ノ引受及ヒ各株式ニツキ商法第一二九條ノ拂込ヲ爲サシメサル可カラサルモノトス（大正一〇年オ四〇五號同年九月二八日判決）

第二百十一條　優先株

會社は其の資本を增加する場合に限り優先株を發行することを得ます。この場合に於ては其の旨を定款に記載する必要があります。

株式會社に於ては株主の地位は平等でありますが、優先株の株主は會社に對して利益の配當について將た又殘餘の財産の分配等に就いて普通株主よりも有利なる特權を持つものであります。優先株發行については會社株主其の債權者に對しては重大なる關係がありますから定款に記載するのであります。又資本增加の場合のみに許されるのであります。然れ共優先株も一種の株式であります、社債とは別なものであります。

第二百十二條　優先株主に損害を及ぼす定款變更と優先株主の總會

會社が優先株を發行した場合に於て定款の變更が優先株主に損害を及ぼすべき時は株主總會の決議の外優先株主總會の決議あることを要します。優先株主總會には株主總會の規定を準用致します。

第二百十二條ノ二　資本增加と現物出資

會社が其の資本を增加する場合に於いて金錢以外の財産を以て出資の目的と爲す者ある時は其者、其財産の種類價格及び之に對して與ふる株式の數は資本增加の決議と同時に之を決議することを要するのであります。即ちこの事項は株主總會に於て決する以前に資本增加の決議と同時に決議して置きまして後日の紛爭を省き且つ手數を略したものであります。

七三二、會社ニ對スル債權ト新株拂込金トノ相殺ハ無效ナリ

二六一、大審院　物的出資ヲ爲スノ約束ヲ以テ增資株式ヲ引受ケタルニ非スシテ物的出資ヲ爲スト同一ノ結果ヲ惹起スヘキ契約ハ商法カ特ニ物的出資ニ付嚴重ナル規定ヲ設ケタル趣旨ニ反スルヲ以テ無效ナリトス（明治四四年オ二八一號同四五年二月五日判決）

第二百十二條ノ三　株式申込證

株式申込證は取締役が之を作り之に左の事項を記載するのであります。

定款の變更

一、會社の商號
二、增加すべき資本の總額
三、資本增加の決議の年月日
四、第一回拂込の金額
五、額面以上の價額を以て株式を發行する場合には其旨を記載す
六、現物出資ある場合には其の決議事項
七、優先株を發行する場合に於ては其の種類及び各種の株式の數
八、一定の時期迄に資本增加の登記を爲さざるときは株式の申込を取消すことを得べきこと
數種の優先株を發行する場合に於ては株式申込人は株式申込證に其引受くべき株式の種類及び各種の株式の數を記載することを要します。

資本增加ノ場合ニ於ケル株式申込證

書式實例二百五十七（資本增加の場合に於ける株式申込證）

××株式會社資本增加ノ株式申込證

一、會社ノ商號　××株式會社
二、增加スヘキ資本ノ總額　×十萬圓也
三、資本增加ノ決議ノ年月日　昭和×年×月×日
四、第一回拂込金額　金×十圓也
五、額面超過金　金×圓也
六、現物出資者×某、財産ノ種類、勞務、價額壹萬圓之ニ對シテ與フル株式數×株
七、當會社ハ左ノ種類ノ優先株ヲ發行ス
每配當期ニ於テ金×圓普通株ヨリ多ク配當シ配當額ハ普通配當ニ優先ス其株式ノ數×株
八、昭和×年×月×日迄ニ資本增加ノ登記ヲ爲サルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得
右××株式會社資本增加ニ付キ商法第二百十二條ノ三ノ規定ニ依リ之ヲ作成ス株式ノ申込ヲ爲サントスル者ハ此證二通ニ其引受クヘキ株式ノ種類及ヒ各種ノ株式ノ數ヲ記載シ署名セラルヘシ

昭和×年×月×日

××株式會社取締役　×　某
同　×　某
同　×　某

前記各項ヲ承諾ノ上左ノ通リ引受此段申込候也

引受クヘキ株式ノ種類及ヒ引受金額
（一）××優先株式　×株　引受金額一株ニ付　金×圓
（二）普通株式　×株　同　金×圓

昭和×年×月×日

東京市×區×町×番地
株式引受人　×　某　㊞

定款の變更

判例

一三六二、東京地方　株式申込者ニ優先權付與ノ條件ナリシニ係ラス株式申込證ニ其旨ノ記載ヲ欠キタルトキハ商法二一二條ノ三ノ規定ニ反シ其申込ハ效力ヲ生セサルモノトス（大正八年ワ一一五六號同九年二月二七日判決）

第二百十三條　新株第一回拂込

會社が其の資本を增加したる場合に於て各株式につき總株式の引受及び拂込ありたる時は取締役は遲滯なく株主總會を招集して之れに新株の募集に關する事項を報告することを要します。（第百三十一條參照）

判例

一三六三、大審院　株式會社ノ株主總會ニ於テ增資決議ヲ爲シタルトキハ取締役ハ新株ノ募集ヲ爲シ遂次新株總數ノ引受及ヒ各新株ニ付キ商法第一二九條ノ拂込ヲ爲サシメサルヘカラサルモノトス（大正一〇年オ四〇五號同年九月二八日判決）

七三四、新株第一回拂込ト取締役ノ義務

一三六四、行政裁判　額面超過額ハ營業上ヨリ生スル利益ト同シク會社ニ於テ株主ニ配當スル等自由ニ之ヲ處分スルヲ得ヘク何等資本ニ關スル制限規定ノ適用ヲ受クルコトナキモノトス（大正八年六五號同九年三月一二日判決）

七三五、額面超過額ノ性質

第二百十四條　監査役の調査報告義務

監査役は左の事項を調査し之れを株主總會に報告することを要します。

一、新株總數の引受ありたるや否や

二、各株式につき第百二十九條の拂込が完全に爲されたるや否や

株主總會は前項の調査及び報告を爲さしむる爲め特に檢査役を選任することを得、この場合檢査役を選任するのは例へば財物出資の如き場合に監査役の調査報告を信用しない樣な時は特に檢査役を選ぶのであります。

削除

第二百十五條　取締役の引受及び拂込の責任

引受のない株式又は引受あるも拂込なき（第百二十九條）株式のあるときは取締役は連帶して其の株式を引受け又は其拂込を爲す義務を負ふのであります株式の申込が取消されたときも同樣であります。

第二百十七條　資本增加の登記

會社は第二百十三條の規定に依りて招集した株主總會終結の日から二週間以內に本店及び支店の所在地に於て左の事項を登記するのであります。

一、增加した資本の總額

二、資本增加の決議の年月日

三、各新株に付き拂込みたる株金額

四、優先株を發行したときは其の種類及び各種の株式の數

第五十三條に揭げた事項（一）目的（二）商號（三）取締役、監査役の氏名住所（四）本店及び支店（五）設立の年月日（六）存立時期又は解散の事由を定めた時は其の時期又は事由（七）社員の出資の種類價格（八）代表取締役（九）數人の取締役共同して、又は取締役が支配人と共同して會社を代表することを定めた時は其の氏名、この各項に變動のあつた時は二週間內に登記するのであります。

本店の所在地に於て登記を爲すまでは新株券を發行したり、新株を讓渡したり、又は其れを讓渡する豫約をすることを得ないのであります。

資本增加ニ付登記申請

書式實例二百五十八

資本增加ニ付キ登記申請

定款の變更

一、商　　號　××株式會社
一、本　　店　東京市×區×町×番地
一、登記ノ目的　資本增加ノ登記
一、登記ノ事由　株主總會ニ於テ資本金×萬圓ヲ增加スルコトヲ決議シ株式ヲ募集シ第一回ノ拂込ヲ完了シタルニ付昭和××年×月×日株主總會ニ於テ監査役（又ハ檢査役）ハ商法第二百十四條ノ事項ヲ調査シ之レカ報告ヲ爲シテ株主總會終結シタルニ依リ左記事項ノ登記ヲ求ム

一、增加シタル資本ノ總額　金×萬圓也
一、資本增加ノ決議ノ年月日　昭和×年×月×日
一、各新株ニ付拂込ミタル株金額　金十二圓五十錢也
一、課稅標準價格　金×萬圓也
一、登錄稅　金×圓也（拂込價格卽課稅標準價格千分ノ五）

添付書類

一、株式申込證　一冊
一、拂込領收證　一冊
一、新株主名簿　一冊
一、商法第二百十四條ニ依リ監査役又ハ檢査役ノ調査報告書及ヒ其ノ附屬書類　一冊
一、資本增加ニ關スル株主總會ノ決議書　一通

右登記相成度申請候也

昭和×年×月×日

東京區裁判所御中

東京市×區×町×番地
申請人　××株式會社
東京市×區×町×番地
取締役　×　某㊞
東京市×區×町×番地
取締役　×　某㊞
東京市×區×町×番地
取締役　×　某㊞

判例

三六五、大審院　資本增加ノ登記及ヒ取締役監査役ノ改選登記ヲ申請スル者ハ取締役ノ委任狀ヲ明確ナラシメ又監査役ノ人違ナキコトヲ證スル爲メ印鑑證明書ヲ提出セサルヘカラサルモノナレハ資本增加取締役監査役選任ノ決議アリタル日ヨリ二週間內ニ取締役ノ印章明確ナル委任狀及ヒ監査役ノ印鑑證明書ヲ添付シタル完全ナル登記申請書ヲ提出セサリシ以上ハ商法第一四一條第二項第五三條ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルモノト解ス

七三六、登記申請書ノ不備ト登記ノ懈怠

ノト謂フヘキモノトス（大正九年ク九八號同年八月九日判決）

三六六、東京控訴　甲株式會社ノ取締役カ大正五年二月二八日本店所在地ヲ管轄スル登記所ニ資本增加ニ關スル登記ヲ結了シ其翌二十九日ハ日曜日ナリシ爲メ右取締役ハ法定期間内ナル三月一日中支店所在地ヲ管轄スル乙裁判所ニ本店ヲ管轄スル登記所ノ登記簿原本ヲ添付シテ申請書ヲ提出シタル處鑑査役ノ印鑑證明書ヲ欠如セシ爲メ下戻シトナリタルニヨリ成ルヘク敏速ニ適法ナル登記ノ手續ヲ履行センカ爲メ本店ニ對シ電報ヲ以テ印鑑證明書ノ送附ヲ求メ其送附ヲ得テ二週間ノ法定期間ヲ經過シタル翌日ナル同年三月三日右登記ノ申請ヲ爲シタルモノナルトキハ最初ノ法定期間内ニ提出シタル登記申請書ニ不備ノ點アリタルカ爲メ其ノ欠陷ヲ補正セントシテ遂ニ法定期間ヲ經過シタルニ基因スルモノニシテ右最初ノ登記申請ヲ提出スルニ付テモ又申請書ノ不備ヲ補正センカ爲メニ爲シタル手續ニ於テモ其間右取締役ニ責ムヘキ怠慢存セサルモノトス（大正九年六一六號同年三月三一日判決）

三六七、大審院　新株一七五〇株ノ優先引受權ハ甲乙丙三名ニ與ヘラレタルモ先ツ甲一人ニテ之ヲ引受クルコトトシ其ノ引受ケタル新株式ハ其三分ノ一宛ヲ右三名間ニ分配スヘキ約束ナルトキハ其契約ハ共有ニ屬スル新株式ヲ共有者各自ニ分割スルニ在ルヲ以テ商法第二一七條第三項ノ登記前ニ於ケル新株ノ讓渡又ハ其ノ豫約ヲ爲スモノノ如ク投機ノ用ニ供セラレ會社資本ノ充實ヲ欠ク虞レヲ惹起スルコトナキモノトス（大正一〇年オ三四五號同年六月八日判決）

三六八、同　上　株式會社カ適法ノ手續ニ依ル株主總會ノ增資決議ヲ經テ增資ニ關スル登記ヲ本店所在地ニ於テ爲シタルトキハ有效ニ新株券ヲ發行シ得ヘク各新株ニツキ爲シタル第一回拂込カ無效ニ歸スル場合アリトスルモ之カ爲メニ適法ニ發行シタル新株券ノ無效ヲ來スヘキニ非ス（大正七年れ一一六號同年六月一八日判決）

三六九、同　上　新株ノ引受人カ新株券ノ發行セラルル以前ニ於テ第一回株金拂込領收證ニ白紙委任狀ヲ添付スルトキハ

七三七、登記前ノ讓渡又ハ豫約ニ非サル例

七三八、第一回拂込無效ト株券發行ノ效力

七三九、白紙委任狀附領收證讓渡ノ慣習

白紙委任狀附記名株券ト同樣ト看做サレ轉轉流通シ得ル慣習取引市場ニ存在シ其慣習ハ公ノ秩序善良ノ風俗ニ反シタルモノニ非サレハ有效ナリトス（大正九年オ二一八號同年四月五日判決）

三七〇、同　上　右慣習ニ依レハ第一回株金拂込領收證ニ白紙委任狀ヲ添付スルトキハ民法第二六三條ニ依リ證書ノ交付ヲ以テ質權ヲ設定シ且ツ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ヘク同法第三六四條第一項ノ規定ニ從フコトヲ要セサルモノトス（大正九年同上判決）

參照　民法第三六三條　債權ヲ以テ質權ノ目的ト爲ス場合ニ於テ其債權ノ證書アルトキハ質權ノ設定ハ其證書ノ交附ヲ爲スニ因リテ其效力ヲ生ス

民法第三六四條　指名債權ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ第四百六十七條ノ規定ニ從ヒ第三債務者ニ對抗スルコトヲ得ス

三七一、大阪控訴　新株券發行以前ノ第一回株金拂込領收證ニ其ノ宛名人名義ノ白紙委任狀ヲ添付シタルモノハ市場ニ於テハ白紙委任狀付ノ記名株式ト同樣ニ看做サレ移轉流通セラレ居ル慣習アルモノトス（大正八年ネ三〇六號同年一二月一七日判決）

第二百十八條　新株券の記載要件

新株を發行したる時は前條第一項の規定に從ひ其の登記事項の外本店所在地に於て登記したる年月日を株券に記載することを要します。

優先株を發行した時は其株主の權利を株券に記載することを要します。

株券發行については第百四十八條以下參照のこと、

第二百十九條　新株式申込の要

第百二十六條第一項の新株式の申込を爲さんとする者は株式申込證二通に其引受くべき株式の數及び住所を

記載し之れに署名すること、同條第三項の新株式が額面以上の價額を以て發行する場合には新株式申込人は株式申込證に引受價額を記載すること第百二十六條ノ二、會社の新株主に對する通知又は催告は株主名簿に記載した新株主の住所に宛つること、及び其の通知又は催告は通常到達すべかりし時に到達したものと見做すこと、第百二十七條の新株式引受人は引受株式に應じて拂込を爲す義務あること、第百二十八條の新株式發行も發行價額は券面額を下ることを得ざること、及び第一回拂込は株金四分の一以上なること、第百二十九條の新株式總數の引受あるときは取締役は遲滯なく第一回の拂込をなさしめる事、及び額面以上新株式發行の時も其の額は第一回の拂込と同時に拂込ませること、第百三十條の拂込まない引受人に對して二週間以内に拂込を催告し猶は拂込を爲さざるときは失權して更に株主を募集すること、第百四十二條株式引受人は拂込登記以後は詐欺又は强迫によつても申込取消權なきこと、第百四十七條の拂込登記以後に非ざれば株券を發行することを得ざること等は新株發行の場合に準用されますからそれ〴〵其の條文を參照する必要があります。

判例

七四〇、新株申込ノ取消

三七三、大審院　株式會社カ資本ヲ增加スル=當リ總株數ノ引受ナキ場合=於テハ會社カ議定ノ資金ヲ得ル能ハス從ツテ議定ノ目的ヲ遂スルコト能ハサル=因リ株主モ亦豫定ノ利益ヲ得ルノ望ナキ=至ルヲ以テ既=引受ヲ爲シタル株主ニ於テモ其拂込ヲ拒絶スルノ權利ヲ有スルモノトス（明治三六年オ四九號同年二月二八日判決）

七四一、本條ト第一二二條トノ關係

三七三、大阪地方　商法百二十二條ノ規定ハ之ヲ會社設立ノ場合ニノミ適用スヘキモノニシテ資本增加=因ル新株發行ノ場合ニハ之ヲ適用又ハ準用スヘキモノ非ス（大正六年ヲ一四五號同年五月二三日判決）

第二百二十條　資本減少

二七四、大阪區　株式會社カ資本增加ノ爲メ新株ヲ發行スル場合=付テハ會社設立ノ場合=於ケル商法第一二六條第一項第一二六條ノ二乃至第一三〇條ノ規定ヲ準用スルモ同一二二條ノ規定ノ準用ナキモノトス（大正六年ハ一四〇四號同年五月二二日判決）

株主總會に於て資本減少の決議を爲すときは同時に其の減少の方法を決議することを要します。

第七十八條資本減少の決議の日より二週間内に財産目錄、貸借對照表を作成すること、及び二週間以内に債權者に對して資本減少に對して異議あらば、一定の期間内に申出を公告し、且つ知れたる債權者には各別に催告すること、其の期間は二ケ月を下ることを得ない事、第七十九條債權者が異議申出なき時は承認したるものと見做し、又債權者が異議を述べた時は辨濟又は相當の擔保を供すること、第八十條知られざる債權者に對する公告知れたる債權者に對して催告せずして減資した時は、その減資は債權者に對抗することを得ない旨の規定は各々資本減少の場合に準用されるのであります。

資本減少の原因は會社が事業に失敗し損失を蒙り爲めに資本に大なる損害が生じまして會社の實際財産と定款所載の數額と合致しない場合に起るものであります。この損失を補塡するには幾多の年月を要し、從つて株主には配當することが出來ませんから會社の信用は失墜致しまして、株券は下落するの結果となります。こんな時は寧ろ資本を減少して會社の名譽を維持すると共に、株主に對して相當の配當をする方が宜しいのであります。

資本の減少の經濟上の必要は、第一は會社の營業が最初に計畫したよりも巨額の資本を必要としない場合であります。例へば會社事業の基礎である物件が割合格安に買收出來た場合の如きものであります（劇場經營の

會社が敷地を最初の計劃の時よりも安價に手に入れた場合の如し）第二は會社が事業に失敗して缺損多き場合であります。

資本減少の方法

資本減少の方法については商法に特別の規定がありませんが、(一)株金額を減ずるか、(二)株金額を減ぜずに單に株式の數のみを減ずるか、(三)兩者を併用するかの三つの方法があります。第一の株金額を減ずるの方法にも(イ)免除即ち會社の株主に對して有する債權の拋棄であります。例へば百圓株に對して五十圓拂込ある場合に未拂込金五十圓を免除し五十圓株とするが如し、(ロ)拂戻し即ち株主の拂込みたる株金額の一部を返還するのであります。例へば五十圓株に對し三十七圓五十錢既拂込の場合に十二圓五十錢を現金にて拂戻し一株二十五圓拂込濟みとするが如し、(ハ)切捨て即ち損失を株主の損失として株式面から切捨てるものであります例へば五十圓全額拂込の場合に其の內二十五圓を損失として切捨てる場合であります。第二の場合は株式の併合であります、例へば五十圓株に二十五圓を拂込んだ場合に二株を一株として全額拂込濟とするが如し。第三の場合は兩者併用の場合であります。例へば株金額五十圓を二十圓とし拾株を四株とするが如し。

資本減少ニ付株券提供通知

書式實例二百五十九　（株式會社資本減少ノ場合ニ株式併合ノ爲メ株券提供通知）

株券提供通知

昭和×年×月×日當社定時（又ハ臨時）株主總會ニ於テ資本減少ノ決議アリタルヲ以テ株式併合致スヘク候條當社株主ハ昭和×年×月×日迄ニ當社ニ株券提供相成度若シ右期間ニ株券提供ナキトキハ株主タル一切ノ權利ヲ失フノ外追而端株ハ當社ニ於テ競賣シ右ニ對スル代金ハ御返金可致候也

昭和×年×月×日

株主　×　某　殿

東京市×區×町×番地

×　×　株　式　會　社

資本減少ニ付株券提供公告

書式實例二百六十　資本減少ノ場合株式併合ノ爲メ株券提供公告

當社ハ昭和×年×月×日株主總會ニ於テ資本減少ノ決議ヲ爲シタリ因リテ右株式ヲ併合スル爲メ當社株主ハ昭和×年×月×日迄ニ當社ニ株券提供相成度若シ右期間內ニ其提供無之時ハ株主タル一切ノ權利ヲ失フ右商法第二百二十條ニヨリ公告ス

昭和×年×月×日

×　×　株　式　會　社

資本減少ニ付異議申出公告

書式實例二百六十一　（資本減少ニ付異議申出公告）

公　告

當會社ハ昭和×年×月×日株主總會ニ於テ株式ヲ消却シテ資本額ヲ金×萬圓ニ減少スルコトヲ決議シタルニ因リ會社ノ債權者ニシテ右資本減少ニ異議アル者ハ昭和×年×月×日迄ニ申出ラルヘシ若シ右期間內ニ異議ヲ述ヘサルトキハ之ヲ承認シタルモノト看做サルヘシ

右公告ス

定款の變更

昭和×年×月×日

××株式會社

株主タル權利喪失ノ公告　書式實例二百六十二（株主タル權利喪失ノ公告）

公告

當會社株主ニシテ商法第二百二十條ノ二及同條ノ三ニ依リ其權利ヲ失ヒタル者ノ氏名住所及ヒ株券ノ番號左ノ如シ

株券ノ番號自×號至×號　東京市×區×町×番地　×某

昭和×年×月×日

××株式會社

資本減少ノ登記申請　書式實例二百六十三（資本減少ノ登記申請書）

株式會社資本減少登記申請

一、商　號　××株式會社

一、本店（又ハ支店）　東京市×區×町×番地

一、登記ノ目的　資本減少ノ登記

一、登記ノ事由　昭和×年×月×日株主總會ニ於テ資本總額ノ中金×圓ヲ減少スルコトノ決議ニ因リ同年×月×日資本總額ヲ金×圓ト變更シタルニ因リ（又ハ壹株ノ金額ノ中金×圓ヲ減少スルコトノ決議ニ因リ同年×月×日資本總額ヲ金×圓壹株ノ金額金×圓各株ニツキ拂込ミタル株金額金×圓ト變更シタルニ因リ）本店（又ハ支店）所在地タル當所ニ於テ其登記ヲ求ム

一、登錄稅　貳拾圓也（資本ノ總額ノミノ變更拾圓支店ハ二圓）

一、添付書類

株主總會決議書　一通

債權者ニ異議アラハ之ヲ述フヘキ旨ヲ公告シタルコトヲ證スル書面　六通

同上知レタル債權者ニ對スル催告狀　三通

異議申述ヘタル債權者ニ對シ辨濟ヲ爲シ（又ハ擔保ヲ供シ）タルコトヲ證スル書面　五通

右登記相成度申請候也

昭和×年×月×日

東京市×區×町×番地

申請人　××株式會社

東京市×區×町×番地

取締役　×某 ㊞

（以下取締役監査役連署ノコト）

東京區裁判所御中

定款の變更

七四二、資本減少ノ意義　二三五、長崎控訴　株式會社ノ資本減少トハ株主總會ニ於テハ資本減少ノ決議ヲ債權者ニ對抗シ得ルニ至リタル事ヲ謂フニ非スシテ減資ノ手續ヲ盡シ現實資本ノ減資ヲ爲スヲ云フ（明治三九年一月一九日判決）

七四三、資本減少ノ方法ノ意義　二三六、大審院　株式會社カ資本減少ノ決議ヲ爲ストキハ同時ニ其方法ヲ議定スルコトヲ要スルモ必スシモ具體的ニ之ヲ決議スルヲ要セス範圍ヲ定メテ當務者ノ處分ニ一任スルモ違法ニアラス（明治四四年六月二一日判決）

七四四、切捨ノ例　二三七、京都地方　資本減少ノ方法ニ對シテハ商法中之ヲ制限シタル規定ナキヲ以テ苟モ法意ニ反セサル以上ハ其方法ノ如何ヲ問ハス資本減少ノ方法トシテ認メサルヲ得ス今本件抗告人カ資本減少ノ方法ヲ見ルニ一株拂込額新株ニ付テハ二十圓ヲ三十圓ニ舊株ニ付テハ五十圓ヲ六十圓ニ變更シタル點ハ聊カ異樣ノ觀アリト雖モ一件記錄中抗告會社臨時株主總會決議錄謄本ニヨレハ舊株一株五十圓ニシテ其拂込モ亦五十圓ナレハ其二株ヲ合スルトキハ其金額百圓トナルヘキヲ以テ其內金四十圓ヲ切捨テ卽チ拋棄シテ之ヲ金六十圓ノ一株ト爲シ新株一株五十圓ニ對シテ其既拂込三十四圓ニシテ二株拂込金六十圓ナルヲ以テ其內金四十圓未拂込ノ一株ト爲シタルモノニシテ結局各株主ハ從前ノ各一株ニ對シ其拂込金二十圓ヲ拋棄シタルニ過キス之カ爲メ會社ノ基礎ニ何等憂慮スヘキコトナキハ勿論ナリ（明治三六年一〇月一四日判決）

七四五、消却ノ例　二三八、大審院　資本減少ノ方法トシテ株式ヲ消却スルニ當リ縱令總會ノ決議カ新舊株主間ニ等差ヲ生スルニ至ルカ如キコトアルモ斯ル結果ヲ生スルハ敢テ法律ノ妨ケサル所ナレハ資本減少ノ方法トシテ之ヲ無效ナリトスル能ハス（明治四四年オ一六號同年六月二一日判決）

二三九、東京控訴　株式會社カ資本減少ヲ爲スニ付テハ法律上別段其方法ニ制限ナク株主總會ニ適當ノ方法ヲ以テ資本減少ノ決議ヲ爲シ得ヘキモノニシテ本件抗告銀行ニ於テハ一株五十圓總株數一萬株ノ資本ノ內二十五萬圓ヲ減少スルノ方法トシテ株數ヲ五千株ニ減少シ之カ株式ノ消却方法ハ減少シタル五千株ニ付テハ各一株ニ付テ二十五圓何レモ既拂込額中ヨリ消却スルニ在ルモノナレハ毫モ之ヲ違法ナリト云フヘカラス（明治三六年一二月二一日判決）

七四六、一部消却ノ無效　三〇、東京地方　所謂資本減少ノ決議ニ於テ消却ニ付テハ單ニ甲株主外三四名ノ株式三萬株ヲ消却シト表示セルノミニシテ其他其消却カ如何ニシテ消却セラルヘキカニ付テ不明ナルトキハ減資決議ニ付テハ資本減少ノ方法ノ完全ナル決議ナキニ歸シ該決議ハ當然無效ナリトス（大正一〇年ワ八二七號同年一〇月一九日判決）

七四七、公告方法　三八一、大審院　株式會社カ株主總會ニ於テ資本減少ノ決議ヲ爲シタルトキハ商法二二〇條第二項第七八條第二項商法施行法第三三條ニ依リ所轄裁判所カ登記事項ノ公告ヲ掲載セシムルモノトシテ豫メ選定公告シタル總テノ新聞紙上ニ公告スルコトヲ要ス（大正五年ク二六二號同年六月二七日判決）

七四八、公告催告ノ證明書添附ノ必要　三八三、同　上　株式會社カ資本減少ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テ其決議ノ日ヨリ二週間內ニ其債權者ニ對シテ爲ス異議アラハ二ケ月ヲ下ラサル一定ノ期間內ニ之ヲ述フヘキ旨ノ催告ハ元來之レヲ爲スヲ當然ノ順序ト雖モ事務多端ノ際偶若干ノ遺漏ナキヲ保スヘカラス其ノコレアル場合ニ於テ一面之ヲ以テ資本ノ減少ヲ當然無效ナリト爲ササルト共ニ一面當該債權者ニ對抗スルヲ得スト爲シタルハ畢竟成ルヘク經濟上ノ秩序ヲ擾亂セシメサル趣旨ト會社債權者ヲ保護セントスル趣旨トヲ折衷シタル已ムヲ得サルノ制度ニ外ナラス彼ノ非訟事件手續法第一九〇條第二項第一八二條第二項ニ於テ法定ノ公告催告ヲ爲シタルコトヲ證スル書面ノ添付ヲ以テ當該登記申請ノ一要件ト爲シタルハ畢竟所謂已ムヲ得サルノ狀態ヲ生スルコトヲ可及的ニ減少セントスル法意ニ外ナラサルモノトス（大正一四年ク四三九號同年七月一九日判決）

七四九、資本減少ノ登記　三八三、東京控訴　登記ヲ爲スニ非サレハ會社ハ資本減少ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得サルモノトス（明治四三年ネ六七一號判決）

第二百二十條ノ二　株式併合に關する定款の變更

資本減少の爲め株式を併合すべき場合に於ては、會社は株主に對して一定の期間內に株券を會社に提供すべ

る强制手續

き旨及び其の期間内に之を提供せざる時は株主の權利を失ふべき旨を通知する必要があります。但し其期間は三ケ月を下ることを得ません。

第二百二十條ノ三 株主の失權、端株の失權

會社が前條に定めた手續を踐んでも株主が株券を提供しないときはその株主は權利を失ふのであります。株主が株券を提供した場合に於て併合に適せざる端數あるときは其の株は失權致します。失權株のある時は會社は之に相當する株式を競賣して其の代金を失權株主に交附するものであります。端株と云ふのは例へば會社が二株を一株に併合するに一株三株と云ふやうに奇數の株は端數があつて正しく割り切れません。又三株を二株とする場合に二株四株と云ふやうに偶數の株數は卽ち端株を持つて居るのであります。

判例

七五〇、新株式又ハ代金ノ交附

二六四、東京控訴 虛僞ノ意思ヲ表示シ以テ株式ヲ讓渡シタル後株式會社ノ併合ニ依ル資本ノ減少アリ奇數ノ株式ハ他ヘ合同整理セラレタリトスルモ先ノ株式讓渡人ハ他ヘ合同セラレタル株式ノ外併合株ノ株主トナリタルモノト認ムヘク併合後ノ株式ヲ以テ本條新株式ナリトスルニ足ラス（大正五年ネ三六四號同六年一月一二日判決）

第二百二十條ノ四 失權通知及び失權公告

第百五十二條會社は失權通知を爲すこと、第百五十三條ノ二失權株主の氏名住所株券番號を公告することの規定は資本減少の場合にも準用されます。

第二百二十條ノ五 株式を目的とする質權の效力

株式併合の場合に於て從前の株式を目的とする質權は併合に因つて株主が受くべき株式及び金錢の上に存在するのであります

第八 解散

解散及び清算の規定

第七節 解散

第二百二十一條 會社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一、第七十四條第一號、第二號、第四號、第六號及ヒ第七號ニ揭ケタル事由

二、株主總會ノ決議

三、株主カ七人未滿ニ減シタルコト

第二百二十二條 前條第二號及ヒ合併ノ決議ハ第二百九條ノ規定ニ從フニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第二百二十三條 削除

第二百二十四條 會社カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外取締役ハ遲滯ナク株主ニ對シテ其通知ヲ發シ且ツ無記名式ノ株券ヲ發行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百二十五條 第七十六條第七十八條乃至第八十二條ノ規定ハ株式會社ニ之ヲ準用ス

第二百二十條ノ二乃至第二百二十條ノ五ノ規定ハ會社ノ合併ニ因リ株式併合ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十條ノ五ノ規定ハ會社ノ合併ニ因リ消滅スル會社ノ株式ヲ目的トスル質權ニ之ヲ準用ス

第八節 清算

解散

第二百二十六條　會社カ解散シタルトキハ合併及ヒ破産ノ場合ヲ除ク外取締役其ノ清算人ト爲ル但定欵ニ別段ノ定メアルトキ又ハ株主總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス

第二百二十七條　清算人ハ就職ノ後遲滯ナク會社財産ノ現況ヲ調査シ財産目錄及ヒ貸借對照表ヲ作リ之ヲ株主總會ニ提出シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第二百二十七條ノ二　清算人ハ財産目錄貸借對照表及ヒ事務報告書ヲ作リ定時總會日ヨリ一週間前ニ之ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

第二百二十八條　株主總會ニ於テ選任シタル清算人ハ何時ニテモ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ監査役又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ノ請求ニ因リ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第二百二十九條　殘餘財産ハ定欵ニ依リテ拂込ミタル株金額ノ割合ニ應シテ之ヲ分配スルコトヲ要ス但會社カ優先株ヲ發行シタル場合ニ於テ之ニ異ナリタル定アルトキハ此限リニ在ラス

第二百三十條　清算事務カ終リタルトキハ清算人ハ遲滯ナク決算報告書ヲ作リ之ヲ株主總會ニ提出シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第二百三十一條　削除

第二百三十二條　會社カ事業ニ著手シタル後株主取締役又ハ監査役カ其設立ノ無效ナルコトヲ發見シタルトキハ訴ヲ以テノミ其ノ無效ヲ主張スルコトヲ得

第九十九條ノ三乃至第九十九條ノ六及ヒ第百六十三條ノ二第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百三十三條　會社ノ帳簿其營業ニ關スル信書及ヒ清算ニ關スル一切ノ書類ハ本店所在地ニ於テ清算結了ノ登記ヲ爲シタル後十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス其ノ保存者ハ清算人其他ノ利害關係人ノ請求ニ因リ裁判所之ヲ選任ス

第二百三十四條　第八十四條第八十九條乃至第九十三條第九十三條ノ二第二項第九十五條第九十七條第九十九條第百五十七條乃至第百六十條ノ二第百六十三條乃至第百六十三條ノ四第百六十四條第二項第百六十七條ノ二第百七十條第百七十一條第百七十六條乃至第百七十九條第百八十一條第百八十三條乃至第百八十七條第百九十一條乃至第百九十三條及ヒ民法第七十九條第八十條ノ規定ハ株式會社ノ清算ニ之ヲ準用ス

會社は解散に依りまして其の營業を停止致します。唯清算の範圍内では猶ほ存續して居るのであります。

會社の解散

七五一、解散ト株主ノ地位

判例

一三八五、東京控訴　株式會社カ解散シタル場合ニ於ケル殘余財産分配請求權ハ株主權ノ内容ナルヲ以テ會社解散シ株主總會ニ於テ殘余財産配當ノ決議アリタルトキハ其配當ヲ請求スル權利ハ株主權ノ效力ニシテ株主權ノ滅失若クハ毀損ニヨリテ生スル代表物ニアラス從ツテ株主ニ對スル質權者ハ殘余財産配當請求權ニ對シテモ質權ヲ有スルモノニシテ配當ノ決議アリタル後配當請求權ニ對シ民法三百四條ノ規定ニ依リ差押ヲ爲サヽルモ質權ノ消滅スヘキ理由ナキモノトス（明治四三年三月一〇日判決）

一三八六、東京地方　凡ソ會社解散ノ場合其殘余財産分配請求權ハ株主權ノ内容ノ一部タリト雖モ之カ分配ニツキ株主總會ニ

定欵の變更

於テ決議セルトキハ株主カ殘餘財産配當額トシテ受クヘキ配當物ノ引渡權ニ轉換スヘキモノトス卽チ民法第三〇四條ニ所謂目的物ノ滅失又ハ毀損ニヨリテ債權者ノ受クヘキ金錢其他ノ物ニ該當ス從ッテ其ノ會社カ政府ノ買收ニ因リ解散シ株主總會カ殘餘財産分配ニ關シ決議ヲ爲シタル結果株主カ受クヘキ配當額タル國債又ハ現金ハ株主權ノ一部タル殘餘財産分配請求權ノ消滅ニ因リ株主ノ受クヘキ代償物ナリトス如上殘額ノ引渡ヲ求ムルニハ株主總會ノ決議ニ基クモノナルヲ以テ代償國債ヲ無記名公債ト同視シテ請求ヲ爲ス殘余財産分配ハ失當ナリ（明治四二年一二月二七日判決）

第二百二十一條 會社の解散原因

會社は左の事由に因りて解散致します。

一、存立時期の滿了其他定款に定めたる事由の發生（第七十四條第一號）
二、會社の目的たる事業の成効又は成効の不能（同條第二號）
四、會社の合併（同條第四號）
五、會社の破產（同條第六號）
六、裁判所の命令（同條第七號）
七、株主總會の決議
八、株主が七人未滿に減じたること

會社開業期間伸長ノ申請書 書式實例二百六十四（會社開業期間伸長ノ申請書）

申請書

會社開業期間伸長ノ申請

申請ノ趣旨

申請人××株式會社ノ開業期間ヲ×ケ月間伸長相成度候也

申請ノ原因タル事實

右申請人××株式會社ハ昭和×年×月×日設立シ同年×月×日本店所在地タル××區裁判所ニ於テ其ノ設立ノ登記ヲ爲シタルヲ以テ商法第四十七條ニ依リ其後六ケ月內ニ開業ヲ爲スヘキノ處右會社ノ目的トスル事業ハ鐵道事業ニシテ最初第一回ノ拂込株金ヲ以テ開業ヲ爲スニ充分ナリト信シタル處沿道以外ノ難工事有リシカ爲メ事業進捗ニ一變ヲ來シ右ノ第一回ノ拂込金ヲ以テシテハ開業ヲ爲スコトヲ得ス依リテ直チニ第二回ノ拂込ヲ爲サシメントスルニ定款ノ規定ニ依レハ總會ヲ招集シテ之ヲ決議セサルヘカラス而シテ目下其總會招集及ヒ決議ノ準備中ニ在ルモ相當ノ日時ヲ要スルヲ以テ到底六ケ月ノ期間タル昭和×年×月×日ニ於テ開業ヲ爲スコトヲ得ス然カモ是レ全ク經濟界ノ激變事業ノ遲延ニ基クモノニシテ全ク已ムヲ得サル正當ノ事由ト信シ申候右商法第四十七條ニ依リ玆ニ右開業期間ノ伸長ノ申請ヲ爲ス次第ニ有之候

昭和×年×月×日

申請人 ××株式會社
右法定代理人取締役 × 某

東京市×區×町×番地

右申請人法定代理人
取締役 × 某 ㊞

××地方裁判所々長 × 某 殿

解散

判例

七五二、解散後ハ存立期間ヲ延長スルコトヲ得ス

三八七、東京地方　存立期間ヲ延長スルハ會社ノ業務ヲ繼續スルモノニシテ清算ト相容レサルモノナルヲ以テ清算ノ目的ノ範圍ニ屬セス故ニ株式會社ハ其解散後ニ於テハ株主總會ノ決議ヲ以テスルモ之ヲ繼續スルヲ得ヘキモノニ非ス（大正元年ソ四五號同年三月二七日判決）

七五三、成效不能ノ意義

三八八、大審院　或時期ニ於テ會社ノ收入カ支出ニ及ハスト云フ事實アレハトテ會社ノ事業ニシテ將來收利ノ見込絕無ニ非サル以上ハ商法第二二一條ニ於テ授用セラレタル同法第七四條第二號ニ所謂會社ノ目的タル事業ノ成效ノ不能ト目スヘキニ非サルモノトス（大正一三年オ一一三七號同一四年七月二二日判決）

七五四、營業許可ノ取消ト成效不能トノ關係

三八九、同　上　保險事業ヲ目的トスル會社ハ株式會社ナルトヲ問ハス主務官廳ノ免許ヲ受クルコト能ハサル場合ニ於テハ保險業法第一條ノ規定ヨリ生スル當然ノ結果トシテ營業不能ノ爲メニ解散スヘキモノトス（大正一〇年オ二五九號同年五月二四日判決）

三九〇、東京區　無盡ヲ營ムコトヲ目的トスル會社カ主務大臣ヨリ營業免許ヲ取消サレ而モ他ノ事業ノ兼營ノ認可ナキトキハ該會社ハ營業免許ノ取消ト同時ニ其ノ目的トスル事業ヲ法律上爲スコト能ハサルニ至リタル爲メ當然解散シタルモノトス（大正一〇年オ三九九號同年五月三一日判決）

七五五、成效不能ニアラサル例

三九一、東京地方　株式會社ノ目的タル事業完了シ又ハ其ノ成效不能ト爲リタル場合ニ於テ其ノ業務執行員タル者カ擅ニ株式ノ募集ヲ中止シタリトスルモ單ニ其ノ一事ニヨリ組合ノ目的タル事業カ成效ノ不能ニ歸シタルモノト謂フヲ得ス（大正六年ソ四三五號同年七月九日判決）

七五六、會社機關ノ存續

三九二、大審院　株式會社ノ破產カ會社解散ノ原因タルコトハ商法第二二一條第一號第七十四條第六號ニ依リテ明白ナルモ株式會社ノ解散後ニ於テ會社カ清算ノ範圍內ニ於テハ尙ホ存續スルモノト見做サルルコトモ亦同法二三四條第八四條ニ依リテ明白ナレハ其準用ニ依リ破產ニ依ル會社ノ解散後ニ會社ハ尙ホ存續シ從ツテ取締役其他ノ會社機關ノ存續スルコト亳モ疑ヲ容レサル所トス（大正九年オ二六一號同年五月二十九日判決）

七五七、失權通知無效確認ノ訴ノ相手方

三九三、同　上　株式會社カ破產シタルトキト雖モ取締役ハ破產管財人ノ權限ニ屬スル破產財團ノ管理又ハ處分ヲ爲スコトヲ得サルニ止マリ會社ノ破產ノ一事ヲ以テ當然取締役ノ資格消滅スト斷スヘカラサルコトハ商法第二二六條第一項ノ趣旨ニヨルモ明カナリトス（大正一三年オ六六四號同一四年一月二六日判決）

三九四、同　上　甲カ乙會社ノ取締役タル資格ニ於テ原告ト爲リ乙會社ニ對シ會社カ株主ニ爲シタル失權通知ノ無效確認ヲ求メ乙會社ノ監査役丙カ右會社ノ訴訟ヲ代表シツツアリシニ乙會社ハ破產ノ宣告ヲ受ケ丁カ破產管財人トシテ其訴訟ヲ受繼キタリトスルモ右ハ直接ニ破產管財人ノ權限ニ屬スル破產財團ノ管理又ハ所分ヲ目的トスルモノニ非サルヲ以テ右乙會社ノ破產ニ因リ甲ノ同會社ノ取締役タル資格消滅シ右訴訟提起ニ付其資格ヲ有セサルモノト爲スヲ得サルモノトス（大正一三年オ六六四號同一四年一月二六日判決）

七五八、解散ノ效果

三九五、大阪地方　會社ハ解散ノ後ニ於テハ其ノ營業能力ヲ喪失シ單ニ清算ノ目的ノ範圍內ニ於テノミ存續スルモノト看做サルルニ過キサルモノトス（大正一三年ソ二一二〇號同一四年一月二七日判決）

七五九、解散前ノ契約ノ效力

三九六、東京地方　會社カ解散前有效ニ締結シタル契約（自己ニ對スル債權ノ讓渡制限ニ關スル特約）ハ解散後當然效力ヲ失フヘキ理ナシ（大正六年レ二〇七號同七年六月二八日判決）

七六〇、積立金返還

三九七、同　上　會社カ解散ニ依リテ直チニ積立金ヲ返還スヘキ義務ヲ負擔スルトキモ右ハ單ニ辨濟期ノ變更アリタルニ止マリ解散ニヨリテ當然積立金債權ノ同一性ニ變動ヲ生シ別個ノ債權ヲ生スヘキ理由ナキモノトス（大正六年レ二〇七號同七年六月二八日判決）

第二百二十二條　會社解散の決議

解散の決議及び合併の決議は第二百九條の規定に從ふに非ざれば爲すことを得ないのであります。其の方法は總株主の半數以上資本の半額以上に當る株主出席して其の議決權の過半數を以て之を決するのであります。無記名式の株券を有する者が株券を供託しない時は決議に加はることを得ません。

解散

七六一、解散ト特別決議ノ必要

二三九、大審院　株主總會カ株式會社解散ノ決議ヲ爲スニハ商法第二〇九條ノ規定ノ如ク總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半數以上ニ當ル株主出席スルコトヲ要スルコト同法第二二二條第二二一條第二〇九條ノ規定ニ徴シ明瞭ナリトス

七六二、定足數ノ株主出席ナキ總會ノ解散決議ノ效力

二三九、同　上　商法カ株主總會ノ決議ニ付テハ原則トシテ出席株主ノ定足數ヲ定メス單ニ出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ決議ヲ爲ス可キ旨規定スルニ係ラス會社ノ解散其他二三ノ重要事項ニ限リ特ニ二〇九條ニ於テ出席株主ノ定足數ヲ定メタル點ニ依リテ之ヲ觀レハ此等事項ノ決議ヲ爲スニハ絕對ニ第二〇九條ノ定足數ノ株主ノ出席ヲ必要トシ普通議決ノ方法ニ依ルコトヲ許ササルモノト解スヘキヲ以テ會社解散ニ關スル規定ハ所謂强行規定ニシテ右定數ノ株主出席ヲ以テ之ヲ爲スニ非レハ會社解散ノ株主總會決議ハ成立セサルモノト認ムルヲ相當トス　大正九年オ九五一號同一〇年七月二七日判決）

二三〇〇、同　上　商法第一六三條ノ決議無效ノ訴ヲ俟ツテ始メテ無效トナル決議ハ初ヨリ株主總會ノ決議トシテ無效ナルモノヲ包含セサルコトハ同條ノ解釋上疑ヲ容レサルヲ以テ叙上定足數ニ滿タサル出席株主ノ過半數ヲ以テ爲シタル會社解散ノ決議ノ如キハ同條ノ無效ノ訴ヲ俟ツテ始メテ無效トナルモノニ非サルモノトス（同上判決）

二三〇一、東京地方　商法第二二二條第二〇九條ノ規定ハ定款ノ變更若クハ會社解散ノ如キ會社並ニ株主ノ利害ニ重大ナル關係ヲ及ホスヘキ決議ニアリテハ特ニ之カ方法ヲ愼重ナラシムル必要アリトシ其趣旨ニ合セン爲メ特別ナル決議方法ヲ定メタルモノト解ス可ク從ツテ同條ニ違反シテ爲サレタル決議ト雖モ決議トシテ全然適セサルモノト爲スヘキニ非ス只ニ株主ハ商法第一六三條ノ規定ニ從ヒテ之ニ無效ノ宣告ヲ求メ得ヘシト雖モ同條ニ依リテ之ヲ爭フモノナキ場合ニ於テハ決議自體ニ付キ無效ノ原因存在セサル限リ法律ハ之ヲ有效ニ存續セシムルノ趣旨ナリト解セサルヘカラサルモノトス（大正九年ワ二一六七號同一〇年二月一二日判決）

七六三、合併ニ付テノ取締役ノ權限

二三〇二、大審院　株式會社ノ合併ハ商法二〇九條ノ規定ニ從ヒ株主總會ノ決議ニ依リテノミ爲スコトヲ得ルモノナレハ取締役ハ同決議ニ基クニ非サレハ會社ヲ代表シテ他ノ會社ト合併ニ關スル契約ヲ締結スル權限ナキモノトス（大正八年オ一一〇號同九年六月一〇日判決）

二三〇三、同　上　取締役ノ爲シタル會社ノ合併ノ豫約ハ縱令株主總會ニ於テ該豫約ヲ承認シタリトスルモ其承認ニ基キ相手方ニ追認ヲ爲ササル以上ハ該豫約ハ會社ニ對シ何等ノ效力ヲ生セサルモノトス（同上判決）

二三〇四、東京控訴　合併ハ商法ニ定ム　株主總會ノ特別決議ニ基キ之ヲ爲スモノニシテ其決議ハ決議當時ノ株主ノ自由意思ニ依リテ之ヲ得ラルヘキモノナレハ取締役ハ合併決議前ニ於テ合併契約ヲ締結スルノ權限ナキハ勿論自ラ合併ノ條項ヲ定メテ株主總會ノ決議ヲ得ヘク會社ヲ羈束スル契約ヲ他ノ會社ノ法定代理人ト締結スルノ權限ヲ有セサルモノナルヲ以テ假リニ乙會社ノ取締役カ同會社ヲ代表シ甲會社ノ取締役トノ間ニ合併ノ條項ヲ定メ其條項ニ從ヒ兩會社ノ合併ヲ爲スヘキ合併豫約ヲ締結シタリトスルモ該契約ハ甲會社ヲ拘束スルノ效力ナキモノトス（大正八年ネ三號同年九月一日判決）

七六四、承繼ノ性質

二三〇五、東京地方　合併後存續スル會社カ合併ニ依リテ消滅シタル會社ノ權利義務ヲ承繼スルハ自然人ニ於ケル相續ト同シク一切ノ財産上ノ權利義務ヲ包括的ニ承繼スルニ外ナラサルモノトス（大正一三年ワ二四三號同年五月八日判決）

七六五、承繼ノ範圍

二三〇六、同　上　公法上ノ權利義務ノ如キハ合併ニ依リテ必スシモ存續會社ヘ移轉スルモノニ非ス各個ノ權利義務ノ性質ニ付之ヲ判定スヘキモノトス（同上）

七六六、承繼スル民事訴訟ノ範圍

二三〇七、同　上　合併ニ因リテ消滅シタル會社ヲ一方ノ當事者トスル財産權上ノ民事訴訟ハ存續會社ニ依リテ受繼セラルヘキモノトス

ヘキモノナレトモ之レニ反シ消滅會社ノ設立無效即其ノ法人格ノ存否ヲ爭フ訴訟ノ如キハ自然人ノ身分關係ヲ爭フ訴訟ト等シク財産上ノ請求ニアラサルヲ以テ消滅會社ヲ相手方トス可キモノニシテ全然別個ノ人格ヲ有スル存續會社ヲ相手方ト爲スヘキモノニ非サルモノトス（同上）

七六七、未拂込會社ノ合併ト增資制限

一三〇八、同上　甲會社ノ設立及ヒ甲乙會社ノ合併ノ結果存續會社タル乙會社ハ未タ株金全額ノ拂込ナキニ拘ラス其資本ヲ增加スルニ至リタリトスルモ斯ノ如キ設立及ヒ合併ヲ禁止スル法規ノ存在セサル限リ之ヲ以テ直チニ脫法行爲ナルカ故ニ無效ナリトハ爲シ難ク又ハ公序良俗ニ反スルモノト認メ難キモノトス（同上判決）

第二百二十三條　削除

第二百二十四條　解散の通知及び公告

會社が解散した時は破産の場合を除く外取締役は遲滯なく株主に對して其の通知を發し且つ無記名式の株券を發行したる場合に於ては之を公告することを要します。

第二百二十五條　解散の登記

第七十六條の會社が解散したときは合併及び破産の場合を除く外二週間內に本店及び支店の所在地に於て其の登記を爲すこと。

書類作成

第七十八條　合併決議の日より二週間以內に財産目錄貸借對照表の作成及び二ヶ月を下らざる一定の期間內に知られざる債權者に對する公告又は知れたる債權者に各別に催告を爲すこと。

債權者に對する辨濟

第七十九條債權者に對する辨濟又は擔保を提供すること。

手續の欠缺

第八十條公告及催告手續を欠缺して爲したる合併は債權者に對抗し得ざること。

合併後の登記

第八十一條合併後二週間以內に本店及び支店の所在地に於て左の登記を爲すこと。

一、合併後存續する會社に付ては變更の登記を爲し。

二、合併に因りて消滅したる會社に付ては解散の登記を爲し。

三、合併に因りて設立した會社に付ては設立の登記を爲す。

權利義務の承繼

第八十二條合併後存續する會社又は合併に因りて設立する會社は合併に因りて消滅した會社の權利義務を承繼することの諸規定は株式會社に準用されるのであります。

株券提供の通知

第二百二十條ノ二の會社合併の場合に會社は三ヶ月を下らざる一定の期間內に株券提供及び若し株券を提供せざるときは株主の權利を失ふ旨を株主に通知すること。

新株式の競賣

第二百二十條ノ三右の手續に對して株主が株券を提供せざるときは權利を失ふ、この場合には新株式を競賣にして其代金を從前の株主に交付すること。

失權株式の公告

第二百二十條ノ四、權利喪失の場合に會社は遲滯なく其の株主の氏名住所及び株券番號を公告すること。

質權者の權利

第二百二十條ノ五、質權者の權利は新株式及び金錢の上に及ぶこと。

同

前四條の規定は株式併合の場合に之れを準用致します。

第二百二十條ノ五、質權者の權利は株式を併合せざる場合に於て合併に因り消滅する會社の株式を目的とする時も其の上に權利は存在するのであります。

解散ノ登記

書式實例二百六十五（解散ノ登記）

株式會社解散登記申請

一、商　號　××株式會社

一、本　店　東京市×區×町×番地

一、登記ノ目的　解散ノ登記

解　散

一、登記ノ事由　昭昭×年×月×日解散シタルニ因リ本店（又ハ支店）ノ所在地タル當所ニ於テ其登記ヲ求ム

一、解散ノ事由　存立時期ノ滿了（又ハ株主總會ノ決議等）ニ依ル

（又ハ東京市×區×町×番地△△株式會社ト合併シタルニ因ル）

一、登錄稅　金七圓（支店所在地ハ二圓）

一、添付書類　一通

株主總會ノ決議錄

合併ノ場合ニハ商法第七十八條第二項ノ公告及催告ヲ證スル書類　×通

異議ヲ述ヘタル債權者ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面　×通

右登記相成度申請候也

昭和×年×月×日

東京市×區×町×番地

申請人　××株式會社

東京市×區×町×番地

取締役　×　某㊞

東京市×區×町×番地

取締役　×　某㊞

會社合併公告

東京區裁判所御中

書式實例二百六十六（會社合併ノ公告）

公　告

當社ハ昭和×年×月×日臨時總會ニ於テ△△株式會社ヲ合併シ其ノ權利義務ヲ承繼シ存續スルノ決議致候ニ付右決議ニ對シ異議アル債權者ハ昭和×年×月×日迄ニ御申出相成度商法二百二十五條ニ依リ此段公告候也

昭和×年×月×日

東京市×區×町×番地

取締役　×　某㊞

東京市×區×町×番地

監査役　×　某㊞

××株式會社

合併解散公告

書式實例二百六十七（合併解散公告）

公　告

當會社ハ昭和×年×月×日開會ノ臨時株主總會ニ於テ××株式會社ニ合併シ解散スルノ決議致候ニ付右ニ對シ御異議有之候債權者ハ同年×月×日迄ニ御申出相成度商法二百二十五條ニ依リ此段公告候也

昭和×年×月×日

解散

書式實例二百六十八（合併契約書）

契約書

右甲乙間ニ於テ其合併ヲ爲ス爲メ左ノ契約ヲ締結ス

一、甲ハ乙ヲ合併シ本契約當時ニ於ケル乙ノ營業權現存財産其他總テノ權利義務ヲ承繼ス

二、乙ハ甲ニ對シ前項ニ揭ケタル營業權現存財産其他總テノ權利義務ヲ移轉シテ解散ス其株主ハ甲ノ株主ト爲ルモノトス

三、乙ノ營業權現存財産其他總テノ權利義務ヲ合シテ金×萬圓ト評價シ之ヲ各株式ニ應シテ分割シ其ノ金額ヲ以テ合併後存續スル甲會社ノ株式ト引換フルモノトス

四、甲ハ本契約ノ日ヨリ二週間以內ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ本契約ニ因リ變更事項ノ登記ヲ爲シ乙ハ同期間內ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ爲スヘシ

右契約ヲ證スル爲メ本證二通ヲ作成シ各署名捺印シ各一通ヲ保持ス

昭和×年×月×日

東京市×區×町×番地
契約當事者　×　×　株　式　會　社（以下便宜上甲ト稱ス）
右法定代理人取締役　×　某

東京市×區×町×番地
契約當事者　△　△　株　式　會　社（以下便宜上乙ト稱ス）
右法定代理人取締役　△　某

書式實例二百六十九（合併契約書）

契約書

右當事者間ニ於テ其ノ合併ヲ爲スニ付左ノ契約ヲ締結ス

一、甲ハ乙ヲ買收合併シ乙ハ本契約締結ノ時ニ於ケル其ノ營業權現存財産其他總テ權利義務ヲ甲ニ移轉ス

二、甲ハ前項買收合併ヲ爲ス爲メ金×萬圓ヲ乙ニ支拂ヒ乙ハ之ヲ收受セリ

三、乙ハ本契約ノ日ヨリ二週間內ニ其ノ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其ノ解散ノ登記ヲ爲スコト

解　散

東京市×區×町×番地
契約當事者　×　×　株　式　會　社（甲）
右法定代理人取締役　×　某

東京市×區×町×番地
契約當事者　△　△　株　式　會　社（乙）
右法定代理人取締役　△　某

××株式會社法定代理人取締役　×　某　㊞
△△株式會社法定代理人取締役　△　某　㊞

△△△△

一、甲ト乙ト合併ヲ爲シ互ニ會社ヲ消滅セシメ別紙定欵ト爲スヘキ規定ニ基キ〇〇株式會社ヲ設立ス

二、甲乙ハ此契約締結ノ日ヨリ二週間以内ニ各本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ爲シ各會社ハ同期間ニ〇〇株式會社ノ設立ノ登記ヲ爲スヘシ

三、甲乙ノ合併ニヨリテ設立スヘキ〇〇株式會社ノ定欵及ヒ兩會社ノ財産及ヒ株式其他ノ事項ハ別紙ニ之ヲ掲ケ本契約書ニ添付ス

右契約ヲ立證スル爲メ本證二通ヲ作成シ各署名捺印シ各一通ヲ保持ス

昭和×年×月×日

右××株式會社法定代理人取締役　×　某　㊞

右△△株式會社法定代理人取締役　△　某　㊞

合併ニ因ル變更登記申請書

書式實例二百七十（合併ニ因ル變更登記申請書）

合併ニ因ル株式會社變更登記申請

一、商　號　××株式會社

一、本店（又ハ支店）　東京市×區×町×番地

一、登記ノ目的　合併ニ因ル株式會社變更ノ登記

一、登記ノ事由　昭和×年×月×日定時（又ハ臨時）株主總會ノ決議ニ依リ同年×月×日東京市×區×町×番地△△株式會社ヲ合併シタルニ因リ本店（又ハ支店）ノ所在地タル當所ニ於テ

其登記ヲ求ム變更ノ事項左ノ如シ

增加資金　金×萬圓也

增加シタル各株ニ付キ拂込ミタル株金額金×圓×錢也

一、課税標準價格　金×圓也

一、登　錄　税　（課税標準價格ノ千分ノ五）

一、添　付　書　類

株主總會ノ決議書　一通

株主名簿　一冊

右登記相成度此段申請候也

昭和×年×月×日

東京市×區×町×番地

申請人　××株式會社

東京市×區×町×番地

取締役　×　某　㊞

東京市×區×町×番地

取締役　×　某　㊞

東京市×區×町×番地

東京區裁判所御中

取締役　×　某　㊞
東京市×區×町×番地
監査役　×　某　㊞

判例

一三〇六、東京地方　株式會社合併ノ場合ニ於テ合併後存續スル會社ニ付テ其本店ノ所在地ニ於テ變更登記ヲ爲スコトヲ要スル二週間ノ期間ハ合併ノ時ヨリ起算スヘキモノトス（大正九年ヒ四號同年三月三一日判決）

一三〇、大審院　合併後存續スル會社ハ合併ニ依リテ消滅シタル會社ノ權利義務ヲ包括的ニ承繼スルコトハ商法第八二條ノ定ムル所ニシテ義務ヲ承繼スルノ規定ハ合併ニ因リ消滅シタル會社ノ債權者ヲ保護スル爲メニ設ケラレタルモノナレハ公益規定ニシテ一般ニ義務ヲ承繼セサル旨ノ反對決議ヲ爲スモ無效ナリト謂ハサルヘカラス（大正六年オ六三九號同年九月二六日判決）

一三一、廣島地方　合併ノ場合存續會社又ハ新設會社カ消滅シタル會社ノ權利義務ヲ包括的ニ承繼スヘキコトハ實ニ會社合併ノ本質ナルヲ以テ商法第八二條ハ强行規定ト解スヘク該規定ニ反スル決議ハ無效ニシテ會社ノ債權者ニ對抗スルコトヲ得サルモノトス（大正六年レ五號同年六月九日判決）

一三三、東京控訴　株式會社カ合併シタル場合ニ於テ其ノ權利ヲ債權者其他ノ第三者ニ對抗スルニハ何等ノ手續ヲ要セス合併ト同時ニ對抗シ得ヘシ（明治四〇年ナ三九號判決）

七六八、合併後登記ノ起算點

七六九、權利義務ノ承繼ト反對決議ノ效力

第九　清　算

清算の意義

株式會社が解散した時は合併、破産を除く外必ず法定清算を爲すのであります。この事は株式會社の資本團體たる性質上から見て當然のことであります。

合名會社にあつては解散後の會社財産の處分を定款又は總社員の一致を以て自由にすることが出來ますが株式會社にありてはこの會社財産の自由處分は許されません必ず法定清算の手續に依るのであります。

判例

一三三、大審院　株式會社ノ解散ノ場合ニハ合名會社及ヒ合資會社ニ關スル商法第八五條第一〇五條ノ如キ規定ナキヨリ看レハ商法ハ合併及ヒ破産ニ因ル解散ノ場合ヲ除キ法定ノ清算手續ヲ履踐スヘキコトヲ必要トシタルヤ論ヲ俟タス（明治四五年オ二二一號大正二年六月二八日判決）

七七〇、株式會社ニ自由清算ナシ

第二百二十六條　清算人の選任

會社が解散した時は合併及び破産の場合を除く外取締役が其の清算人となります。但し定款に別段の定めあるとき、又は總會に於て他人を清算人に選任した時はこの限りでありません。

清算人となる者のない時は裁判所は利害關係人の請求に因り清算人を選任致します。

清算人の數は一名でも數人でも宜しいのであります。本規定は民法第七十四條と同樣の意味であります。

合併の場合は合併に因つて存續する會社が解散會社の權利義務一切を包括的に承繼するのでありますから清算は不必要であります。又破産の場合には破産手續に依りて破産管財人が會社の殘務を終了し債權を取立て債務を支拂ひますから清算人を必要と致しません商法八十二條も同樣意味であります。

株式會社清算人選任申請

申請趣旨

××株式會社ノ清算人選任相成度候也

申請ノ原因タル事實

右申請人ハ前記××株式會社ノ取締役（株主債權者又ハ××利害關係人）ナル處右會社ハ昭和×年×月×日解散シ而シテ株主總會ニ於テ東京市×區×町×番地×某ヲ清算人ニ選任シタルニ右×某ハ之カ就職ヲ承諾セス爲メニ清算人タル者ナク商法第二百二十六條第二項ニ所謂清算人タル者ナキニ至リ候ニ付商法第二百二十六條及ヒ非訟事件手續法第百三十六條ニ依リ右清算人ノ選任ヲ求ムル次第ニ有之候

昭和×年×月×日

東京市×區×町×番地
××株式會社
東京市×區×町×番地
申請人　×　某
（取締役、又ハ利害關係人債權者）

東京區裁判所御中
（印紙二十五錢）

判例

七七一、法定清算人

一三四、東京區　目的タル事業ノ不能ニ依リ株式會社ノ解散シタル場合ニハ同時ニ其取締役カ清算人ト爲ルコトハ商法第二二六條第一項ノ規定ニ徴シ明白ナリトス（大正一〇年ハ三九九號同年五月三一日判決）

七七二、解散ト取締役

一三五、大審院　取締役ハ會社ヲ代表シ其本來ノ目的タル業務ヲ執行スル爲メ選任セラレタルモノナレハ會社カ解散スルトキハ同時ニ當然其代表者タル資格ヲ失フモノトス（明治三八年オ九二號同年四月一九日判決）

七七三、破産ノ場合

一三六、同　上　商法二二六條第一項カ破産ノ場合ヲ除外シタルハ會社ノ取締役ヲ存續セシメサル趣旨ニアラスシテ普通ノ場合ニ於テハ取締役カ當然清算人ト爲ルニ反シ此場合ニ於テハ破産裁判所ノ選定シタル管財人ニ於テ破産機關トシテ一切ノ清算事務ヲ處理スルヲ以テ特ニ取締役ヲ清算人タラシムル必要ナキニ因ルモノトス（大正九年オ二六一號同年五月二九日判決）

七七四、法定清算人ト總會ノ清算人選任

一三七、東京區　法律上當然清算人ト爲リタル者ハ株主總會ノ決議ニ因ル外解任セラレサルモノニシテ從ツテ株主總會ニ於テ解任ノ決議ナキ限リハ當然清算人ト爲リタル者ハ依然トシテ其任ニアルモノナレハ株主總會ニ於テ爲サレタル清算人ノ選任ハ其效力ヲ生スヘキ謂ハレナキモノトス（大正一〇年ハ三九九號同年五月三一日判決）

七七五、株主總會ハ何人ヲモ清算人トスルコトヲ得

一三八、東京地方　清算人ノ選任ハ株主總會ニ於テ之ヲ爲スヲ要スルヤ勿論ナリト雖モ法律ニ何等其選定ノ方法ヲ制限スル所ナキヲ以テ株主總會ニ於テ株主自ラ直接ニ其ノ選定ヲ爲スト他人ヲシテ之ヲ選定セシムルカハ一ツニ株主總會ノ選ム所ニ任スヘク何レニスルモ株主總會ニ於ケル選任タルヲ妨ケサルヘシ（大正四年ワ一四一號同年一〇月二一日判決）

七七六、清算人タル者ナキ場合ノ例

一三九、東京控訴　定款ニ株主總會ノ選任ヲ定メタルトキハ清算人全部カ裁判所ノ命令ニ依リ辭任セラレタル場合ニ於テモ株主總會ニ於テ選任セラレタル者其後ノ清算人ト爲ル可キモノナレトモ株主總會ノ招集ヲ爲シ選任ヲ爲ス迄ハ商法二二六條第二項ニ所謂清算人ナキ場合ニ該當スルヲ以テ